

外猿樂を興行し、田樂獅々舞壯觀華美を盡せしとぞ(天元實記成績編年)。

朝鮮軍中訴訟以下上裁の事

黒田淺野等が石田三成と遺恨の發りいかにいへば、朝鮮の合戦最中に太閤の御下知を傳ふる事有つて、黒田如水、淺野長政と兩人朝鮮へ渡海せり、其頃石田三成、増田長盛、大谷吉繼の三奉行も彼地に渡海して有りければ、三人殿下の命を聞いて相談する事もあらんかと、黒田淺野が陣屋へ参りたり、此の時如水長政兩人は基を圍みて居たるが、其わざに入つて三奉行が來りしに心付かず、挨拶もせざりし故、三成其無禮を憤り大谷が袖を引き、増田が方にくばせし席を起つて歸る、如水長政爰に於いて心付き人を馳せて留めしかども、三成更に聞入れず、大切の基を打たれよとて吾が陣屋へ歸り再び會せず、歸朝の後此事にことをそへて三成例の巧言令色を取り飾り、如水長政は秀吉公の命を蔑如し、奉行等を輕侮する旨讒言をなしければ、大閤大に怒り給ふ、如水長政は是れより深く三成を怨みたれば、長政が子幸長も三成と不快に成り、如水が子甲斐守長政も三成を憤る、加藤清正は小西行長と戦功を争ひ互に確執な

るに、三成は其の小西と殊更睦じければ清正を甚だ憎む、此故に黒田長政、淺野幸長、加藤清正三將朝鮮蔚山にての大功を、目付役福原太田垣見熊谷早川五人と牒し合せ、危路に注進し、わざと太閤の耳に入れざる故太閤稱美せられず、太閤覺せられし後長政幸長清正の三將戦功の空しく成りしを憤る所、福島正則、池田輝政、細川忠興、加藤嘉朋も兼ねて石田が愛憎により讒言を専らにする事を憤れば、清正幸長長政に荷擔して既に此の輩黨與して三成を討ち果さんとせし所、神君の御はからひを以て三成を佐和山へ蟄居せしめ、世上の騷動靜謐し、神君は向島より伏見の本城にうつらせ給ふ後は、まして其の御威光一天四海にかゝり、細川越中守忠興には豊後木付にて五萬石増封せられ、森右近大夫忠政は、信州川中島にて二萬五千石加へ給ふ、堀尾帶刀吉晴には越前府中五萬石を加増し、是等は皆當春以來世上騷動を取りしづめし功を賞せられし所とぞ聞えし、是等皆神君獨斷の御政務にて、浮田毛利上杉等の三老は手も出し得ぬ時勢とはなりにけり、依つて太閤在世より溢滞延引せし諸國の訴訟争論ども追々召出され、理非明白に裁斷を加へ給へば、下に冤罪を恨むる民もなく、上に邪曲をたくむ姦吏も絶えんとす、此時にあたりかの黒田

淺野加藤等の三將は、福原始め五人の目付共朝鮮陣中注進の邪曲を糺さんがため、既に先日も石田三成迄申達せし所、三成が返答無禮なる故我々三成を踏殺し申すべしとせしに、内府公御扱ひ有つて三成佐和山へ蟄居せしうへは、三成が事は相手とするに足らず、五人の目付ども邪曲の實否只今に於いては内府の明斷を願ひ奉るとの事なり、神君捨て置き給ふべきにあらずと大に心を惱し給ひ、大坂の奉行共を召呼ばれ、其外朝鮮へ渡海せし大坂の右筆并に小役人ども大勢召して、其時の實否を内々御穿鑿ありしに、其時軍監として渡海せし七人の目付の中に、福原始め太田垣見熊谷早川五人は石田が内意を含み、相違の注進せんとせしを、同役毛利伊勢守高政、竹中伊豆守重成二人は同意せざりしかば、福原少し文詞を改正し、強ひて毛利竹中にも加判させ注進に及びけるにより、此節竹中毛利と福原始め五人の目付中争論ありしも、世上の風説相違なき趣なり、其の上にも藤堂高虎は毛利伊勢守と入魂のよし聞召して、高虎をして毛利にも問せられしに、毛利其節の陣中の日記を高虎に渡して内々御覽に備ふかく内々御穿鑿し給ひし上にて雙方對決仰せ付けらる、其日は故太閤在世御前吟味の如く、奉行諸役人列座の席へ雙方御前へ召出され、徳善

院を以て淺野加藤黒田の三人戦功注進の事により、目付中其節口論の次第委細申上ぐべしと仰出さる、其時竹中は病氣にて出でず、福原始め五人の目付は未だ一言を申さず、毛利申しけるは右注進の節、伊豆並に某兩人不同意にて、福原始め五人の同役と争論に及び候事は、世上風説の如く少しも相違なく候、乍併右馬助少し文言改め候後、某等兩人も加判仕り候うへは、只今に於て兎角申すべき様はなく候、七人同様の御沙汰になし下さるべしといふ時、淺野長政進み出で、福原はじめ五人の者へ向ひ、各朝鮮渡海以前仰付られたる誓詞に、七人相談吟味を相遂げ評議の上、一決の言上に及ぶべきは第一の御條目に候處、竹中伊豆、毛利伊勢兩人不同意にて、加判致す間敷くと申すに付いて争論の事御不審少からず、我々も同じく不審する所也、此段詳に申聞けらるべしと有りしに、福原始め五人の目付一言も申開く詞なく閉口すれば、神君御座を立ち給ふ、其後淺野長政宅へ福原始め五人の者ども呼出して、朝鮮は海路遙かに隔りたること故、諸將戦功殿下逐一聞召し給はんため、御目付として各を遣はさるゝ所、依怙最眞の注進を申上げ不届けの至り也、依つては重科にも處せらるべしといへども、幼君御代始めの事故内府公寛宥の御沙汰を以

て各領知召上げられ、改易仰付けらるゝ旨申渡しけり、此の時福原右馬助は三成が聲ゆゑ佐和山に寄食す、垣見和泉守、熊谷内藏允は三成入魂ゆゑ佐和山邊にて扶助し、太田飛驒守は筑紫に下り蟄居し、早川主馬長敏は奥州の方へさすらひしが、翌慶長五年神君會津御征伐として御出陣跡に及び、石田三成の推舉にて福原垣見太田熊谷四人は大坂へ召返され、福原は濃州大垣城代になり、垣見熊谷は同城備中郭を守り、太田は舊領豊州白杵の城に籠り、垣見が舊領富來城、熊谷が舊領安岐城等は其の家人ども廢城を取立てて籠りし也(此の一條原書曖昧にしてさだかならず、基業にも福原始め奉公感狀、其外注進案文等を出し陳防す、されども福原は采地收公せられ、其餘はたゞ逼塞すと記したり、天元實記に記す所頗る詳悉也、今これに従ふ)、又志州鳥羽城主九鬼大隅守嘉隆と、勢州岩手の城主稻葉藏人道通と年來の爭論あり、是れは稻葉が領地より出す材木、九鬼領内の川を下す故、先年は稻葉が方より其抽税とて材木并に銀を九鬼方へ出しけるに、太閤薨去の頃より稻葉其抽税を出さず、九鬼是れを憤り奉行に訴ふ、奉行等評議して然らば此後雙方和談し、今より後往古抽税の數半を以て約定すべしと裁斷すると雖も、九鬼更に承服せず、是

非古來の如く少しも減せず抽税を取らんと憤る故、又爭論再發し奉行等も裁斷に及びがたく神君の上裁をあふぐに至る、依つて又雙方御前へ召出され、奉行等を以て其旨趣を尋問せられし上にて、故太閤萬民徭役のしげきを憐まれ、仁心を以て宇治淀川の漕税をゆるされしが、遠國迄は未だ命令届かざる間に太閤薨せられしなれば、太閤在世ならんには此抽税もゆるさるべき事也と仰せければ、九鬼は遂に非據に定まりし故、嘉隆大に恨を含み、關ヶ原の一亂に及んで三成が徒黨となりしとぞ、其外に宇治の茶商等が茶料の願等も數年延滞せしが、此時上裁に依つて願の儘に許されたり(天元實記基業)。

諸大名歸國附大坂御下向の事

神君其頃伏見在番の奉行の外に、大坂奉行一人罷り上るべしと仰出されしかば、増田右衛門尉長盛參上す、依つて仰出されしは、朝鮮在陣して辛苦せし諸將は、浮田毛利等を初め戰勞莫大の事也、太閤在世あらんには夫れく軍功を稱美して恩賞をも施さるべけれど、秀頼卿幼稚の事なれば左様にもなし難し、せめては朝鮮渡海の輩は歸國の暇を賜ひ、明年冬迄も民を育し兵を休めんやう計らはせ然るべし、

我等かく申したる趣、大老へも告げて相談あるべし、浮田毛利の兩大老も朝鮮在陣中久々名護屋に詰められ、今に大坂に在勤は、千萬の苦勞なりと仰せければ、増田大阪に歸り浮田毛利上杉前田に仰せを傳ふ、浮田毛利は何の思慮もなく、我々秀頼卿御成長迄は大坂へ在勤せずしてはかなはぬ事と存じたりしに、内府かく内意ある上は我々一先づ歸國の御暇給はるべしと大に悦ぶ、奉行より其趣伏見へ申上ぐれば、然らば太閤在世の如く暇の賜物も用意有るべしと仰付けらるゝ、其時上杉景勝、前田利長も奉行を以て伏見へ申上げけるは、浮田毛利の兩中納言歸國あれば、拙者共兩人相残り内府末列に加はり申すべき事ながら、景勝は去年國替して越後より會津へ歸ると雖も、間もなく上洛せし故國中仕置とくのはず、内府かねて知り給ふ如く、奥筋は一揆所の事なれば一日も早く下り國法を申付け度く候、利長は當春父大納言卒去、利長其跡を繼げども未だ入部せず、領内覺束なし、弟能登守を召連れ北國筋の掟も正し申度しとの事也、奉行等上杉前田の願の趣伏見へ申上げなば、内府定めて御怒りあらんと乍恐申上ぐれば、聊か滞りなく、兩人の願も尤もの事也、勝手次第歸國し、來年三月にも至り領國邊雪消えを待つて、ゆる／＼參現有るべしと仰

出さるれば、兩人も大に悦びて發足せり、生駒中村堀尾の三中老も歸國し、奉行には長束政家も暇給はり領地に赴きける、加藤清正も肥後に歸り、黒田如水は豊前へ歸り、細川忠興は丹後に歸る、(大成記天元實記基業)、八月初旬にいたり神君久しく御參内あらせられず、傳奏衆へ評議してはからふべしと、前田德善院へ命ぜらるれば、德善院傳奏へ申して天氣をうかゞひ十四日御參内あり、御歸路に高臺院(政所の事)上立賣の館へ御立ち寄り、翌十五日は八幡御參詣あるべしと仰出されしが、祭禮ゆゑ諸人參詣のわづらひたらん事を思召し、其の翌十六日御參拜果て、歸らせ給ひ、我等夙より大坂へ下り、秀頼卿母子對面せんと思召しかど、御持病氣にて御心に任せられざりし所、近日漸く御快ならせ給へば、重陽を賀しながら九月初旬に下り、秀頼卿成長の程をも見申度しと奉行へ仰遣はさる、尤も兼ねては片桐市正が宅旅宿せんと約束したれども、亭主心遣ひも氣の毒なり、幸ひ當時は石田治部明屋鋪あれば、是に止宿すべしとの御誼なれば、奉行等は夫れく役人に命じ、石田が屋鋪修葺掃除をいそぎけり、九月七日淀川より御船に召し、申の刻には大坂へ御着岸、直に石田が明屋鋪へ入り給ふ、爰に於て在大坂の大名我もくと拜趨して、御旅館門

前市の如し、長束大藏大輔政家は歸國の暇給はりしかど、此御待受けに未だ大坂に残り有りしが、増田長盛と同道し密に何事をか申上ぐる事刻を移して退出す、其後神君は井伊直政、榊原康政、本多忠勝、并に本多佐渡守正信を召され、ひそかに仰せられるは、只今長束増田兩奉行密々來て我に告ぐる趣、加州の利長思ひ立つ事ありて、歸國の砌より淺野長政に謀を殘し置き、我等明後九日城に至る時、土方勤兵衛、大野修理兩人に牒し合せ、我等を討たんとの事の由なり、此の事如何と仰せらる、本多正信聞いて、長束増田が密告の趣更に跡形なき事にては候ふまじ、明後日は御病氣と仰立てられ御出仕御延引、伏見より御人數大勢召寄せられ然るべしと申しける所、直政康政忠勝の三人は御病氣仰立て給ひ、御出仕御延引ありては臆し給ふに似たり、只其御用心候は、何程の事候はん、御出仕あらまほしく候へと申しければ、御出仕あるべきに定めらる、いづれも伏見の御人數をば早々召寄せらるべしとて、伊奈圖書をして秀康卿の方へ委細の御内意仰せ遣はさる、秀康卿伏見城中急ぎ支度と、のへ大坂へ參るべし、當城の事は我等人數を以て兎も角も守護すべし、番頭物頭も諸番所を明けて片時も早く馳參るべしと觸れ給ふ、此の時秀康卿御勢配の様聞

召し、神君も甚だ御感あり、天晴れ三河守父には生れまさりたりと悦ばせ給ひしとぞ(天元實記藩譜基業)、其翌八日には神君増田が宅へわたらせ給へば、長束も御跡より參上し、夜中迄御密談有つて歸らせ給ふ、九日は重陽賀儀に參らせ給ふ、本多佐渡守正信をば御留守居とせられ、井伊直政、本多忠勝、榊原康政、其外酒井大久保平岩安藤等御使番渡邊等五人御供して櫻門に至り給ふ時、勤番の徒御供衆多く候、殘られ候へと抑留すれども、兎角の返答にも及ばず押し通る、神君式臺にのぼらせ給ふ時、増田長束兩人御迎に出でて拜謁し導き奉る、淺野彈正はと仰せらる、彈正昨夜より俄に病氣にて、内府様御登城の節罷出で兼ね迷惑仕り候よし、私共迄申越し候と申上ぐる、千疊敷廊下へかへらせ給ふ時、井伊直政跡を顧みて、御使番五人衆は夫に残るべしといへば、五人は残り其外七人の輩猶も隨ひ通らんとす、殿中目付の輩是を見て御供の人々殘られ候へと申すを聞いて、酒井備後守忠利其目付に向ひ、今日は内府用心致されずしてかなひがたき事候とて其儘進み行く、此形勢に恐怖し目付中も詞なくして通しけり、井伊本多榊原の三人は秀頼卿御座の間の次迄も從ひ來り、襖障子一重隔て、御對顔の間も御次に扣へたり、御對顔終りて御退座

あり、神君千疊廊下を右の方へ入らせられ大臺所へと仰せければ、増田長束御先立して厨屋の方に至らせ給ひ、酒井備後守を召して、貳間四方の大行燈といふ物は外には無き物也、供の者共に見せよかしと仰せければ、忠利中の口へ出て御供中を呼參る、是れ見よ珍らしき物ぞと仰せられ、各に大行燈を見せ給ひ、直に御供を召具せられ内玄關より御旅館として御歸りあり、此時秀康卿より御下知にて追々遣はされたる伏見の御家人、我もくと馳參りし程に、石田が明屋鋪には居餘り、隣家の石田奎頭が宅地まで入込みたれば、大坂の町人ども迄目を驚かし肝を消し、是れはそも何事ならんと混雜騒動大方ならず、翌十日伏見へ兼ねては歸らせ給ふべしと仰出されしが、又思召しの旨や有りけん、十日十一日は大坂に御滞留、十二日伏見に歸らせ給ふ、御供人數は四五千計りなれば、京大坂にて彌御威勢を仰ぐこと泰山北斗の如し(天元實記基業)、

土方大野罪科附淺野隱居の事

其の後神君増田長束の兩奉行を召して、今度前田利長が隱謀にて淺野長政謀を合せ、土方勤兵衛、大野修理をして我等を討たしめんとせし所、兩人懇志ゆゑ我等危難は逃

れたり、此上は隱謀の徒其與黨をも糺明し、賞罰明白に行ふべしと雖も、左様有つては世上騒ともなり、秀頼卿の御爲め然るべからず、然りと雖も、土方大野の兩人は向後の爲め重くも申付くべきなれども、各存じの通り彼等が心より發りたることにあらず、尤も秀頼卿へ對し不忠謀反せしにもあらねば、遠國大名へ預け置くべしとて、奉行等再び評議せしめ給ひ、土方は常陸の佐竹、大野は奥州の岩城に預けらる、依つて大野は十月十日、土方は同三日大坂を立つて各配所へ赴く、淺野長政其の罪顯はれし事にあざれば、各方にて宜しく沙汰せらるべしと仰せけり、長政かくと聞いて長束増田が方へ申しけるは、我れ等太閤の御時より悴左京大夫陣代勤めよとて、朝鮮へも兩度渡海せし程の事なり、まして此程は追々老衰多病にもなりて奉行の勤めも苦勞なれば、夙より隱居願ひ度き心底に候、内府公御前は各宜しく御執成し下され、國隱居御免下され候様願ひ候との事也、神君聞召し、奉行の事は重職なれば我等一存にも差許すべきにもあらねども、老衰養生の爲めとあれば餘儀なき事なり、心任にせらるべしと仰下されるれば、長政も十月五日甲州をさして赴きけり、其頃淺野が家人共長政内府公御勘當を蒙られては、以ての外大事也と大に心を惱しけるを、其子左京

大夫幸長聞いて、内府公の事は申に及ばず、我父長政事も皆々古格の寄合ひなれば、何の氣遣ひか有るべきと申したりとぞ、果して長政が歸國して五七日過ぎると、江戸より中納言殿御鷹御馬綿小袖頭巾襟巻夜の物に至る迄下され、大久保忠隣御使して參る、父子とも忝なく謝し奉る、御家人ども扱は幸長申されし如く、長政内府公御懇意變る事なしと安心せり、(岩淵夜話には、長政領地に隠居せんは猶憚り有りとして、武州府中に蟄居したりしに、台徳公御懇に御尋ねあり、又は御城へも度々召して御懇遇ありしといふ、基業には甲州の府中に幽居とし、武州の説を非とす、然れども武州の説藩譜もほゞ同じ、本文は天元實記による、又大野が配所は基業編年に結城とし、秀康御預り給ふとす、

大坂西丸御遷徙

附前田利長講和の事

神君重ねて増田長東兩人を召して、此節大老四人とも在國し、各同役も淺野は隠居し、石田は蟄居し、徳善院は禁中の方御用多く常に上京し、大坂御人少にて、長東は御暇も拜領しながら歸國も出來兼ねる趣き氣の毒也、此節大坂表餘り人少なれば、我等大坂西丸へ引移つて政務沙汰

すべきかと思ふは如何有るべきや、最も當春向島へ移り、又當城へ移り候節も、我等心任せたるべしと大老中にも各方も申聞けられたる上は、今度改めて評議相談にも及ぶべからずとは思へども、一先づ此旨各の了簡をも承はるぞと仰せければ、長東増田承り、既に當御城へ御引移の節も、毛利浮田兩大老拙者どもへ、伏見にても大坂西丸にても内府公思召次第にと仰聞けられ候へば、今度改めて御相談にも及び申す間敷く候、仰せの通り大坂御人少にも候へば、幼君の御爲め重疊大慶の事と拙者共に於いても存じ候と申上ぐ、各方左様存せられれば直ちに引移るべしと仰せられ、大坂西丸太閤華麗に構造有りし屋形を、奉行役人爰かしこ修復を加へ迎へ奉れば、早速御遷移ありて伏見には秀康御御居城有つて、御家人は二十日づゝ伏見より交代して勤めける、小身の御家人往居の爲め、石田三成并に左頭が屋鋪、天滿にも石田下屋鋪有りしを、新に長家を營造せらる(一説大坂西丸へ御移の事は、當年重陽に秀頼へ御對面有りし時より、大坂西丸へ御うつりありとも見え、又一書に増田長東等大坂役人共、何かな神君御氣色にかなはん事を欲し、秀頼とつね々御住居隔たる故に世上雜説多し、大坂に御同居然るべしと勧め奉りて御うつり有りしとも見ゆ、本文は

基業并に天元實記に従へり、此の後は大坂の大小名西丸へ出仕して時々御禮申上ぐれば、はや天下御掌握の御形勢にぞ見えにける、其頃又長東増田の兩人を西丸に召して、當秋土方大野等が御預と成り、淺野彈正も國隠居せし上は、加賀の利長一人の身にかゝる一大事なれば、各中を頼み一應も二應も陳謝有るべきかと思ふ所に、今に至り左様の事もなし、依つては利長彌反逆を企て、當年中軍用支度し、來春に至らば其色を立つべきかの都鄙の雜説専ら也、各にも此事聞及ばれしかと仰せらる、兩人いかにも其風説承り候と御請けす、其時神君仰せけるは、各も存じの如く我等世上の騒動を思ひ事を平穩に沙汰する所、利長却つて反逆を企つる上は少しも捨置くべきにあらず、我等秀頼卿御名代として北國に出馬し征伐せしめてかなひがたし、各にも其心得せらるべしと仰せ渡さる、長東増田畏り追々御下知承るべしとて退出す、是より近々加賀陣有つて内府公御出馬有りと風説世上に聞えければ、丹羽五郎左衛門長重西丸へ出仕し、井伊榊原兩人を頼み、加賀陣の沙汰承つて候、長重幸ひに同國小松に在城し、利長が武略は知透いて候、内府公御出馬あらんには長重御案内のため先陣承るべしと申しける、依て長重御前へ召出され其方故殿下の遺

言を守り秀頼卿へ忠節感じ入り候、今度金澤表出陣に於は、弓矢の常法其方先陣異論なしとて、御酒御菓子種々御饗應有つて、其上御盃に長光の御脇差を賜はりければ、長重悦大方ならず恩を謝してぞ退きける、是より彌加賀陣の沙汰天下一般に聞えければ、利家以來加州へ懇意の大一小名利長へ内密を通ずる者も有り、中にも細川越中守忠興は丹州にて此事を聞いて大に驚き、加州へ急使を立てて、利長卿今早く陳謝の使を立て罪なきを陳謝せらるべし、此事家國存亡の第一關係猶豫すべきにあらずと諫めけるにぞ、利長は弟能登守利政並に家老とも相談し、今度京大坂に於いての雜説此の節承り驚き入り候、全く虚説にして利長更に覺悟に及ばず、委細使者に申含め候由を手筆に認め、家老横山山城守長知に持たせて大坂に參らせ、井伊直政にたより其趣き申上ぐる、山城守西丸に召して御目見え仰付けらる、山城守謹んで言上しけるは、たとひ中納言狂氣して故大納言遺言に背き不義の企仕るにもせよ、我々家老どもいかで國の爲め君の爲め諫言を加へ申者なかるべき、此所恐れながら尊察を仰ぎ奉るとさわかやかに演説す、神君利長誓詞は差越さずやと御尋あり、山城守謹んで言上しけるは、去年太閤様御他界の砌、當秀頼様へ對し逆心仕るまじき神

文誓詞反古に仕り候に於ては、此上百千枚の誓詞も同様
に候、恐れながら利長平日の人物を御覽遊ばされ、心底の
邪正御定め下さるべしと申上ぐれば、神君御顔色和らかせ
給ひ、兎角母儀國元へ下られし故世上の雜説生じ安し、母
儀芳春院を人質とし、家老差添へ差上げらるべしと仰せけ
る、山城承り芳春院差上げ候事は、利長利政兄弟の思慮
に御座候事にて、私共卒爾に御返答には及び兼ね候旨申
上ぐる、然らば早々歸國して兄弟へ能く申聞ゆべしと仰せ
られ、山城守暇給はり其日大坂を發足す、今日山城守御
前にて進退言語、天晴れ大國の家老哉と人毎に稱美せり、
山城守歸國して仰せの旨演達しければ、利政は不同意なり
しかども、とかく内府公と御和睦破れては如何と、利長並に
家老共同意し、芳春院に家老村井豊後、山崎安房が子供
を添へて十一月中旬大坂へ差登せけり、此時に至りては加
賀陣の風説やみて世上靜謐せり、其後神君又増田長束兩
人を召して、利長の人質は我等と和睦のしるしなれば、芳春
院並に家老ども子供をば江戸へ差置かるべしと仰せらる、増
田長束承はり仰せ御尤もには候へども、公儀の外諸大名領
地へ、私に他家の證人差置き候事未だ無之候へば、私共
兎角を申上げ兼ね候、利長兄弟も得心仕るべからず、此儀

は幾重にも御勘辨あるべきかと申上ぐる、されば其の旨利長
方へ申遣はし、其返答に任すべしと仰せければ、長束増田も
せん方なく退出す、其後其旨を加州へ仰せ遣はさる、利長は
利政并に家老共を集め此の事を議しけるに、利政は斯様の
事と知らば母上を大坂へは登せまじきを後悔千萬、母上を
江戸へ下しては當家末代迄の恥なりと憤りしかども、利長
は細瑾を思は大國を領したる者の所行ならず、天命時節に
順つて進退すべきなりとて、内府公御差圖に任せて芳春院
江戸へ差下し申すべしと御返答申上げければ、神君も御悅
び有つて、芳春院今迄安富を極められし人なれば、不自由
莫からん様に、江戸にて家作造營申付くべし、當年寒氣の
折柄なれば、春に至り暖和を待つて江戸へ下らるべしとの事
にて、江戸第宅構造有り、翌年五月二十日伏見を出で、六
月三日江戸に着きぬ、是大名の證人を江戸へ參らす濫觴
とぞ聞えける、

卷第三十三

不受不施派御裁斷附御鷹狩の事

前田中納言利長、天命の歸する所をはかり、芳春院を關東
へ下すべきに定まりしかば、加賀陣の雜説もやみ、世中すべて
靜に京大坂も穩やかなれば、大坂西丸には、神君日々奉行
人召出され、公事裁斷に御心をゆだね給ふ、爰に日蓮宗の
一派不受不施と稱し、我が宗派の外へは施す事もせず受く
る事もせずといふ僧ども、偏執固滯の私意を言ひつり、先き
に太閤大佛殿供養の時、諸宗の僧を召されし時も難澁して
召しに應ぜず、今度豊國社頭に於て齋會を設け、諸宗の僧
綱凡僧普ねく召して供養せられし時も召しに應ぜず、布施の
品をも拜受せず、同じ日蓮宗の僧ども、皆其齋會に列り無
遮の法施を蒙る中に、此一派のみ私論を言募り、是れを以て
一天四海皆歸妙法後五百載、高祖大菩薩の本義也とあ
らそふ故、其同宗の僧ども引分れ上裁を願ふに至りぬ、神君
未だ伏見にましましける頃より、奉行等此裁斷決しかねて上
意を伺ふと雖も、此頃大坂も奉行役人數少き折ふしなれば、
伏見へ召寄せらるゝも、御遠慮にて追々御延滞に及びしに

今は奉行等も御手近に伺候し世上も靜謐なれば、かゝる延
滞の公事訴訟人次第に召し決せらる、依つて十一月八日
(編年)双方の僧大坂へ召し下され、西丸に於いて其爭論を
聞召さる、奉行頭人等も皆列座する中にも、前田德善院は
天台止觀を極めし強識博學の學匠なれば、經論を引いて難
問數度に及ぶと雖も、彼の僧ども、吾執偏固の説を強訴し
てやまず、神君双方の爭論を聞召し、彼僧ども他宗の物を受
けずとならば、日本國はいふ迄もなし、いかなる殊域異國に至
るとも食する事も得ざるべし、大佛供養に出席せざるは汝一
派の豎義と稱する上は、姑く沙汰に不及、普天の下王土に
あらずといふ事なし、王土に有りながら國命に違背し、秀吉公
御法會に國土に住んで納經拜禮をととのへず、布施をも拜
受せざる等、國恩を知らず國命を輕んずる罪科少なからず、
かゝる邪見を偏執する徒は、日本國中王土に住居せしむべ
からずとの御裁斷ありて、其徒三僧は遠流に處せられたり(原
書には德善院と僧徒と論説を長々敷くのせたり、其虚實は
知らず、無益なるが故に今省きて記さず、御裁斷の條は基業
編年天元實記等大同小異也、今中略して其要をこゝにの
せたり、不受不施の派元祿四年四月に至て、此流は長く斷
滅せらる、其後十二月初旬増田長盛を召して、我には各も

存せらるゝ如く、若年より三河の田舎に生ひ立つて、明暮鷹狩をのみ樂とせしに、近年は京大坂にのみ侍り候へば鷹の据方も忘れたる如し、此程は世上も物静なれば鷹狩せまほしく思ふ也と仰せける、長盛承はり御尤も至極に候、私事も御供仕り度く候へども、當時長束も御暇給はり、水口へ歸城仕り、私一人に候得ば、私は御留守に残り可申候、御鷹野の事は殿下御時代御作法の如くいかにも取計ひ申すべしとて、鷹方の支配佐々淡路守、増田若狹守へ申渡しければ、太閤在世鷹狩の如く用意して、御伽のため織田有樂、細川幽齋、有馬法印、金森法印、青木法印、山岡道阿彌、岡江雪、前波半入も御供に參る、井伊直政、榊原康政、酒井河内守重忠、酒井備後守忠利等の御家人は、御輿の後より引下つて供奉す、其日所々野山を狩りくらし給ひ、攝州茨木にて御止宿あり、其他の支配川尻肥前守直次御膳を奉る、是は十二月五日なり、翌六日大阪西丸に歸らせ給ひ、佐々淡路守、増田若狹守兩人方へは御使有つて、時服に黄金をそへ賜はり、鷹師等へは巻物銀子、犬引餌指の類迄も、白銀鳥目下さるゝ事潤澤なり、かゝる事にも卑賤の者迄も内府様とて尊敬大方ならず、京大阪物静に治り、上下安堵の思ひをなせり(天元實記による、編年には此御狩を十

二月三日とす、此時茨木八幡宮造營并に社領等の事をのす、原書には、此鷹狩の事をばもらしてのせず、又基業には本文に同じく十二月五日とせり、

浮田家中騷亂の事

浮田中納言秀家の父、和泉守直家の代より、長船越中守、戸川肥後守、岡豊前守、花房志摩守といへる四人、武功の家老にて、世上にも浮田の四天王と呼ばれたる者共也、越中守は病死し其子又左衛門といふ、秀家朝鮮に在陣中岡豊前守彼の陣中にて大病にのぞみしかば、秀家其病體を問ひし時、豊前守死になんくとして遺言せしは、長船又左衛門は父越中守には似ず私曲多き者也、必ず政事を任せしむべからずと申しけり、然るに秀家は其詞をいつしか忘れけん、又左衛門を紀伊守となし國政を専ら委任しければ、紀伊守が推擧に中村次郎兵衛といふ徒士を取立て、追々重役になし二千石の祿をあたへ、長船中村の兩人が權勢、備前一國に肩を並ぶる者なし、紀伊守頓に病死せしかば、中村是れを浮田左京といへる一門の家老、并に戸川岡花房等其權を猜み、毒殺したりと秀家にも讒し、家中へも一般其風説をいはせければ、左京始め家老ども憤り、次郎兵衛を誅戮せ

んと云ふを聞いて、次郎兵衛が寄子ども若しさもあらば一戦を遂げんと家中雙方立別れ、以ての外騷動と成りぬ、此事隠れなければ、大谷刑部少輔吉繼聞いて、幼君の御代始め大老の家中騒しからん事然る可らずと、此事表立ちて、内府公御沙汰と成りては秀家のためいかゞと思ひ、榊原康政へ相談する所、康政も尤も至極といへば、秀家へも大谷より申し然るべく頼むとの事にて、大谷も榊原も種々と工夫して心を盡すといへども、兎角其事といはず、神君或る夜近習の輩に、江戸より平岩主計が交代番にて先日登り、式部には暇遣はしたるに、今に於て發足もせず、浮田が家中の事にかゝり合ひ、夫も事といはざるよし聞ゆ、式部は我等家中にて大祿の者也、他家の事にかゝらひ利を貪るにも及ぶまじと宣ひけるよし聞いて、康政其由大谷方へも告げて、其身は其夜發足し江戸へ歸る、大谷も大に不興して、増田長盛が方へ行いて此事を語り、某事太閤の思召しにて奉行職をも蒙り、内府も御懇情を懸け給ふ、榊原も彼の家中にて官祿重き者なれば、某も康政も左様に利慾に耽る者とも思ひ給ふまじ、是は定めて内府奉行と相談して、糺察せんとと思召し成るべしと思へば、今日より浮田家の事は某手を出すまじと存するなりといへば、増田聞いて、榊原は内府公家中の

事なれば内府公御心次第也、貴殿事は天下の爲め也、秀家卿の爲なり、内々にて事治る様計り給へといひて大谷を歸しけるが、浮田の家老共は榊原が俄に江戸へ下りしと聞き、扱は此程大谷等が扱も手切に成りしと心得、秀家に是非中村次郎兵衛を御渡し有るべしと強訴す、秀家大に當惑し、次郎兵衛は逐電したりと返答し、次郎兵衛には早く出奔すべしと命ず、次郎兵衛は此節に至り屋鋪を立退いては恥辱也、切腹すべしといふ、秀家彌愁悶し、明石掃部を頼み、掃部よく利害をさとしければ、次郎兵衛やうく承服し、風雨烈しき夜簑笠を着し、下部十人同じ姿にて立退きたり斯くて家老共不臣の舉動すて置きがたし、宜しく裁斷を請旨、秀家より前田德善院、増田長盛兩人へ訴へければ、其旨聞召し、早々其家老ども四人とも、西丸へ差出す可しと仰せ出され、其日四人の家老等西丸へ出せし所、深き御穿鑿にも不及、浮田左京、戸川肥後等は德善院に預けられ、花房志摩守、岡豊前守は増田長盛に預けられしかば、左京肥後守は龜山に赴き、志摩守越前守は、郡山に赴きしかど、關原一戦に及んで、左京と戸川は德善院に告げて江戸に下り、花房岡は増田に隠れひそかに江戸へ參り、濃州表にて軍功をばけましかれば、四人とも御家人に召出さるゝ、浮田

といふ苗字は御敵の苗字なる故憚り、左京は此時より改めて板崎出羽と稱しける(此一條原書になし、天元實記基業編年に據りて加ふ)。

諸大名饗宴附上杉石田合體の事

兎角して年も暮れぬ、明くれば慶長五年庚子正月元日、神君大坂本城へわたらせ給ひ、秀頼卿淀殿に歳首の賀儀をことぶき給ひ還らせ給へば、本丸へ出仕せし大小名悉く西丸へまうでのほり、太刀折紙を以て年始御禮申上ぐる、其外秀頼卿の扈從近習馬廻二千七百餘人、組々を分つて元日より五日迄引きもさらず参賀し奉る、西城の賑はひ大方ならず、中甸にもいたれば、在大坂の大小名諸番頭諸役人御饗應あるべしとて、西城に於いて、四座の猿樂大夫を召して御能あり、山海の珍美を盡し饗し給へば、貴賤袖をつらねて参りつどふ、其御威光ひとへに古太閤の在世に劣らず、都鄙ただ徳川家を以て、天下の主君と仰ぎけり、世はなべて花鳥の色音長閑き春の光にも、石田治部少輔三成は佐和山城に蟄居の後、兼ねて上杉景勝、佐竹義宣とは深く契約せし隠謀あれば、晝夜寢食を忘れて計策を帷幄にめぐらし、上杉をして謀反の色を顯はさしめ、内府御自身其の征伐に向はせ

給は、上方大名一味して打つて下り引きつゝんで討つべしと一決し、此事上杉方へ牒し合せんと思へども、當時蟄居の身なれば此密計を通じ難きにより、寵臣渡邊宗庵といふ者を呼んで、汝家法にそむきたる舉動をすべし、我れ是を以て汝を誅せんとなせば家老ども助命願をすべし、其時汝を許すべし、汝は夫より直に奥州會津に逃行くべし、上杉中納言兼ねて汝をば知られし者なれば、必ず汝を召出さるべし、其時ひそかに此密書を、中納言に捧ぐべしと、諸大名一味の印書を宗庵に授く、宗庵畏りて家法を犯し既に誅を蒙るべき所、ゆるされて會津に逃下る、上杉景勝佐竹義宣とは伏見に於いて兼ねて三成と密謀を牒し合せ置きし事なれば、去秋會津へ入部有りし後事も同じ計略をめぐらしける、其家老直江山城守兼續は、樋口與三左衛門が子なり、幼童の頃容貌美麗なりければ、謙信入道深く寵愛せし小姓立より、今壯勇の風俗骨柄進退周旋天晴れ大國の家老職、此の戰國にたぐひ少き文才辯舌にて、武略は謙信の遺法を得て、詩歌諺曲風流の衆藝、兼ね通ぜずといふ所なく、今直江大和守實綱が養子にて、景勝百廿萬石の所領四分一を分つて、米澤卅二萬石を領す、陪臣にて大名なり、石田三成もとより直江が勇略智謀、衆に越えたる人となりを知り、深く密謀を

通じ置きければ、景勝入部すると其儘、同國河沼郡比田の里、昔し佐原十郎が孫廣盛が古城、百六十餘年荒廢せしを取立て、其所より三十町計りかたはら香指(一本神刺)の郷より佐野川の端まで取入つて、方八町の新城を築き、若松の城へ往來の道を廣め、橋を懸け、領内役夫八萬餘人を課して不日に構造を急ぎける(大成記基業)、其頃渡邊宗庵より諸大名一味の印章を景勝へ出しければ、景勝是を直江に示し主從悦び大方ならず、侍大將どもを呼集め評議する所に、藤田能登守申しけるは、三成最初加賀大納言殿父子を欺き一味となし、内府公を討たんとせし所、細川殿異見にて此の謀破れ、其上七人の大名衆に憎れ、佐和山へ追込まれたる遺恨にかゝる謀反をおこしたる者なれば、ゆめく御同心有る可らず、内府公と御合體有て御家長久の御計有るべしと諫を聞いて、直江大に怒り、其方へは去る冬上洛の時、内府直次の刀金百兩小袖十襲其上御盃まで下され種々御懇なる御もてなしに逢うて、内府最眞に成りたりと見えたりといへば、藤田も怒つて、我等天正年中より御當家へ來り、先手大將を勤め大祿を賜はる身が、引出物にめで、他家を最眞せんや、御家のため存じて諫めをば奉る、直江が詞理不盡なりと争へども、景勝もとより、萬事直江任せな

れば、彌石田に同意の返事せしこそうたてけれ(夏日記閑談)、此の後は景勝も直江もいよく、藤田は二心ありと疑ひ、是れ迄藤田と上田主水兩人をして諸浪人を抱へさせしが、藤田は内府へ對し先鋒は斟酌と見えたり、頃日抱へ置きたる浪人どもは差上げて他役を願ふべしと申しければ、藤田は大に憤り、某天正以來佐渡退治新發田攻めを始めとし、當家の先手として軍功天下に稱せらるゝ所也、切腹仰付けらるゝとも先手を他人に譲る事仕難しと申切る、とかくする間に藤田肺疾おこり、那須の温泉に浴みせん事を願ひしかば、藤田浴泉の願ひして當家を出奔するなりと風説あり、然らば討手を遣はせとて、穗村造酒之丞二百人計りにて白川口まで追ひかゝる、藤田は罪なくして逆心の名を取らん事口惜しと、起請文一通を書置きし、三月十三日夜中會津を立退き、白川より那須へかゝり江戸へ出で上洛し、大徳寺に入つて薙髮し源心と號しける(藤田關原一戰後御家人に召出され、一萬五千石たまひ、大坂陣に軍監を誤り祿を收公せらるゝ、栗田刑部も藤田と同意して、上杉が謀反を諫めて用ひられず、是も會津を立退きしが、藤田は追人來らぬ前に白川口を出で終りしかば追人むなく引返す、栗田は直江が討人のため残らず主從ともに討たれたり、是等の事にて上杉叛逆の

風説紛れなく京大坂へ聞えたり(夏日記基業)

越後下野邊一揆注進の事

上杉中納言景勝は直江山城守兼續が勧めに従つて、領内の古砦ども一々經營し、壘を高くし、湟を深くし、其上近國の賊徒郷民等は金銀米錢をあたへ一揆をおこさせ、諸方を騷動せしめんとす、隣國の凶徒等是にかたはれ他領を侵掠し、要害の地には新砦を設け、道を堀切り、橋を渡し、切所毎に人数を籠置き往來を妨げし程に、隣國の領主代官大に驚き、早速大坂へ早馬うたせ、上杉叛逆の由注進すること磯打波の如く、去年景勝逃つて入部の事、不審する者多かりし故、果して謀反疑ひなしと、思はぬ者はなかりけり、殊更越後は上杉が舊領なれば、舊恩を思ふ國民どもをすかしからひ一揆をおこさせ、會津よりもひそかに人数を出し、一揆に力をそへて國中を亂妨すれば、越後の領主堀左衛門督秀治、其家老堀監物直政、越後より急ぎ大坂へ馳登り、景勝謀反疑ひなし、御油斷あらばゆゑしき御大事に及び候べしと申上ぐる、其外奥野兩州の堺鹽原といふ所に群盜あり、是等みな其昔はさる武士なりしが、所領を失ひ今野伏とは成りし也、是等も上杉が募に應じ、數百人群をなして近郷を侵掠

しければ、下野宇都宮城主蒲生藤三郎秀行が所領の代官神戸平左衛門、其強盜數十人搦め取つて尋問するに、上杉が催促により金銀米錢を受けて一揆を起したるよし明白に申出でければ、其中一人を縛して大坂へさし登せて注進す強盜どもの妻子眷族は皆會津領へ逃去りしとぞ、又上杉が家人五百川縫殿助弘春は一揆を助け兵卒を出し、蒲生が領内所々を亂妨せしが、蒲生方兼ねて覺悟せしかば、嚴しく追拂ひ、大勢討取つたり、鹿沼領にても郷民群盜上杉の募に應じ、近郷へ火を放つて亂妨す、蒲生が家人上坂源之允外池信濃等馬廻の物頭等輕卒數百人にて追撃す、かくの如く關東北國所々の注進により、京大坂にては、只今敵の押寄するかと騷動大かたならず、諸人安き心はなかりけり、

會津御使附豐光寺直江書簡の事

京大坂にては會津騷動の風説専らなれども、遠國の事しかとせし證もあらざれば、又例の流言虚説たるべしなど、沙汰する所に、江戸並に東北國の諸大名より追々注進あり、堀監物馳登り委細申上ぐれば、彌疑ふべきにあらずと、神君増田長盛、大谷吉繼を召して上杉中納言反逆の風説實々しくも思はれずといへども、世上風説おたやかならず、各にも人を

差下し中納言へ異見を加へ、早々上洛有つて世の人心静ならん様せらるべしと仰せければ、増田長盛が家士川村長門を使とし、増田大谷連署して上杉へ送りける、景勝返答には、當春早々上洛せんと用意せし所、病氣其上餘寒烈しければ今暫時保養し、快氣に及び早々上洛仕るべし、我れ今何の遺恨有つてか異心を企つべきや、内府御心安からん様各に願入り候と、何氣なき返答也、其後日數ふれども景勝より沙汰もなく、隣國の領主よりは、彌景勝謀叛に紛れなき旨注進櫛の齒をひくが如くなれば、神君重ねて伊奈圖書を御使とし會津へ下され、去年入部の節、秀頼卿御代始めの事なれば、來春は早々參勤あるべしと直に申談せし所、參勤延引するのみならず、諸浪人多く召抱へ、兵具あまた取集め、領内の米を城々へ運び入れ、香指原へ新城を取立て、本國越後へ往還の路を作る、都て不審の事少なからず、もしも別心なきに於ては、速に上洛せらるべきなりと仰せ下さる、景勝圖書に對面し、内府仰せ聞けらるる品々は、皆景勝が國中の政務也、更に御不審蒙る仔細なし、其上故太閤嚴命あり、奥州は昔より一揆所にて、やゝもすれば騷動せんとす、會津へ入部して、二年が間は參勤をゆるすべし、國務正しく經略を糺し、諸砦を嚴にして國中靜謐に治むる事肝要なりと

仰付けられ入部したれど、一昨年殿下御大病の事承りし故急ぎ上洛し、其後幼君御代始め去秋迄は、大坂へ相詰め候、漸々御暇下され、又當春直に上洛しては國法を正す暇なし、若し夫れとも是非上洛せよとのことならば、讒者の虚實糺明せらるべし、既に殿下三年御免にて在國する上は、卒忽に上洛は致すまじく候、太閤薨逝幼君御代始めの事なれば、大老五奉行謹愼して御遺命を守り、共和して天下の政務私曲なく沙汰せんと再三誓詞をなす所、内府やゝもすれば太閤御遺命に叛かれ、幼君を蔑如し驕縱の沙汰せられ、我等を始め毛利、浮田、前田等歸國の後は、彌專なる舉動、景勝見聞に及ぶ所を書付けて參らするとして書面を圖書に渡し、江山城守へ一封の書を送らしめらる、長老は景勝にも直江にも入魂なるが故也、其書には

一態以飛札申達候、然ば景勝卿御上洛遲滞に付、内府御不審の儀不少候、上方雜説穩便無之に付、伊奈圖書、河村長門守被指下候、此段は使者口上に可申達候得共、多年申通候上は、愚僧笑止に存じ如此に候香指原に新城を取立て、越後津川口に道橋を作り候段何篇にも不可然候、中納言殿御分別相違候共、貴様

異見油斷に候、内府公御不審無據かと存候、

一景勝卿に御別心無く候は、靈社の起請文を以て御申開可被成候、内府御内存にて候事、

一景勝卿律義なる御心入候、太閤様已來内府公御存知の事に候得ば、被仰分品さへ相立候は、異儀不可有之候事、

一近國堀監物一々申上候間、御陳謝無之候は、御申分相立申間敷候、何篇にも御心中に可有之候事

一當春北國肥前守利長卿異議の所に、内府順路なる思召にて、無別義思の儘に靜謐仕候、是皆前車の戒に候、其元兼て御覺悟可爲尤候事、

一上方にて、増右大刑萬事内府公へ被申合候間、御申分候は、御申越可有之候、禰式へも御仰越可然かの事、

一千万も不入、中納言殿御上洛遅々に付、如此候間、一刻も早く御上洛候様に、貴殿可被相計事、

一上方にて專取沙汰の事は、會津にて武具取集候と、道橋御作り候との事にて候、内府公一入中納言殿上洛御待可被成候事に候、又高麗へ御使者被遣候間、若降參不仕候は、來年か來々年か御人數可

被遣候、其御相談可被成候間、御上洛近々可然候、其上にて無疎意被仰分候様、少しも早く御上洛尤の事、

一愚僧貴殿と數ヶ年無等閑申通候得ば、何事も笑止に存如此に候、其他の存亡、上杉家の興廢の境に候條、被廻思案の外他事有之間敷と、萬端使者口上に申合候、頓首、

卯月朔日

直江山城守殿

御宿所

豐光寺承兌判

(直江が返書諸書にのするといへども、長老が書簡天元實記基業よりこのせたり)

長老の書簡會津に到着すれば、直江返簡を送る、

今朔日の尊書、昨十三日下着致拜見多幸々々、一當國之儀於其許種々雜説有之候に付、内府様御不審之由、尤無餘儀奉存候、併京伏見之間にさへ色々に取沙汰無止時候、況遠國と云景勝若輩と云、似合ひたる雜説と存候、不苦義に候條、可被安尊意候、定て連々可被開召分候事、

一景勝上洛延引に付、何角申觸候由不審に存候、去々

年國替被仰付、無程上洛仕、去年九月下國、當年正月上洛と申候ては、いつの間に國々仕置可被申付候哉、就中會津は雪國にて、十月より三月迄は何事も不相成候、當國之案内者に可有御尋候、然ば正月より企雜説上洛延引と有之は、景勝逆心何者か具に可存候哉、不審に奉存候事、

一景勝別心無之においては、以誓詞可申上候由、去々年来之起請文反古に成候は、重ては不及申入候事、

一太閤様以來景勝律義仁と被思召候由、於然は今以不可有別義候、世上之朝變暮改之義存合候事、

一景勝心中毛頭別心無之候得ば、讒人申儀無御糺明、逆心と思召候は、不及是非候、兼ては又無御等閑驗に候は、讒者御引合是非を御尋可然候、

左様に無之候は、内府様御表裏と可存候事、

一北國肥前守殿義、思召儘に被仰付候由、御威光不淺存候事、

又は内府様御爲にも可罷成所、讒人之堀監物奏者被仕、種々の才覺を以て可被申妨義にては無之候、忠臣か佞臣か御分別次第重て可頼入候事、

一雜説第一上洛延引の段被仰聞候得共、是も御使者に如申合候事、

一第二武具集候事、上方武士は今焼の茶碗か炭取ぶくべ、以下の人たらし道具御所持の由、田舎武士は鎗鐵砲弓箭の道具支度申候、其國の風俗と思召、御不審有間敷候、但世上に無之、不似合道具用意被申候共、景勝不肖の分限何程の事可有之候哉、天下には不似合之御沙汰と令存候事、

一第三道作舟橋被申付、往還の煩無之様被仕候は、國を被抱候役候條、如此候、於越後も舟橋道作候、然者端々殘候て可有之候、到底堀監物可存候、當國へ被罷移新仕置も無之候、本國といひ久太郎踏潰候事、何の手間入可申候哉、道作の迄に行たず候、景勝領分は越後之義は不及申、上野下野岩城相馬仙臺最上由利仙北へ相塚作道何れも同前なるを、自餘の衆は何とも不申候に、監物計作道に恐れ候て、色々の義申成候、弓箭を不知無分別者

と可被思召候、景勝對天下逆心の企有之は、諸
 界目切塞き防戰の支度こそ可仕に、四方へ道を作り、
 要害の險難を順路に致、自然御人數被向候は、一
 方の防さへ相成間敷候、況十方防候事可相成者に
 候哉、縱令他國へ罷出候共、一方へこそ景勝相當の出
 勢可相成候へ、諸口如何として可相成候哉、中々
 不及是非うつけ者と存候、景勝領分道橋など申付
 候體、從江戶毎々御使者、白川口の體可有御見
 分候、其外奥筋へ御使者上下被申候間、御尋御尤
 に候、猶御不審の候は、御使者被下、所々境目の
 體被爲見候は、御合點可參候事、

一 無御等閑間にても、以來虚言に成候様の義は、自他
 のため被仰間敷候、高麗降參不申候は、來々年御
 人數可被遣と有之は、慥に可爲虚言歟、一笑一
 笑、

一 景勝事當年三月は、謙信追善相當候條、左様の隙を
 明、夏中に可被致上洛内存故、人數武具用意の義
 は、抱國の軍役に候間、在國中に相調候様に專被申
 付候所、増右大刑より、以使者被申越候は、景勝
 逆心の沙汰不穩便候條、於無別心は上洛尤の

由、内府様御内意の由とても、無御等閑候は、讒人の
 申成を有様に被仰聞、急度御糺明候てこそ、御懇切
 の驗たるべき所に、無御旨趣、逆心と申觸候條、無
 別心は上洛候へなど、乳呑子あしらひに被成候事、
 不及是非候、昨日迄企逆心候者も、其方便はづれ
 候へば、知らぬ顔にて上洛仕、或は縁邊或は新知を取
 恥不足を不願、人の交をなし候類の當世風は、景勝
 身上には不相應に候、心中無別義候へども、逆心天
 下に無隱候を、卒爾に上洛仕候は、累代律義の名、
 弓箭の覺迄失候條、讒人御引合御糺明無之以前
 は、上洛罷成間敷候、右の趣景勝理非歟、不可過
 尊察候、將又景勝家中藤田能登と申者、去月半に
 當國を引取、江戶へ罷越夫より上洛仕由に候間、萬
 事知可申候、景勝罷違候歟、内府様御表裏歟、世
 上沙汰次第に候事、

一 千言萬句も不入、景勝毛頭別心無之候、上洛の義
 は不罷成候様御仕掛候條、不及是非候、此上にも
 内府様御分別次第に上洛可仕候、縱此儘在國被
 申候共、太閤様御置目を相背、數通の起請文反古に
 被致、御幼少の秀頼様を見放被申、内府様へ無首尾

被仕、此方より手出被致候ては、たとひ天下の主に
 相成候ても、惡名難遁候條、末代の可爲恥辱候、
 此所無遠慮何事を可相仕哉、可被御心易候、但
 讒人の申義を實義と被思召、御疑於有之は不及
 是非候、然上は誓詞も堅約も入間敷候事、

一 於其元、景勝逆心と申成候如く、於隣國も會津勤
 とて觸廻り、或は城々へ人數を入、兵糧の支度し、或
 は境目人質を取、所々新關を構、様々の浮説共候得
 共、無分別者の仕事に候間、聞も不被入候事、

一 内々内府様へ以使者成共、可被申宣候得共、隣
 國より讒人打續、種々虚説申成、家中より藤田能登
 引切參候へば、逆心歴然と可思召所に、御音信杯
 申上候は、表裏の第一と可有御沙汰候條、右の
 條々無御糺明内は、以使者も申上間敷候、逆心無
 之通折節御取成奉願候事、

一 何事も乍遠國、推量仕義に候條、有様に可被聞召
 候、當世様々の餘情々間敷事に候得ば、自然實事も
 虚の様に可罷成候、無申迄候得共、被懸御目候
 上は、於天下黑白を御存知の義に候條、被仰下候
 義は、萬事實義と可存候、御心安さの儘、むざと書進

申候、慮外不少候得共、愚意申伸候、爲宜得高
 意、不願其憚者也、侍者執奏、恐惶敬白、
 四月十四日
 豐光寺
 直江山城守兼續判

侍者御中
 神君此返簡を御覽して大に怒り給ひ、我齡六十に及びしか
 ども未だかゝる無禮の文を見ず、此上は急ぎ會津表へ發向
 し、景勝を誅伐すべしと仰出されけり、原書に此返簡を大坂
 御出陣の御道にて御覽有りと記すは大に誤れり、御覽あり
 て彌、會津征伐決せられし事は、家忠日記大成記天元實
 記基業皆本文に同じ、

大坂奉行諫書附清正諫言の事

其頃前田德善院立以法印は京都に在勤せしが、此事を聞
 いて上杉と御和睦を扱はんと大坂へ下り、増田長盛と熟談
 して會津御發向の儀御延引下さるべき旨諫め奉りしかども
 神君ははや東征の御志を決せられ、御同意あらざれば、長束
 生駒中村等の在國在邑の輩へ、飛脚を以て其旨申遣はし、
 各同意し連署の諫書を捧ぐ、其文に
 一 とても秀頼様御取立の義に御座候條、上方に被遊

御座、天下靜謐に彌、被仰付、遠國に出入の儀於有之は、諸大名を被差遣、御下知被加候様にと奉存候事、

一各愚意の趣憚多奉、存候得共、自然に諸大名不和之義有之節は、如何様にも罷出、可成程肝煎候様にと被仰出候に付て、如此申上候、今度直江が所行不届之儀、御立腹御尤至極奉、存候、乍去直江義他國之人と交を不致、誠之田舎者にて不知其禮儀、不調法故如此に候間、當年中被加御遠慮、其後も景勝不罷登候は、至來年御出馬御尤に奉存候事、

一太閤様薨去以後如何程も出入之儀御座候得共、皆以御賢慮、首尾能相調申候處、今度景勝御征伐のため、御下向被成候へば、たとひ早速思召之儘に被仰付候共、天下の瑕瑾と下々も可奉存候事、

一第一秀頼様御幼稚に御座候、然ば大坂に御在城被成、諸事被仰付候てこそ、諸人重々敷奉存べく候、今東國へ御下向被成候ては、秀頼様を御見放被成候様に、諸人推量可仕候、於是非當年之義は、御遠慮被成候様にと達て申上度奉存候事、

一先々御兵糧、東山道は從先々於去年不作仕、殊更當年者飢饉之様に承及候、御兵糧之義如何に御座候半哉、又雪前之御働も差詰り可申哉、旁以來春御出馬被成候様奉存候事、

長東大藏大輔政家

増田右衛門尉長盛

五月七日(一本六月七日とす) 德善院法印立以

中村式部少輔一氏

生駒雅樂頭親正

堀尾帶刀吉晴

井伊兵部少輔殿

神君御覽じて各親切に申越さる、所尤も至極也、然れども上杉中納言上洛せらる、所延引之段、我等へ對しては如何にもあれ、秀頼卿を輕蔑するといふべし、私に是を宥恕せん事天下のため然る可からず、太閤も鳴津北條が召せども上洛せざりしかば、自身征伐せられし先例既に明白也、我等景勝を征伐せんに彼れ猶降服せざらんには、腹切らせて程なく凱旋すべし、各氣遣ひせらるべからずと仰せければ、中老奉行等此上は強て抑留もなしかたぐ語塞りてぞ居たりける、其頃加藤清正是在國せしが、此事を聞いて、神君の御ためひそか

に愁ひ、山岡道阿彌を頼み密書を捧げて諫奉りけるは、此度上杉景勝逆心により、御成敗の爲め御馬を出さる、由いはれなき事かと存候故、道阿彌迄遠慮なく思案の通りを申上げ候、其子細は第一内府まで高官を極め給ふ御身として、御自身御手を下されて、御合戦あらんには、勿體なき事と存じ候、幸ひ今人数も抱へ候得ば、清正に仰付けられ候か、細川越中守、福島左衛門大夫、加藤左馬助、池田三左衛門、黒田甲斐守を遣はされんに何の子細か候べき、夫れも覺束なく候は、隣國の伊達最上南部等の人々に被仰付候はんには、御手厚き御備と存じ候、其上に御心元なく思召し候は、御出馬有つて然るべく候、我つらく按ずるに、此度の事は大老奉行共一味の密計にて、石田三成兼ねて景勝をかたらひ、景勝を叛逆人として餌にかひ、内府公を關東へ釣出し、其跡にて兵を擧げ上方勢を以て追討にせん謀とは、鏡に掛けて見るが如く存じ候、三成智謀ありといへども、生得勇なく義なく恐るゝに足らずといへども、御遠慮を加へられ然るべく候、良將は籌を帷幕の中に運らして、勝を千里の外に決すと承り候との事也、神君大に悦ばせ給ひ、清正の志今に始めざる事也、今度内意の趣祝着是れに過ぎず候、乍去幼弱の昔より戰場を以て家とせり、近年當地に在つて、久し

く合戦の術を忘れたるに似たり、今度の東征は老後の慰と思へばかたぐ出馬せんと一決せり、清正は武勇といひ智謀といひ、其上我等内縁もあり天下に隠れなき可取なれば、京都守護のため伏見に留置き度くは思へども、鎮西の事も心元なければ、熊本に在城して世上の動靜をうかひ、九州に變もあらば計策をめぐらし、逆浪を靜めて我れに力を合せ給はるべし、我等は近々關東出陣し、景勝を退治仕置き申付け、東國を靜謐して追つ付け歸洛すべしとぞ仰せ遣はさる、大成記基業に依てこそ、にのす、但し清正此時は在國なれば、密書を山岡迄呈せしなるべし、清正伏見より此事申上げ御返答承りて繩を解き、大坂より熊本へ歸ると云ふは誤り也、前田中納言利長の母堂芳春院は、其家老前田對馬守、横山山城守、太田但馬守、山崎長門守等が息男どもをそへて、五月廿日伏見を出で江戸に赴き、六月五日江戸に着せしかば、住宅調度衣服以下迄、江戸中納言家御心を盡しいたはり給ふ事懇にわたらせ給ふ、芳春院思ひの外に悦び、忝きはりに思ひ、利長利政の方へ細々御懇遇の忝きよし申送る、前田家は彌々無二の御味方とぞ見えにける、大成記藩譜、

會津御征伐軍議の事

六月八日北越軍記五月朔日とす、其外編年六月十一日、原書には六日、本文は基業による、會津征伐御出馬あるべきに決定しければ、大坂西丸へ諸大名を召集められ、軍議手配を仰出されける、其席に於て堀秀治が家老堀監物末座より進み出で申しけるは、恐れ多く候へども、某所存を申上げ候、奥羽の地に險難の地多く候、中にも白川より會津までの間に、背炙勢至堂と申すは、無雙の險隘にて候へば、御先手越度なからんやう、よく御遠慮をめぐらさるべく候、最も御大事に候ふと申しければ、神君俄に御氣色替り、監物大事とは何事ぞ、雙びなき切所にもせよ、敵の鎗一本なれば味方も鎗一本也、其鎗の勝負は兵の剛脆に有つて地の險夷にあらず、左様な切所の先陣は我等勤むべし、我等昔岡崎一城の主たりし時より、或は多勢に圍まれ或は大敵と戰爭して廣場の野陣夜討、伏兵拔懸先登後詰、後殿終に一度の越度なく、今關八州を管領す、是れ皆軍謀籌策軍士の訓練に寄る所也、景勝が分際にて狭小なる小城に楯籠り防戦せんとすとも雖も、味方は天下の大軍兵糧運漕は自在也、我等一人の手勢計りにても景勝誅伐せんには不足はなし、況哉諸將の合力あるをやと仰せければ、一座の諸將其威光に舌を振ひ恐服す、時に最上出羽守義光進み出で申しけるは、

某が家人由利惣八郎が弟源鎮と申す僧の候うて、頃日諸國行脚して罷り歸り候が、會津邊經歷して、今度景勝が手配備立の評定承り傳へ申候、景勝は香華院雲洞庵謙信の影堂毘沙門堂にて、家人悉く集會し誓書をかゝせ妻子は皆會津城下に取籠め置き、白坂より白川迄二里の間革籠原を戰場と定め、白川口一番手は安田上總介順易、二番は島津月下齋(武隱叢話解下齋原書下々齋とす誤也)、其外領内城々に人數を分けて家老共を籠置き、別して白川城には四萬の人數を籠置いて京勢を防がせ、景勝は背炙を後にし長沼に出張し、京勢の變をはかりて寄手の後より討つてかゝらんとす、又た軍令を下して先代謙信の人數積りは常に八千なり、此度も其例たるべしと申渡したる所、直江山城守兼續、杉原常陸介親憲諫めけるは、謙信公は仰せの如く八千の人數積りなりしかども、時と人との相違あり、謙信公には武田北條と國境を争ひ、椎名神保等と戰を挑み給ふ、其上に其頃は國々所々に合戦ひまなく、敵も味方も諸方に勢を分くるによりて一方に人數を集むる事を得ず、八陣の遺法に基づき八千の兵を用ひ給ひしも、理りといふべし、今度は日本國中の大勢を敵に引受け、味方僅なるを以ていかでか防戦かなすべき、是を時の相違とは申し候、又謙信公は孫吳

を欺く希世の名將、其軍令に従ふ老練の侍大將、あまた有りしかども、今は其時の老武者多半は黃泉におもむき、殘る者ども多くは未熟の若輩計り、是れ人の相違なり、戰はざる以前に味方臆して物の用に立つべからず、たとひ弱兵なりとも人數大勢なれば、先手も後頼母しく軍を勵み候べし、敵は味方を大勢と見ば心おくれ、働き自由なるべからずと申しければ、景勝も最もなりと同意し、本陣は八千、後陣は三里上道なり、隔て、二手に作り、一手毎に二萬人、都合六萬人なりと風説承り候ふと申上ぐれば、神君聞召し、景勝名家の軍略夫れのみには限るべからず、然りとはいへども、味方は機に臨み時に應ずる軍謀密策、千變萬化少しも恐るゝに足らず、先づ攻口の手配り、仙道口は佐竹左京大夫義宣、伊達信夫口は伊達左京大夫政宗、米澤口は最上出羽守義光、越後津川口は前田中納言利長、北國より直に馳向ふべし、堀右衛門督秀治、村上周防守義明、(一本頼重、溝口伯耆守秀勝等加賀勢に先達て發向すべし、白川口は内府御父子にて御發向あり、蒲生勢相馬、並に那須七人衆以下先手の輩は、此口へ發向し御下知を待つて一同に攻入るべし、御供して發向すべきは、上方大名銘々姓名を記して渡し給ひ、大坂御首途は六月十五日、會津攻は七月廿一日と戰

期を仰渡されければ、諸大名謹んで仰せを畏りてぞ退きける、其歸途に山内對馬守一豊は大谷刑部少輔に伴ひしが、途中にて密にかたひけるは、景勝退治の事は中老奉行中連署して御延引あらん様に諫められ候所、少しも承引なく俄に御出馬と決し給ふ、内府如何なる御所存かと申しければ、大谷聞いて是には深き御思慮有りと見え候、第一國に叛徒ある時輕々兵を發し、敵の用意備はらざるを討つ時は敵は城郭全からず、兵甲糧米も集らぬ事なれば誅伐なし安し、次ぎに連署して異見を申す輩の中に、景勝一味同心の者もありて、事を左右によせ御進發を延引させて、景勝防戦の用意とのへんとの謀畧有るかと思はれ給ふなるべし、又今日諸大名を召集め、其顔色動靜を御心付けられ、景勝と一味の者あるかと察し給はん爲め、衆議を申させ聞召したるならんと思は推量しぬと答へけり、山内大に感じ、さて又今日堀監物が背炙の險難を申出でける處、内府公不興の御氣色なりしは如何と問ふに、大谷又答へて申しけるは、かの背炙といふは奥州第一の切所にして、一夫道を塞げば萬卒通行を得ざる事は將卒共に皆聞き知つて、未だ其地に至らざる先より心を惱す所、案内者たる監物が此の切所一大事なりといふ時は、諸將以下益氣を屈すべしと察せられ、大勇の御詞を發し給ひ、

敵の氣を呑む名將の一言に、一座の輩臆病愈えて、勇氣を生ず、内府は軍務の智識なりと秀吉公常々稱美し給ひける程有つて、吾等迄も感ずるに餘りありと語りければ、山内聞いて彼れ是れ思ひ合するに、當時智仁勇三徳備はる名將は内府公の外有るべからず、天意人望の歸する所終には内府公の天下になり給ふべしと叫ば、大谷聞いて壁に耳ありあなかまゝとて立別れて歸りける。

大坂御首途附伏見御留守の事

六月十五日會津御進發御治定有しかば、御暇乞のため大坂本丸へわたらせ給ひ、秀頼卿淀殿へ御對顔あり、程なく御凱旋有るべしと仰せらるれば、秀頼卿母子も錢の品々まゐらせられ、西城に歸らせ給ふ、此の頃石田三成は佐和山より家人末東權大夫（一本鈴木權六、又陶山權右衛門）を使とし、今度御進發の御供せんと願ふ、三成は蟄居の身關東下向然るべからず、子息隼人に家老を差添へて下すべしと御下知あり、是れ三成が志は關東下向に事よせて、軍馬の支度せんが爲め也とぞ、又伊達政宗は東國案内者たる故に諸將に先達つて御暇給はりしが、景勝が領内は道々差塞いで通行を得ざれば、佐竹岩城相馬へ廻りて夜を日に繼いで馳

下る天元實記基業藩譜、十六日には大坂西丸には、佐野肥後守政信御留守とせられ大坂を御首途あり、前田徳善院、増田右衛門尉を始め諸役人、七組の番頭近習の諸士一統大手迄御見送りとして出でにけり、天元實記、其夜は伏見城に着かせ給ひしかば、鳥居彦右衛門元忠御馳走として御供の人々へ牡丹餅煎茶を出す、元忠跋なれば杖にすがり殿中を行きめぐり、御供群士に向ひ、皆能く參り給へと申しける、大勢の中には御城代の御振舞とも覺えぬ物をと申す者ありしかば、牡丹餅嫌の人はまゐる事御無用といひながら通りしとぞ、能く多く支度しけると見え、翌朝迄其牡丹餅大半切に残りしを、御供の人々取つて懐中せし者も數多ありしとぞ、十七日には伏見に御滯座あり、御留守の事ども仰付けらる、元の如く本丸は鳥居元忠、松丸は内藤彌次右衛門家長、三丸は松平五左衛門近正、松平主殿助家忠守るべしとて、鐵砲二百挺兩人に預け給ふ、大坂より勤番する者は、皆大坂へ歸し給ひ、御家人の外には木下若狭少將勝俊ばかりは、舊の如く西の丸を守らしめらる、元忠家忠家長近正四人の者ども、今度會津陣の供せざるを残念に思ふべからず、家人多き中にも分けて其方ども當城へ殘し置く事は、よく慥に思ふが故也（基業）、然し當城人數少

載せし説による。

會津御進發御供人數の事

にて汝等苦勞成るべしと仰せければ、鳥井元忠某は左様に存せず候、會津御征伐の事は大切の事に候得ば、御家人一騎一人たりとも多く相運れらるべく候、京大坂只今の通り靜謐ならんには、當城は某と五左衛門兩人にても事濟み候、もし又殿様御下向の跡に、世の變りも出來して敵大軍にて攻圍み候はんには、近國に後詰せん味方はなし、とても防戦かなふべからず、されば御用ある御人數を少しも多く當城へ殘し給はんこと無益に候と申上ぐる、其後はむかし君御歳十一歳、元忠は十三歳、駿州今川方に人質としてましましける折りの昔物語に、夏の短夜更過ぎければ、もはや御寢遊ばし候へと申上げ、元忠御前を退かんとす、不行歩なれば小姓ども手を引けと仰付けられ、頻りに御落涙ありしと也、翌十八日早天に伏見御進發あれば、元忠家長家忠近正はじめ御留守居の人々は大手外まで送り奉り、何とやら御名殘惜しく拜伏す、是れ今生の御暇乞ひと後にぞ思ひ知られける、鳥居を始め四人の勇士、忠と義理とに勇みたる猛き心の玉のをも、長かるまじしるしにや、思はず涙に咽びける、（原書には伏見にて、本多正信へ石田が謀反の計策を知し召し、わざと關東へ下らせ給ふ由の御詞を記す、是れ人の臆斷也取るにたらず、本文は大野知心が物語とて天元實記に

慶長五年庚子の六月十八日辰の上刻、伏見御發駕あり、御供に陪從するは、伊井兵部少輔直政、神原式部大輔康政、本多中務大輔忠勝、同嫡子美濃守忠政、二子内記忠朝、酒井宮内大輔家次、酒井河内守重忠、其子右兵衛大夫忠世、酒井備後守忠利、大久保治右衛門忠佐、同治部大輔忠隣、其子新十郎忠常、奥平美作守信昌、其子大膳大夫家昌、平岩主計頭親吉、小笠原信濃守長政、其子兵部大輔秀政、戸田左門一西、其子采女正氏鐵、本多佐渡守正信、其子上野介正純、青山常陸介忠成、同藤五郎忠俊、阿部備中守正次、其弟左馬助正吉、本多豊後守康重、高力左近大夫長房、菅沼織部正定、其子新八郎定仍、大須賀五郎左衛門忠政、菅沼大膳亮定利、内藤三左衛門信成、天野三郎兵衛康景、石川長門守康通、本多縫殿助康俊、岡部内膳正長盛、保科甚四郎正光、三浦監物重勝、西尾隱岐守吉次、永井右近大夫直勝、内藤修理亮清成、丹羽勘介氏次、柴田七九郎康忠、高木主水正正次、三宅惣右衛門康貞、同彌次兵衛正貞、設樂甚三郎貞光、山

本帶刀頼重、坪内喜太郎利定、稻垣平右衛門長茂、植村土佐守泰忠、御一門の人々には松平玄蕃頭清宗、同和泉守家乘、同内膳正家廣、同因幡守康元、同源七郎康忠、同隱岐守定勝、同外記伊昌、同紀伊守家信、同丹波守康長、同周防守康重、其外御旗本の健士悉く供奉す、又御跡より追々に下向する、上方大名は、福島左衛門大夫正則、其子刑部少輔正之、弟掃部頭正頼、池田三左衛門輝政、其弟備中守長吉、同吉左衛門長政、京極修理大夫高知、筒井伊賀守定次、淺野左京大夫幸長、田中兵部少輔吉政、其子民部少輔長顯、細川越中守忠興、其子與一郎忠隆、堀尾信濃守忠氏、山内對馬守一豊、有馬中務大輔則頼、入道法印、其子玄蕃頭豊氏、藤堂佐渡守高虎、養子宮内少輔高吉、加藤左馬助嘉明、黒田甲斐守長政、蜂須賀長門守至鎮、生駒讚岐守一正、寺澤志摩守廣高、富田信濃守知信、古田兵部少輔重勝、弟大膳亮重治、稻葉藏人道通、織田源吾長益入道有樂、其子河内守長孝、金森長近入道法印素玄、其子出雲守可重、徳永下總入道壽昌法印、其子左馬助昌重、九鬼長門守守隆、本田因幡守利長、松倉豊後守重正、分部左京亮政壽、古田織部正重勝、小出遠江守秀家、市橋下總守長勝、桑山相摸守一貞、龜井

武藏守茲矩、石川玄蕃頭康長、石河伊豆守貞政(家譜)船越五郎右衛門景直、佐々淡路守行政、堀田若狭守一繼、其子彌右衛門政長、佐久間河内守政實、三好新左衛門慶清、三好爲三入道、津田小平治長興、神保長三郎、相茂、秋山左近光匡、赤井五郎作家正、栗林彈正忠貞次、岡田助右衛門善長、中川半左衛門忠勝、兼松又四郎吉正、長谷川甚兵衛重成、西尾豊後守光教、山名彈正少弼氏昭、秋田東太郎實季、松並平左衛門極樂院、山岡備前入道景友道阿彌、同修理亮景益、能勢攝津守頼次、岡田庄五郎善同、箸尾半左衛門、栢植平右衛門正俊、鈴木越中重愛、別所孫次郎、水野河内守清忠、村越兵庫頭顯光、一柳監物直盛、津田長門守信成、天野周防守景俊(大成記)雄光、奥平藤兵衛貞治、河村助左衛門、山城九左衛門(大成記)式部少輔、落合新八重清、佐藤駿河守賢忠、大島雲八郎義成、平野九左衛門、清水小八郎、工藤勘介、竹村忠右衛門貞金、佐久間久右衛門安政、其子源六勝之友、野長門守重恒、小松久助正道、溝口源五郎、堀田權八郎、野間久左衛門、伊丹兵庫頭親興、野尻喜八郎(大成記)彦三、仙石小貳某、施藥院某、森宗兵衛某、其外小身の輩は枚擧するに遑あらず、都合其勢五萬餘騎は次第に大坂

を打立つて奥州へぞ向ひける、前日より御軍令嚴正にして、道中驛路亂妨を制禁せられければ、兵卒民屋往來を妨ぐる者なく、農は耕し商は鬻で、敢て生産を失はず、行旅は道を避くるに不及、萬民大いに安堵の思ひをなせり(大成記)

大津城御饗應附水口御夜行の事

十八日の晝頃には大津城に着かせ給ひ、城主京極宰相高次北方は、江戸中納言家の北方には御姉君にわたらせらるれば、一方ならざる御ゆかりゆゑ、大奥へ迎へ參らせられ、御對面有つて晝餉進め給ひ厚くもてなさる、高次の妹松丸どのも伏見にては未だ御對面もなかりしが、けふ始めて見え給ひ、懇なる御もてなし終りて表へわたらせられ、京極の家老黒田伊豫佐々加賀、多賀越中、瀧野圖書、山田三左衛門、同大炊、赤尾伊豆、安養寺文齋、今井掃部、岡村新兵衛等は皆々兼ねて御見知りの者なれば召出され、とりく御懇なる御詞をかけらる、其外にも頭立ちたる者に御逢ひあるべしと仰せられければ、高次文齋に命じさる者共召出し、姓名披露し御目見えせし中に、淺見藤兵衛と名を聞召して彼れ志津が嶽にやと仰せける、高次仰せの如く、柴田方に罷り在り候者と申さるれば、あの者兼ねて聞及びたり、總て宰相殿には勇

士を好み給ふより、よき者數多御持ち候故、當家事は別けて頼母しく存すと御意ありしを、有難き事と京極家末々の者迄存じ奉る、籠城の時も殊更に志を盡し勇を勵ましけるとぞ(天元實記)、今夜は石部を以て御旅館となさる、長束大藏大輔政家水口より參上し拜謁し、明朝は居城にて朝餉を進らせし立ちよらせ給はん事を願ふ、いかにも臨駕させ給はん、御饗應成る程軽く仕るべしと面命有つて、來國光の御脇差行平の御刀を政家父子に賜ふ、政家父子大に悦び、恩を謝して退き、急ぎ城内を掃除し主役をいとなみけり、然るに其夜戌の刻俄に石部を立たせ給ひ、夜中水口を過ぎさせ給ふとて、渡部忠右衛門(天元實記)、犬塚平右衛門に作る孰か是なるや、御使として長束方へ遣はされ、水口城へ臨駕有るべしと御約束遊ばされしかども、俄かに餘儀なき御用出來して立たせ給ふゆゑ、立ちよらせ給はずと、仰せ遣はさる、長束は大いに驚き其跡より急ぎ參り、十九日の晝土山の御休息所にまかり、餘り御名殘惜しく存じ御機嫌を伺はんため參上せりと申上げければ、召出され遠路の所はるる、是れ迄參上懇切の志御満悦思召すとて、來國光の御刀を賜はる、政家大に悦び、恩を謝して立歸る、今夜は關の地蔵に御止宿あり、實にや昨夜長束石部へ參謁して後、其地の代

官篠山理兵衛參上し、長束明朝君を、水口城に招請し奉るとて、夥しき用意の様不審少なからず、雜説も區々に候へば、明朝水口御立寄りには御延引有つて然るべしと密々告げ奉る、神君御旅行いつも女房四五人づゝ召具せらる、今度も例の如く女中十人計り具せられしかば、其女乗物に召して夜中篠山理兵衛御道案内し、吉川半兵衛宗春、土屋惣右衛門、其外近習少々御供にて、石部より間道を経て土山まで至らせ給ひしと也(原書十八日朝石田三成が密使を、平岩親吉捕へて石田長束が密謀露顯しければ、水口へ立寄り給はずと記す、例の妄説也、今成績編年によりて本文を改め正せり)。

大谷石田一味附安國寺の事

石田治部少輔三成は、去年の春より佐和山に蟄居して、ますく籌策を帷幄の中にめぐらし、本意を達せんと晝夜心肝を碎さける所、神君は既に會津御征伐として伏見御出馬ありと聞しかば、天を仰ぎ地を拜し悦ぶ事限りなし、家老共を召し集め、去々年太閤薨去ましくして後、いかにして内府を關東へ欺き下し、其跡にて義兵を擧げて、追討せんと上杉佐竹と牒し合せ、明暮思ひを碎さし所、天其忠精を助け

て景勝が義旗を擧ぐるにより、大事既に成就の時至れり、此上は時日を移さず、三成大坂へ馳登り、先づ諸國の軍勢を催促すべし、我手の勢は侍大將廿人、騎馬貳百人、弓鐵砲の者四百人、雜兵都合五千ばかり召具すべしと申渡す、三成兵を擧ると風説をきき、世上何となく物騒がしく、人心も別れく成り行きて、關東へ下らん用意の上方大名も二の足踏むもありけんかし、三成は大谷刑部少輔吉繼とかねて刎頸の交淺からず、殊には智謀ゆゑしき者故是非味方に引入れんと思へども、先づ大坂に至りて奉行中評議し、毛利浮田等へも牒し合せんと、既に佐和山を發足せんとせし所、大谷は近年内府公御懇深き事なれば、御供して關東へ下向せんと思ひしが、持病に犯されし故、伏見御出立以前使者を以て、持病心に任せねば治療を加へ御跡より追付き奉らんと申上ぐる、大谷病身の事は兼ねてしるめしたる事故、こゝわりと聞召し、よく養生して、平快の後ゆるく下向すべき旨御懇に仰せ下さる、然るに此程は病も聊か快くなりければ、江戸迄も下らんと猶子木下山城守頼繼、嫡子吉胤を召具し、六月廿日伏見を立ち、廿一日濃州垂井の宿に着きたり、三成此のよし聞いて榎原彦右衛門を使者に遣はし招かしむ、大谷は癩病の見苦しきを恥ちて紙帳を隔て、彦

右衛門を召寄せ、某は急ぐ旅行に候、石田殿には何用有つて招かるや、其方概略を申すべしと有りければ、彦右衛門承り、御存知の如く近年内府威勢強大にして、幼主の天下を篡奪の萌既に顯れたり、三成忠義の志忘れがたく、伏見を出づる日より上杉佐竹と牒し合せし密謀、只今時至りて内府を關東迄曳出したり、依つて時日を移さず西國勢を催ほし幼君の御名代として、近日其跡を慕ひ關東へ發向せんとす、其時上杉は會津より討つて出で、佐竹は東國を押へ、前後より挟んで討つ時は勝利は眼前、幼君の御代は磐石と計りし忠義の大望、貴殿も定めて御同意あらんは勿論なれば、猶委細の御荷擔を以て御細評をも願はんため、御來駕を申入るゝ也と申しければ、大谷暫時沈思して、内府威勢強大にして政事を専らにせらるゝとも、豊臣家の天下を篡奪する迄の事はよもあらじと、我に懇遇厚きゆゑ思ひは吾が誤り、景勝卿始め奉行の人々密謀して、内府を引出されしは、石田殿の妙々奇々の才智謀計、天晴れゆゑしき忠心義膽感ずるに餘りあり、夫れならば内府伏見進發以前、夢ばかりもなご吾れには知らせ給はざりしぞ、關東へ下られては如何ほど彌猛に思ふとも、とても合戦勝利は得がたし、幼君せめて十五六歳にもなり給ひ、御自身御下知ある時には、太閤恩顧の

諸將、誰れか違背するものあるべき、是等の所を各相談して石田殿を諫言せらるべし、我等事は兼々内府の入魂なれば、此度下向せされば志を變するに似たり、家の子郎等ども思はん所も恥かしければ、是より關東へ下るべしと彦右衛門をば歸しけり、三成此の事を聞いて押返して彦右衛門を使とし、仰せの趣一々尤もに承り候、去りながら此度の一大事はや諸方の味方へも申通じ、世上にも風説に及べば關東へも聞え候べし、然れば不得止事、此上は貴殿の如き智謀の良將を得て軍議をも相談申しし、幼君の爲めと思召し、三成に御命を賜はり候へと申遣はしければ、大谷聞いて武士の命を所望と有るからは心得候、追付け夫れへ參らんと彦右衛門を返し、其後大谷父子、佐和山に行きしかば、三成城外に出迎へ、打連れて城に入りながら、三成大谷に今度の芳志生々世々忘れ難しと謝しにけり、其時大谷は貴殿より再三の御使、殊更是非なき御口上を承はるに依つて同心申し候、貴殿と某は振分髪の昔より申合せし事もあれば、今我が命は進上致し候也、内府の懇意は近年の事、其本根を捨て、いかで枝葉に拘はらんやといひながら、本丸に入りければ、さまざま響應して後密談數刻に及ぶ、三成今度の計略諸方の味方委細に語り、西國勢は箱根に旗を立て

て、三方より江戸へ打つて入り、内府を打亡すべきは一戦の功にあり、殿下御奉公の仕納めに候といふを聞いて、大谷命を軍門にさらし、名を末代にとめんは武士の望む所と雖も、時節をもちかぬ企てして、靜に治まりし天下を他人の物にせんこと無念也とて落涙す、三成夫れは何故と問へば、大谷貴殿は流石殿下御前にて年久しく御軍法をも見聞し、殊に天下の御目代をも勤められしが、かく目の付かざるは秀頼公御運の末と存じ候、只今貴殿申さるゝ所一つとして味方の勝とは思はれず、下手の碁を打つに、我れかくなさば敵は斯くの如くせん、其時は勝利全しと思へども、敵は此方の思ふ如くせず、終に我負となるが如し、彼れは官位といへば内大臣職は五大老の上首也、天下の人尊敬する所なれば、此後も人皆拜戴し跪くべし、今迄跪きもなざる者に跪かんと思ふべからず、貴殿もせめて、五十萬石の身上ならんはしらず、今の分限にては人の親しみ薄かるべし、内府を捨て、貴殿に諛はんとは思ふべからず是れ一つ也、今毛利も大身なれども、内府は關八州の太守、其上大莊あまた持つて天下に二人となき大名ゆゑ人々懐服する是れ二也、剛勇にして大敵に屈せざる人は誰かといへば、三成、島津義弘朝鮮にて大明の大軍を打破り、日本勢を無難に歸朝せしむる剛勇、誰れか

肩を並べんといへば、大谷笑つて、彼れは一旦の勇也、誠の剛勇ならねばこそ秀吉公に攻められ、五十日ともこたへず降参す、大敵に屈せずとはいふべからず、内府は幼弱の昔より甲駿の大敵を年久しく相手として少しも屈せず、味方が原にて信玄が天下に志所の初軍に負けても、居城濱松へ手もさへせず小牧山にて秀吉公廿四箇國十二萬餘の大軍に對陣し、長久手にて大敵を切崩す、如何なる大軍に臨みて、屈せぬ名將、世人奥深く思ふ所は内府にまさる者なし、是れ三也、信長公新參者を近く召して、諸家の家人共の剛臆を聞糺し、よき武士の名に御點を掛け給ひしに、諸家の家來ども御點に預る武士は少し、其時内府三河一國の主なりしに、其家人に御點かけらるゝ武士十九人迄有りしと聞くに、今はましてや八州の太守、よき武士幾人あらんか計り難し、是れ四也、古今人情子を思ふ程切なる事はなし、然るに内府家人死する時は胎内を探しても、家督を立てらるゝ事、世人皆知る所なり、依つて人々父母の思ひをなし親しみなづく是れ五也、此の五箇條貴殿に一もあるべからずといへば、三成不肖の身徳義はたとへ劣るとも、天下の勢を以て義兵をあぐる、勝利せざる事あらんやといふ、大谷聞いて貴殿思慮皆僻事也、せめて始めより此事を我れに告げ給ふものならば、内府石

部止宿の人数は旗本三千人に過ぐべからず、佐和山より石部迄はわづかに五里なり、九千の兵を以て旅宿に夜討し、長束と牒し合せて前後より討つ時は、たとひ兩三度味方敗らるゝとも、疲れたる小勢伊勢尾張までも、やりたてず討取るべき物を、貴殿若干の兵は有りながら是の計略をなさず、足長に關東へ下して後討たんとせらるゝは、千里の野邊に虎を放つに異ならず、天の與ふるを取らざれば却つて禍を受くべし、かく迄心力を盡し圖をほつし、あたら天下を他人に獻上せんは惜しきことならずやといふ、三成手を打つて夫れにこそ思ひある事あれ、内府石部に止宿の日、長束父子出迎へ、明朝は必ず水口城へ立寄り給へと約束しけるに、親子の者に引出物とらせ、まだ宵の中に石部を立ち、水口へは使者を送り歸陣の節立寄るべしと申越されしは、佐和山より夜討ちを疑ふての事ならん、切々残念と後悔す、大谷とても石部にとまらぬ程の内府、欺く事は難かるべしと雖も、秀頼公上使として軍中御見舞に時服にても何にても遣はされば、流石上使を出迎へらるべきか、もし出迎へられば其時刺殺さする謀を用ひて見給へと勸む、石田尤もなりとて加賀井彌八郎、木村彌一右衛門を刺客と定め、上使と號し關東へ赴かしむ(原書には大谷が以上の議論を、大谷が家人の大館左馬允が大

谷を諫めし詞とす誤也、今基業によるゝ、大谷は吉繼といふ名の唱へ、三好義繼といふ不吉の名に通へりとして、此頃より吉隆と稱せしとぞ(成績)其頃又毛利中納言輝元は、内府會津表御進發の御加勢として、吉川藏人廣家と、安國寺惠瓊を關東に下しける、安國寺もとより石田とは無二の親友なれば、佐和山に立寄つて三成が閑居を訪ひけるに、三成悦び對面し、今度内府上杉を攻亡して上洛せらるゝ程ならば、其威勢は是れ迄に百倍して、天下は終に内府の手に落つべし、三成幼君の爲に大義を思ひたぬれば、關東下向の諸大名にも、飛脚の注進を遣はしたれば、追々義を思ひ忠を勵む人々同意の返答あり、貴賤たれか太閤の舊好を忘却する者あらん、御僧も早々藝州へ立歸り、輝元卿へも勸めて急ぎ大坂へ御登りありて、諸方の御下知あらん様申上げらるべし、輝元卿今度登らせ給ひ、大軍の總督し給はんには、大坂西丸に御住居有つて天下の政務は御一人に委任なし參らせ、坂西三十三州を管領させ申さんこと相違あらじと勸めける、安國寺大に悦び早速に大坂へ歸り、輝元の猶子宰相秀元へかくと告げ、御家の興隆天下を掌握せられん事此の一舉にあり、速かに三成が勸めに隨ひ給へと勸めけり、此の秀元は毛利伊豫守元清が子なりしに、輝元男子なかりしかば、小早

川隆景のはからひにて輝元猶子にせられたり、若年よりして才略衆人にこえ、文武の良將にて高麗陣の總大將として押渡り、秀吉公の鑿識をあやまらず威名を異域に施したり、されば秀元安國寺が詞、更に承引せず、三成奸邪の小人全く秀頼公の御爲に思ひ立ちたる義兵にはあらざるべし、幼君の名をかりて諸大名を同意させ、内府を傾け其身天下の權勢を専らにせんとする奸謀に疑ひなし、かゝる奸人に徒黨せば家國滅亡の基也とて更に承引なし、安國寺は全く左様の事に候はず、天下の爲め御家の爲め也と強諫し、藝州表にも其旨安國寺より委細に勸め遣はしたり、輝元は元より石田一味の事なれば、更に子細あるべからずと申されけれども、先づ廣島の城に家人を會して此事如何と議されけり、佐世長門守、門田隱岐守、渡部飛騨守、榎本伊豆守等、石田に同意ありて、御家興隆をはからはせ給へといふもあり、今度石田が企つる所は、表には幼君の御爲め義兵を擧ぐると申すと雖も、實は自立の志にて、叛逆たる事は世上皆察する所也、誰人か其下知を守り、三成がため心力を盡し忠戰をせんとする者候はん、ゆめ、從ひ給ふべからずと諫めし者もあり、軍議區々なりしかど、輝元もとより三成荷擔の事なれば、兎角して、三成へ返答せられ一味の色をあらはさる、三成も又家人

郡治左衛門といふ者を使者として廣島へ遣はし、此後は彌隔心なく謀を通じ、死生を同じくせんと起請文を遣はしければ、輝元も此後いよく別心あるまじと、血判の誓詞をなして佐和山へ送られしにより、三成が悦び大かたならず(基業大成記)。

卷第三十四

東征御道中

附鎌倉八幡宮御參の事

慶長五年六月十九日神君大駕を關地蔵に留め給ふ、廿日には四日市場に着御、其夜御船にて三州佐久の島に着せられ、田中兵部大輔吉政御膳を獻ず、御前に於いて行平の御太刀を下さる、廿一日に篠島に御船を寄せらる、池田三左衛門輝政、御聲の事なれば、吉田の城に招請し奉り饗應せらる(北條氏直へまゐり給ひし德姫君を池田宰相殿へ御再縁、良祥院殿なり)、廿二日に白須賀御止宿、廿三日遠州濱松の城に入り給ふ、堀尾信濃守忠氏饗し奉る、其父帶刀吉晴越前府中より參り謁し奉る、上方の有様御不審多ければ、吉晴は直ちに越前へ歸りて上方の動靜をう

かゝり關東へ注進すべし、信濃守をば御陣中へ召具せらるべしと命ぜられ、吉晴は暇給ふ、其日中泉にとせらせらる、廿四日佐夜中山にて山内對馬守一豊懸川の城より參りて晝餉奉る、此の夕島田に着せ給ふ家忠日記成績、廿五日中村式部少輔一氏は、これより先きに病に臥して駿府の城に有りしかば、御道より村越茂介直吉を御使にて彼が病をとはせ給ひ、其子一學忠一に長光の御刀を賜はる(藩譜)、一氏府城の二丸へ迎へ奉り、家人横田内膳が家にて饗し奉り、さまざま御もてなし、一氏は輿にかきのせられ其所へ參り、一氏重病に犯され今度御供にさむらはぬこそ遺恨なれ、子供未だ幼なれば弟彦右衛門に軍勢添へて參らすべきにて候と申す、誠に其さま苦しげにて其詞さへさだかに聞えず、一氏又新村嘉兵衛、大藪新八、小倉忠右衛門といふ三人を見參せしめて御家人に加へられん事を願ふにより、御ゆるしを蒙る、此新村もとは江州新村の城主新村筑後守資則が子にて、今は一氏が女を配して聳とす、御家人になされし後志村と改めしとぞ(大成記)、一氏が衰勞の甚しきを御覽せられ其手を取らせ給ひ、是程の病體とは露計りも知ろし召さざりしとて御落涙あり、一氏も涙ながらに忝きよし申して、猶も子一學が行末を頼み奉る、引出物數々賜ひて立出で給ふ(基

業成績島田に御止宿の夜、明日は御供の面々鞠子より御先へ參るべからずと仰出さる、一氏病虛實疑はしく思召しけるゆゑ、聊か御用心ありし也と見えたり、その夜は清見寺に御とまり、廿六日は沼津三枚橋の城にて、中村彦左衛門一榮夕御膳を獻ず、一榮を召出され式部病體を御覽せしに、中々出陣かなふべからず、いよく其方陣代を勤べしとて、一榮に信國の御脇差を授けらる、此所へ本多佐渡守正信、大久保治部大輔忠隣御迎として江戸より參りければ、御前に召して暫し御密話あり、今夜三島驛にやどらせ給ふ、廿七日には小田原城に着せらる、城主治部大輔忠隣種々饗應し奉る、廿八日藤澤宿、廿九日は兼て御宿願により、鎌倉八幡宮へ御參詣あるべしと、藤澤町端より龍口へ御駕をめぐらされ、先づ江島辨財天に詣でさせ給ふ、折りしも潮干潟と成り、其道陸地につきたれば、岩本坊の邊にて御駕を下り給ひ、御歩行にて直ちに山路をめぐり給ひ、岩穴にいらせられ辨財天を拜し給ふ、江島蟹とも船を浮かべさまざまの漁りして魚をさぐ、下の坊に暫くやすらはせ給ひ、晝餉まゐらせ御氣色殊にうるはしく、上の坊中の坊下の坊等并に漁人蟹女等に至る迄白銀鳥目を下されて、御歸りの時は潮満ちければ御舟に召されて渡らせ給ふ、それより片瀬腰越を過

ぎさせ給ひ、稻村崎より鎌倉山星月夜の井など御一覽、極樂寺の前を過ぎて雪の下に着き給ふ、御供したる上方大名は海道を直に江戸に着陣すべしと仰付けられ、此の御供には御家人の外は一人も交らず、雪の下御休息所にて御装束を改められ、八幡宮に御参詣あり、神前にて御再拜の後、別當を召して當社草創の由緒を尋ね給ふ、別當御前に蹲踞して申上げけるは、抑も當社は往昔後冷泉院の御宇、正四位下多田滿仲朝臣の孫、河内守源頼信の嫡子、鎮守府將軍頼義勅をうけて奥州の安倍貞任弟宗任を征伐せられし時、八幡大神宮に祈請し、終に東夷を誅滅せられしかば、康平六年癸卯の秋八月石清水をひそかに勸請し、瑞籬を鎌倉由比郷に勸建せらる、今下若宮と申す是れ也、其の後永保元年辛酉春二月、陸奥守義家も又八幡大神に祈請をこめられ、羽州の夷賊武衛家衡を忽ちに誅伐せらる、然れば此の宮は御父頼義建立といひ且つは所願成就といひ、かたゞ尊崇あるべき也とて、新に修造せられしが、遙に星霜うつりて其の後治承四年庚子十二月、前右兵衛佐源頼朝卿地を小林の郷北山に移し、宮廟をかまへ鶴岡社と號せらる、此の時走湯山専光坊良運を以て別當職とし給ひ、大庭平太景義を奉行とし其事を執らしめらる、

是れより先き頼朝卿齋戒沐浴して思念し給ひしは、當座いまず所本新雨所未だ何所といふ事を決せず、神靈によるべしとて寶前に於て神籤をみづから取り給ふ、此の時神慮を以て定めて當所を神籤とし、新たに茅茨の宮社を營み、蘋蘩の禮尤も嚴肅なり、翌年正月頼朝卿参詣有つて神馬を奉らる、是れより正月元日を以て奉幣と定めらる、されば頼朝卿も又此神靈をたのまれてこそ、驕る平家を西海の波に討ちはらひ征夷大將軍の宣旨を蒙らせ給ひ、終に天下一統の霸業を開かせ給ひけり、社傳のおもむき斯くの如くに候と申上げしかば、聞召し源家代々尊崇の社頭なれば、尤も御修理あるべき由仰出され、今に及んで天下修造の神社に定まれり、明くれば七月朔日鎌倉より直に金澤にわたらせられて、瀬戸明神の社にまゐらせ給ふ、此の地は後に翠嶺長く連つて入海、其麓を廻り、松風颯々として示験のあらたなるを告ぐるかと聞え、海濤漫々として弘誓の深さを示すかと思はる、前には洲崎海上に出で、左右に松樹蔭濃か也、辨財天の寶殿には曲橋を架し、滿汐社壇を浸す時は、紺瑠璃を瑞籬に敷くかとあやまたる、引汐神前を退く時は、合浦の玉を庭上に蒔くかと疑はる、和光同塵の利益はいづれもとどろくなりと雖も、海畔の鱗に契りを結ぶらんと感ぜらる、沖の野島を見やれば、

釣する海人の茅屋軒を並べ、小舟磯邊に浮み、鹽やく蟹が漢鹽たく世のいなみ、流石哀れを催さる、爰にても山賤蛋の子等を召して錢若干くだされ、今宵は金澤の稱名寺に宿らせ給ひ、翌二日金澤を立ち給ひ、江戸の城に赴かせ給ふ、中納言殿品川迄御迎ひに出給ひて、共に御城に入り給ひけり、程なく中村一氏病死の告げあれば、弟彦左衛門并に家老横田内膳へ御書を下され、其他諸仕置等并に軍令以下式部少輔在世の如く無沙汰あるまじきむね仰下さる(基業)、上方大名も御跡より進發の輩は追々江戸へ參着しければ、二丸に於いて嚴重の大變行はれ、其上にて會津へ進發により十五箇條の軍令を仰せ出さる、群參の大小名一々其軍令を謹みて拜聽す、所謂十五箇條の御文面は、

- 一 於敵地男女猥りに取るべからざる事、
- 一 仔細なく他の備へ相交はる輩あらば、武器馬具共に取べし、然る上其主人異義に及ばず、曲事たるべき事、
- 一 人数押の時脇道すべからずと堅く申付べし、若し猥りに通るに於ては、曲事たるべき事、
- 一 時の使として如何様の者差遣す共、不可違背事、
- 一 諸事奉行の指圖、違背すべからざる事、
- 一 持鎗は軍役の外たるの間、長柄を差置持する事、令停止、但し長柄の外持たするに於ては、主人の馬廻りに一本持すべき事、
- 一 押買狼藉すべからざる事、
- 一 小荷駄を押事、兼て軍勢に相交らざる様に可申付、若し違背の族あらば、曲事たるべき事、
- 一 但路次中右の方に付て押通るべき事、
- 一 軍中に於て馬を取放さる様に、堅可申付事、
- 一 船渡の儀、他の備に不交、一手越たるべし、夫馬以下同前の事、
- 一 一下知なくして陣拂すべからざる事、
- 一 右の條々若し違背の輩於有之は、忽可處罪科者也、仍如件、

慶長五年七月日

源家康御判

神君御若年より大小百餘度の御合戦の中に、かく軍令を定めて仰出されしは、小田原御陣の時と此御陣と兩度のみなりしとぞ（此御軍令大成記と基業にのする所大同小異あり、今基業の文に従ふ、原書に一説とて、鎌倉御見物等に於て奥州御進發時日を延引し給ふは何故の事と、井伊直政疑ひ其旨申上げければ、上杉事石田と一味なれば、我れ奥州進發と聞かば石田忽ちに西國大名をすゝめて上方より攻めて下るべし、我れ上方の一左右を聞いて上杉をば秀康政宗等に渡し、我れ上方へ攻上り、石田等の逆徒を誅せんと思ふにより、わざと時日を延引するなりと仰せければ、直政其御智計に感したりといふ趣を記す、此説不審なれば本文には記さず、

石田大谷飛檄附西國勢上坂の事

大谷刑部少輔吉隆は佐和山に滞留し、石田三成と種々軍議をこらし相談せしが、先づ諸國の味方を招かんと檄文をつくり、諸國へ密々急脚を廻らしけり、其文にいふ、自古至今、見國家興亡、皆是姦人之所行也、爰源家末流徳川家康、出於三州直領關八州、依重祿而勢

若飛雲、亡古法、蔑諸人、誰敢不惡之、則三成吉隆代幼君秀頼公、欲亡彼企、相談所相觸也、各從指揮而可勤軍役、若於不承引者、所居於大坂之妻子、悉可令禁獄者也、何速不誅無道、治國治民之謀在此一舉、急揚鞭馳集于大坂、守護幼君、指圖相待可申也、依廻文如件、

慶長五年六月廿七日

（此文基業に載せたる故爰に記す、不審なきにあらず、原書には大谷吉隆が佐和山に旅宿して居たる所へ、中川宗半といふ者來る、此宗半は加賀大納言利家の聲にて、元は武藏守といひたる人也、大谷とは懇意なりしかば、大谷爰に旅宿したりと聞いて過訪せし所、大谷は其元は利長卿の縁者の事なれば、是非利長卿をすゝめ秀頼公の御味方とせらるべしとて、大谷草案をつくり宗半に是れを書き給へといふ、宗半我等はいかでか、謀書を認め候はんやと固辭しければ、大谷大に怒り、我等年來の懇意故一大事をかたり此密書を頼む、否といはば其儘歸すべきや、速に生捕禁獄せんと大谷家人大勢立ちかゝりすは搦め捕らんとす、宗半大に恐れ、大谷が草案の如く書簡を認めければ、大谷大に悦び、宗半には様々引出物し、書簡は飛脚を以て直ちに加州へおくと記す

是誤り也、宗半は大谷が越前敦賀に歸城して、北國に有りし時加賀へ下るとて立ちよりし時、大谷がすゝめて謀書を書かじめ利長に送らしむ、利長は八月上旬大聖寺を攻落し、細呂木にて此の謀書を見て引返したる事、第二十六の卷に詳しく記し、此所をば刪りぬ、爰に前田徳善院、玄以の子左近將監秀以も、内府公の御跡より關東へ下らんとて出立ちけるが、父玄以諸事大谷が指揮に従へと庭訓しければ、大谷が旅宿へ立寄り事の指南をうける、吉隆今度石田三成と謀を合せ、四國九州の諸大名をかたらひ、秀頼公の御爲めに義兵を擧ぐるなり、其元も關東へ下向は思ひとめ速かに歸洛し、父法印にも告げて石田に従はれよと教諭しければ、秀以承伏し江州より引返す（秀以の名は家譜による、玄以が長子也、藩譜主膳正宗利とあるは二男にて家を繼ぎし也）斯くて吉隆は北國の大名をかたらはんとて居城敦賀へ引返す、三成は手の者五千餘人を引率し佐和山を進發し、長束政家、前田徳善院をも誘引し大坂へ赴き、秀頼卿並に淀殿に拜謁し只今に内府を亡し秀頼卿御代磐石になし奉らんと申せば、淀殿は別けて女心の淺間しく悦ばるゝ事大方ならず、三成を楠正成にもこえたる智勇と稱美せらるゝ事限りならず、忠義の良臣此の上有るべからずと日々奔走あり、三成は

増田長盛が宅にて評議を極め、西國諸大名へ廻文を遣はし參陣の催促す、是より先き浮田中納言秀家へも密使を以て、内々契約の如く一日も早く大坂へ御登り有之、諸事御下知下さるべしと申遣はし、其の後三成は増田長盛、長束政家と共に大坂諸士一統に召集め、内府公は兼ねても内意申し合め候如く、終に幼君の御敵となるべき大志あり、今度關東進發は君の御ため景勝征伐せん爲めにはあらざ、實には幼君の羽翼の臣を悉く討亡し、秀頼卿の天下を奪はんための計略也、上杉中納言景勝卿上洛せられざるは、太閤會津へ國替仰付けられし時、三年が間參勤御免ありしは皆世上にも知る所也、されば景勝卿上洛なきは理の當然也、内府是を異心ありとて諸傍輩を引率して、幼君の威をかり景勝を討亡さば、龍の雲を得し威勢に乘じ、終に四海を手に握る大望とは鏡にかけて見るが如し、近年兵革治り四民太平の化に浴するは、全く秀吉公武威による所、世を覆がへし萬民を苦しむる事内府一人の所爲也、此の人幼少より今川義元の厚恩をうけながら、義元織田信長公の爲に討たれし後は、其子氏眞を補佐して義元の弔戰せんとはせず、結局信長に降參し氏眞を亡さんとせし程なれば、殿下山よりも高く海よりも深き御恩をも知らず、幼君を欺き天下を

奪はんと奸計を深くす、三成夙くより是れを知つて毛利浮田兩大老、大谷増田長束等と密々内議し、義兵を擧げて征伐せんと諸國へ廻文を出せば、御一門の方々始め御味方に志をはけます大小名追々走登るべし、三成には幼君御名代として出陣し、景勝卿、佐竹義宣東國より打つて出で前後より立袂んで敵を討取るは眼前也、幼君の御世磐石に動きなき御繁榮、一同に仰悦せん事近きにありと申渡しければ、座中の面々三成は伊尹の忠太公望が智略も是れには過ぎじと感服し、我々も幼君の御爲め骸を戰場に晒らし、殿下の御高恩を報じ奉る時至れりと悦び勇んで、三成を忠臣義士と褒めざる者はなかりけり程なく毛利中納言輝元は四萬餘騎を引牽し藝州を進發し大坂に着陣し、浮田中納言秀家も急ぎ備前を出でて着陣あり、金吾中納言秀秋も筑前を出でて參着す、秀秋は木下肥後守家定第五の子なりしを、其始め太閤の甥なるを猶子とせられ、輝元の養子とせられんと内々はかり給ふを以て、小早川隆景嫡家を他人に繼がせん事心うく思ひ、秀秋を以て隆景が養子とし、筑前所領四十萬石を譲り度きよし願ひければ、太閤大に悦び給ひ、秀秋を隆景が養子となされ、秀秋筑前一國襲封して左衛門督に任じければ、今も猶金吾中納言とは稱しけり、隆景おの

が家をば秀秋に譲り、輝元が家をば是れも元就が孫なればとて、伊豫守元清が子秀元を養子とはせし也、秀秋もとより三成に遺恨あり、夫れのみならず我は故太閤の猶子也、秀頼の爲めにも兄也、此の度秀頼の爲め大事あらんには、總大將たらん者は我より外あるべからず、然るに三成幼君の威をかりて諸大名と同じく廻文を送る事、三成おのれが威勢をふるつて權をとらんとす、是れ天下を奪はんの萌なるべしと心中怒りを含むと雖も、先づ其催促に應じて大坂に着陣ありしに、三成も内々覺えありけれども、太閤の猶子たれば卒爾の舉動もなしかた、増田安國寺に議して秀秋の心を宥めすかして味方に屬せしむ、其外は久留米藤四郎侍從秀包、島津兵庫頭義弘、其子又八郎忠恒、甥中務大輔豊久、鍋島信濃守勝茂、小西攝津守行長、立花左近將監宗茂、小早川治部大輔、長曾我部宮内大輔盛親、蜂須賀阿波守家政、宗對馬守義智、高橋右近將監元種、有馬修理大夫晴信、相良宮内少輔長益、秋月三郎種長、高橋主膳正直次、伊藤民部大輔祐兵、筑紫上野介廣門、毛利民部少輔高正、高田河内守、藤掛三河守永勝、生駒修理亮、服部土佐守、横濱民部少輔、奥山雅樂助貞信、多賀出雲守秀家、杉若主殿頭、谷出羽守衛好、山崎左馬助家盛、山崎左京

進定勝、赤松上總介則房、河尻肥後守、木下左京進、脇坂中務少輔安治、堅田兵部少輔、太田飛騨守、熊谷内藏允直陳、垣見和泉守家純、早川主馬首長敏、毛利壹岐守勝信、毛利勘八、木村宗右衛門、村上右衛門尉、戸田武藏守重政、小野木縫殿助重勝、菅平右衛門、福原右馬助直高、高田小左衛門、竹中伊豆守重成、吉川藏人廣家、安國寺を始として、追々馳集る者凡そ九萬五千人（大成記基業）、宰相秀元三成一味の事不同意といへども、養父輝元今度大將たる上は詮方なく、先手に進んで討死せん覺悟にて一味せられたり（三將傳）、其外五畿内はいふも更也、播磨丹波但馬志摩伊勢近江美濃尾張加賀越前の人數都合十五萬七千餘人、かくの如く諸國の武士馳集れば、さしも廣き大坂に錐を立つべき所もなかりけり、かくて三成政家長盛三人は、又群參の大小名諸士一統を召して書面を讀み聞かしむ、其文にいへらく、

- 一 五人の奉行五人の年寄、上卷の誓詞連判無幾程、年寄の内二人被追籠候事、
- 一 五人の奉行衆の内、羽柴肥前守方の事、度々誓詞雖被申分候無承引、人質取被追籠候事、
- 一 景勝何の科無之所に、違誓詞又被背、太閤様御

- 一 控、可被討果義歎ケ敷存じ、種々様々雖申理無承引、終被出馬候事、
- 一 知行方の事、存分に被召置義は不及申、取次有之間敷筈に候處、是又上卷の誓詞を背き、何の忠節も無之者に、過分の領地被出置候事、
- 一 伏見の城太閤様被召置候留守居追出し、私の人數被入置候事、
- 一 十人の外誓詞取遣仕間敷旨、被載三卷之誓詞之所、數多被遣候事、
- 一 政所様御座の間居住の事、
- 一 西丸に如本丸被舉殿守事、
- 一 諸士妻子最良々々に被歸本國候事、
- 一 縁邊の義被背御法度に付、各其斷申送無合點、私に結縁候事、
- 一 五人の御家老、唯一人にて令判形候事、
- 一 若衆にそくろをかひ被爲立徒黨候事、
- 一 内縁を以申入候八幡の檢地、私に赦免の事、
- 一 右の通誓詞の筈、少も不被相立候、太閤様御控不被背候とは、何を以可申候哉、壹人宛被參上、秀頼様可致取立事不實候、仍如件、

慶長五年七月七日

是も皆神君篡奪の思召しにて、太閤の遺言を背かせ給ふとの罪を鳴らして、大小名の心を一致させんと文詞巧みに舞せし處也、かくて諸國の大小名は各其掌る所を申渡され、直ちに夫れく出陣するもあり、或は一先づ歸國し一左右次第打立たと申して歸るもあり、是に於て天下二つに分れ、東西思ひく大亂の世となりけり、又大坂は秀頼卿の腰元、殊更警衛大事なりと各所の勤番を申渡す、

- 一 濱の橋 毛利民部少輔
- 一 高麗橋 (高田河内守 藤掛三河守)
- 一 平野町 宮城丹後守
- 一 濱路橋 早川主馬首
- 一 備後橋 (生駒修理亮 同主殿助)
- 一 本町筋橋 蒔田權佐

- 一 久太郎町橋 蜂須賀阿波守
- 一 久法寺町橋 竹中伊豆守
- 一 安東寺町橋 服部土佐守
- 一 天王寺口 横濱民部少輔
- 一 中津口 上田主水正
- 一 馬方堀詰口 奥山雅樂助
- 一 平野口新屋 小出大和守
- 一 玉造口 (多賀出雲守 杉若主殿助)
- 一 京口小橋 谷出羽守
- 一 中の渡 山崎左馬助
- 一 福島口 山口右京亮
- 一 天王寺より平川口迄 赤松上總介
- 一 天王寺小坂水所 木下左京亮
- 一 大和口 (川尻肥後守 脇坂中務少輔)
- 一 福島川口の勤番 (菅三郎兵衛 同右衛門八)

右手前々々に番所を取立て、番衆儘に有之候様に心付け、妻子等出候事堅く可被停止候、往還の者は無滞可被相通候、以上、
七月十五日
長東大藏大輔

各衆中

増田右衛門尉 前田德善院

十四日頃石田三成より大津城主京極宰相高次方へ使を立て、今度大坂義兵を擧ぐるにより大坂へ無二の御味方たらんうへは、證人を御出し有るべしと申送りけるに、高次承引の色なかりければ、三成大に怒り諸大名二心いやく者の懲しめに、大津の城を攻むべしと申しけれど、德善院増田等高次に幼君御母方にとりては近き御ゆかりの人なれば、手荒く擧動ふもいかじなりとて、重ねて朽木河内守玄綱を使として、宰相殿には幼君外戚の御ゆかりある御身に、何とてゆゑなく内府に荷擔せられ、大坂へ人質參らせまじと仰せ候ぞと異見申させけるに、高次聞いて、諸將實に秀頼のため義兵を擧ぐるに於ては我れ何ぞ一味せざらんや、今度の企は全く石田三成幼君の威をかりて、私の宿意を達せんとする奸計明白也、我れ何ぞ凶徒に徒黨し同じく不義に陥らんや、三成もし當城に押寄せば城を枕に討死せんといはれしかど、家老ども當城何の用意もなく不堅固也、俄に大軍に押寄せられては防戦なしかたし、先づ御本意ならずとも一味の御返答有つて後、城内要害堅固に用意して後、御心に任せら

れ然るべしと申しければ、高次實にも心得有つて、其子熊若(若狹守忠高とす)を證人として大坂に出されけり、其後浮田中納言秀家の館に石田増田長東前田等參會し、猶又手配りの評議有りし所、秀家申しけるは、近日に内府は江戸より諸將を引率せられ會津表發向有るべし、彼の表の様子覺束なしと有りけるに、三成聞いて其儀は御ころを惱し給ふべからず、知し召す如く、景勝卿は謙信以來弓矢の譽、箕裘の業をつぎ其家風を落されず、既に若年の昔二郎景虎を伐亡し、北條丹後を始め、謙信時代より名を顯はしたる剛勇の者數十人誅戮し、其上新發田の城を抜いて城主因幡守が首を刎ね、越中の魚津、羽州の坂田、同大津、同仙北、信州の仙見、同館山、同上田原、同長沼、同落水、同上田等みな景勝卿武略を以て剛敵を誅滅せられし事、太閤様聞召し、父鎌信にも劣るべからずと大方ならず感じ給へり、又上杉家股肱の輩には、直江本庄隅田安田杉原をはじめ武功の輩若干あり、其人數地戦には大概五萬には餘り候べし、其上佐竹義宣も景勝卿に兼ねて一味の事なれば、上杉佐竹兩家の人數都合七萬餘も國中に楯籠らば、寄手勝利は思ひもよらず、猶夫迄も行きたくず、景勝卿と一味同意の諸將上方にて義兵を擧ぐるるときは、内府に従ひ

東國に下向の諸大名も、右往左往に散亂し皆上方へ遁歸り、味方に屬せんこと指を屈して待つべし、然るときは内府も力盡きて江戸へ逃歸り、和睦の扱ひを入らるゝは眼前也、其の時大老中御相談有つて其官祿を削り退け、後の殃を除き給はゞ、幼君の御代は千秋萬歲危き事候まじと勝負を手に取りし如く演説しければ、秀家卿大に感じ、三成の申さるゝ處尤も理り也、されば此の數萬の人数大坂一所に集め置かんこと謀拙きに似たり、内府は猶會津に攻入るか、又江戸へ引入るか、もし引返し上方へ手出しするか、此の二つの外は有るべからず、何れにしても軍勢を引分けて堺々迄出張せば敵勢を屈すべし、只早く手配を定めらるべしと有りければ、各此議然るべしとて、毛利輝元、増田長盛は大坂に留り、浮田秀家と石田三成、長束政家は諸將を引具し、美濃尾張へ發向すべし、萬一内府上方へ引返し登らるゝに於いては、輝元卿大坂を發し、浮田毛利の兩卿は幼君の副將軍と稱し、十三萬の大軍を指揮し勝負を一戦に決せらるべしと定めけり、其の後三成又申しけるは、輝元卿は幼君御後見として大坂の西城にましく、御猶子秀元卿、安國寺吉川藏人、宍戸備後など召具せられ、二萬餘にて美濃路迄も御發向然るべきかと申しければ、各尤もなりと同意す、依つ

て神君より命ぜられし西丸御留守居佐野肥後守政信方へ使者を立て、其御殿秀頼公御用の事あれば早々明け退き申すべしと申送る、佐野肥後守口惜しき次第とは存じられども、其身西丸にのみ住みて世上の動靜も更に知らず、是非なく女房達を伴ひ大坂城を立出でし後、かゝる世の騒ぎを聞いて大に後悔し、左様の事ならば奉行中より遣したる使者を討果し、御殿へ火をかけ切腹すべき物と憤りけれども、かへらぬ事なれば是非なく、女房達をばよるべの方へ預け、其身は伏見の城に入りける、佐野既に出城しければ、毛利輝元は西丸にうつらる、かくて又毛利浮田奉行等會議し、今度義兵の手始めに伏見の城を攻取り、内府留守居鳥居内藤等に腹切らせ、夫れより直に美濃尾張に出張然るべし、三成は其以前諸方手遣のため發向あるべきかと有りしかば、石田某は御意に隨ひ、手遣のため先づ佐和山へ立歸り、不日に秀家卿御一所に尾濃へ衝き出で、内府方の城々攻落し人数を籠置き、内府上方へ向はれ候はゞ、足場能き所にて一戦を遂ぐべし、若し又内府江戸へ楯籠らば、海道筋の敵の城々攻落し段々と江戸へ攻入るべし、某は早々歸城仕り候へば、伏見城攻めには家人高野越中、大山伯耆に二千餘の人数を添へて大坂に残し置き候へば、よきに下知下さる

べしと申置き、三成は直に大坂を出て佐和山へ歸るとて、途中より大津城へ案内申入れて立寄りける、其折りふし小雨降りければ、三成は羅紗の合羽に塗笠着て、大手の門外に従者悉く残し置き、三田源藏といふ剛力一人召連れて城内へ入りければ、京極高次三丸の客屋に出迎はれ、本丸へ申入るべく候得共、此節の事故御急ぎと存じ是れ迄罷り出で候と有りければ、三成日頃にはかり懇懇に禮儀を盡し、扱申しけるは、今度は秀頼様御治世と成るべき時節到來、貴卿にも嗚々御満足なされ候事と察し入り候、先日は何か關東御一味の様に世上雜説御座候ひし故、御家人同様の三成に候へば、殊の外氣の毒笑止に存ずる所、早速大坂表へ證人御差出し候て、萬事御首尾宜く某一身の様に悦び入り候、此上秀頼様へ御忠節彌肝要に存じ候、御前向の儀は某に御任せなさるべしと申しける、高次は先日三成諸大名を見こらしのために、大津の城を攻めんといひしを、諸將やうくおしとめたりとの事も聞き及ばれ、三成憎しと思はれしかども、さあらぬ體にして謝せられたり、京極家人安養寺文齋は、もと淺井家の家人にて姉川の戦に生擒となりしが、信長卿其勇士なるを以てゆるして、小谷に歸されたる安養寺二郎右衛門也、さるゆゑしき者なれば、今日石田三成

が來りたるを見て、家老黒田伊豫を閑所に招き、逆徒の張本石田三成が當城へ來りしこそ幸なれ、生取つて禁獄し、關東御一味の色を立てられば然るべしといふ、伊豫同心せず、山田三左衛門、赤尾伊豆を頼みてすゝめんとするに、今三成を生取つて敵の色を立つる時は、當城用意もなき所へ大坂より大軍攻め來らば防戦かなふまじ、卒忽の計無用也といふ、安養寺強ひて諫めけるは、三成を何事なく佐和山へ歸したりとて敵當城に攻めまじきとも決し難く、唯今三成を生取り、大坂の寄手を待つて花々しく防戦し、かなはぬ時は三成を刺殺し、宰相にも御自害をすゝめ、我々も相並んで腹切る時は何ぼうゆゑしき事ならずやといふ、黒田赤尾山田三家老どもは、京極の御家を亡して内府公へ忠義を立て本望とする道理もなしとて承服せず、安養寺聞いて各東西敵味方の去就を疑はしく思はれば幾度も評議有るべし、今日勝負を危ぶみ事の機を失はれんに於いては、武士道の本意を失ふべしとて双方議論して手間取る内に、三成は早々別れを告げて城を出で、佐和山へと急ぎ赴きける(此條原書になし、天元實記基業によりて加ふ)。

伏見城攻の事

其の後浮田毛利を始め奉行等いよく伏見の城を攻取るべしと評議する所に、増田長盛申しけるは、伏見御城の事は太閤様御隠居所の思召しを以て、日本國中の人夫を召集め堅固に築立てられ、兵糧矢玉武具以下に至るまで何に事かくべからずと備へられし御城、是れを守る四人の者共は内府若年の時より仕込み置かれたる武邊場數の者ども也、其上近邊味方と頼む城もなければ、下々歩卒に至るまで必死を極めて働かば容易に落城す可からず、幸ひに城代鳥居彦右衛門は多年知人に候へば、城を明け渡し候やう異見を加へ申すべきかと存じ候と申しければ、浮田秀家尤もに候、吾等も成るべくは佐野肥後守が如く欺いて城を明渡させ度く思へば、よろしく計り見られよと有るに、増田が家人山川半平を使として城中へ遣はしけり(原書大坂足輕頭川口久助、石田は鳥左近が甥島新七郎を使とするに作る、此の時石田は歸城してこゝに會せず、誤なり)、彦右衛門半平を本丸へ呼び入れ對面しけるに、半平増田が口狀を演説するは、今度毛利浮田上杉の三大老、内府公と弓矢に及び給ふにより、近日關西の諸大名申合せ、大軍を以て關東へ進發せられんとす、其の砌伏見の城を攻取らん軍議なり、長盛は年頃内府公御懇の事なれば、此儀然るべからず

とは存じ候へども、大厦は一本のさゝふる所にあらず、心外の至りに候、依つて内々申進じ候は、此御城は元來秀頼公の御城なれども、秀頼公御幼年の間内府公御預りになり、今度會津表御進發により各中もかりに御留守居命せられし事にて、内府様御持城と申すには之れなく候へば、各中も秀頼公の御使へ明渡され候とも、各の越度無念にもなるまじく候、早々御城をば明渡され關東へ下向し、内府公御馬前にて何程も御奉公勤められて尤もに候、彌御同心に於いては勢州表渡海迄の間は拙者家老共の悴を人質に進らすべく候との口狀なり、鳥居承はり、思召し寄り仰せ下され候御口狀忝なく承り候、然れども先頃内府關東へ下向の砌、堅固に留守仕るべくと申渡され候へば、内府より明渡し候様申越し候はゞ格別、各方より御内意を以て明渡し候事は決して罷り成り申さず候、御心任せに御人數御差向けなさるべく候、彦右衛門白髮首引出物に進らすべく候、其節城も御引取り下さるべし、扱又右衛門殿内府へ御如在なく御内意仰せ越され候との御詞、彦右衛門一圓其の意を得ず候、内府今以て御如在なきに於いては、大坂より當城を明渡し申すべく申越し候とも、城を枕に討死然るべしとこそ仰せ下さるべきを、明け退き候へとの御内意右衛門殿には不似合

の御詞と覺え候、此の旨能く演達頼み入り候とて半平を歸す、増田長盛此返答を聞いて大いに感心せしが、其の頃増田が所領郡山を預け置きし城代渡邊印齋といへるは、小田原陣の頃は中村式部少輔が家人にて譽ありし渡邊勘兵衛也、印齋折節増田が側に出で居しかば、長盛印齋に向ひ、先程より是にて承り候、餘り感心仕り落涙仕り候と申す、長盛もさればの事に候、あの様な武士をむさくしく失ふとは、情なき事なりと頻りに涙に咽びたり、印齋鳥居が詞を感ずる程ありて、關東一戰の後郡山引渡しの時、潔き舉動して世に譽をあらはしたり(以上の説印齋が直話を以て天元實記にのする所也、増田も此趣にては心ある人と見えたり、原書には石田が使をもつて内府公御事をさまく悪口して申送り、鳥居城をわたすまじと返答す、石田其詞を悪んで伏見を攻めしといふは誤也)、鳥居手切の返答して増田を恥かしめし上は、大坂よりやがて當城を攻めんと諸將を差向けんは必定なり、城は廣し軍勢は少し、近國より後詰に頼まん味方はなし、逆も必死の籠城なり、互ひに助け合はずして虎口切に討死すべし、然れば今生の離別也と互ひに盃取りかはす、忠義にこりたる武士が義理を立てぬく心の中哀れ也ける有様也、近江の御領所代官岩間兵庫、深尾清十郎兩人、

甲賀忍の者五六十人引きつれ來り籠城せんと頼みける、宇治の茶師上林竹庵も數年の御恩を忘れかね、ともに籠城せんとて來る、彦右衛門見て其方は町人の事討死せずとも恥にあらず、又我々が身に取つては城中あまりに無勢にて、町人までも引入れて籠城せしめしといはれんも残念なり、急ぎ宇治へ歸るべしと教訓すれども、竹庵中々聞入れず、我身こそ今町人に落ちたれども心迄町人ならんや、各強ひて追出し給はゞ是にて腹切るべしと面色變へて憤れば、鳥居今は力なく心に任せよとて城内へ留め置きけり、かゝる所へ佐野肥後守政信も籠城の人數に加へ給はれとて來る、内藤彌次右衛門家長見て、貴殿は大坂西丸の御留守居なれば、大坂に於いて兎も角もなるべき身が、大坂を逃出で、我々と同じく籠城せんと申さるゝ條更に心得られずと云ふ、佐野聞いて宣ふ所尤も也、我も大坂にて奉行どもより西丸を明渡し申すべしとは存じたれども、御側近く召使はれ候大勢の女房達を助けんため、西丸をば奉行中へ渡し、女房達をば夫れくよるべの方へ送りとゞけたり、大坂西丸をば奉行の爲めに追出され、當城へ來れば各方に嫌れ、何の面目有てか再度内府公へ拜謁すべき、敵寄せ來らば一番に討死せんと思ひ切

つて候と云へば、内藤は更也鳥居始め御留守居四人とも大に感じ、幸ひ名護屋丸無人なれば其方守るべしとの事にて、肥後守は名護屋丸を請取りけるが、其後又松丸へぞうつりける、其の頃迄も若狭少將勝俊は西丸に有りけるが、鳥居が方より使を立て、御舍弟金吾中納言殿大坂へ一味にて、當城討手の大將として向はせ給ふよし聞ゆれば、少將殿當城におはさん事人々疑ひを生ずる端とも成りなつかと存ずれば、御出城下さるべしと申送る、勝俊兼ねて内府公御味方にて籠城せばと思ひけれども、秀頼を見放すもいかゞにやと思慮し京都へ登り、政所の館を守護せんと伏見城を出で、京都に赴かる、去程に城内は油断なく評定して持口を定む、本丸は鳥居彦右衛門、西丸は内藤彌次右衛門、大手曲輪は松平主殿助、名護屋丸は松平五左衛門、松の丸は佐野肥後守、江州代官岩間兵庫頭、深尾清十郎、上林竹庵迄籠りて、城兵わづかに二千餘人、必死に覺悟して城を守る、爰に金吾中納言秀秋は若狭少將の弟也、兼ねて石田三成には遺恨あり、秀秋の家老平岡石見頼勝は黒田如水縁者也、如水は無二の關東方なれば、秀秋筑前を出陣し豊前の小倉より出船せんとせられし所へ、如水より使者を石見に送り、中納言殿凶徒の奸計に陥り、家國を失ひ給はざ

る様に其方諫めて計らふべしとの事なれば、石見内々同意の返答す、如水は中津より關東へ使を立て、其旨申上げたり、秀秋は大坂に着きて京都へ參り政所の御館へ至り、今度三成諸大名を誑かし、秀頼の仰せと偽り私の宿意を遂げんが爲め奸計を巧む、秀秋は内府の恩蒙りし事なれば、關東一味の志に決せる所、大坂の奉行等我等をも伏見城攻めに加へんとすと申されしかば、政所聞き給ひ、一段尤もなる志なり、乍去只今敵の色を立てん事は然るべからず、大坂奉行等が申すに任せ伏見城攻めに向はるべし、彼の城には兄少將も籠る事なれば、我等伏見に至り兄弟敵となつて弓矢に及ぶ事然るべからず、君の爲めにも不忠也といひ、我扱ひとして城中へ入れて、輝元秀家をもすかし和睦を取結ぶべし、我は秀頼の爲めには嫡母也、我れ城中に入らん大坂の兵共秀頼の命也とて城を攻めん事はかなふべからず、我れ和睦を扱ひ日數ふる間には、内府も必定上坂せらるべければ、其時本意の如く内府の味方せられよとありけるに、秀秋も大に悦び大坂へ立歸る、然るに少將勝俊はいひ甲斐なく伏見の城を通れ出でければ、政所のゆゑしき計策も空しくなり、政所も怒り給ふ、又秀秋もあまり本意なく思はれければ、鳥居内藤が方へ使を遣はし、我れ年頃内府の懇情忘れがたければ各と共に

籠城すべし、我が手勢八千引具して其城へ入るならば人數に不足なかるべし、其間には内府も上洛せらるべしと申しければ、鳥居は、先日鳥津も左様に申越されしかど、不審に存する子細有つて同意仕らず候、いよく内府へ對せられ御如在なくば、内府上洛を待ち給ひ仰せ通せられ下さるべし、此城はとても持ちこたふる事叶はねば、我々は城を枕に討死し、主人への義を立て候のみに候、唯今我々と同じく籠城し給ひ御討死あらんよりは、後日に内府のため御志をつくし下さるゝこそ願はしけれ、今城中へ入れ奉る事は決してかなはず候と返答しければ、秀秋もせん方なく寄手の人數へ加りけり、是れ鳥居内藤等は秀秋の心中疑はしく思ひ、かく迄手強く返答せし成るべし(基業天元實記)。

伏見落城の事

七月十五日の早天(家忠日記)には十八日、天元實記基業安民記皆十五日とす、浮田中納言秀家總大將にて大坂を進發す、總勢は三萬九千餘、伏見に着陣し攻口の手配りし、東方よりは浮田秀家、長東大藏大輔政家、其外大坂弓鐵砲の物頭十四人、西方よりは鳥津兵庫頭義弘、同又八郎忠恒、同中務大輔豊久、鍋島信濃守勝茂、北方

は野村肥後守父子、松浦伊豫守父子、乾方は毛利石田が人數、三成が佐和山へ歸る時殘し置きたる高野越中守、大山伯耆等、良方は金吾中納言秀秋、垣見和泉守、熊谷内藏允、毛利壹岐守、浮田河内守也、其外九州の輩共雲霞の如くむらがり、鬨の聲山川を震動し、稻麻竹葦の如く只一時に乘取らんと汗水になり攻圍む、されども鳥居彦右衛門、内藤彌次右衛門、松平主殿助、松平五左衛門孰れも三河以來武功場數の剛の者、必死の覺悟にて籠城せし事故、大軍に攻圍まれても少しも屈せず、多門矢倉渡櫓練堀矢狹間の陰より弓鐵砲射出し打出し、矢玉雨霰の如く飛ばせば、寄手の手負死人は山の如く、城はいつ落つべしとも見えず、寄手は大に攻めあぐみ、十日餘りの日數を費し、火箭大筒を打掛け、晝夜を分かず攻めけれども城中よわりたる體見えず、或日大手を守りし松平家忠は、鍋島が後陣と先手入替る時節を見、門を開いて突いて出で、石田勢の高野大山は二千餘人横合に突掛るを見て、家忠輕く人數を引まどめ引返す、寄手是を見て付入りにせんと追懸けしが、堀際に配り置きたる鐵砲を厳しく打掛けしかば、鍋島石田が人數進み得ずして引返す、石田が家人渥美孫左衛門、大石將監、松田六右衛門よく働き二人ともに首級を得たり、

寄手は兼ねて城内小勢と知りたれば、行懸り此の城をば乗取りて、直に美濃尾張まで發向せんと思ひの外、城堅固にして急に攻抜く事能はず、其内にもし關東勢攻めよせばいかにせんと諸將心を惱しける所に、長東政家計を案じ出し、手勢の中に浮貝藤助とて甲賀の者ありしかば、此者へ秘計を授け、松丸に籠りたる甲賀者の中に、山口宗助、永原十内兩人へ矢文を遣はして、其方ども申合せ回忠して、城内へ火を放ち内應し寄手を引入れば、秀頼公より莫大の恩賞あるべし、此の事同意せざるに於いては故郷に残しおく妻子眷族悉く磔に行はるべしと申させれば、此者ども大に驚き、甲賀四十餘人申合せ、明夜亥子の刻城内に火を揚げて内應すべしと返答す、是より先き鳥居彦右衛門は、家人濱島無手右衛門を關東へ飛脚とし、大坂の大軍伏見を攻圍むよし注進せしむ、扱長東政家は山口永原が返書を得て大に悦び、總大將秀家へ告げて諸手へ下知し、總攻の用意して待つ所、七月廿九日夜子刻城内松丸を始め其外所々より出火せしかば、城兵は思ひも寄らぬ事にて大に狼狽す、寄手はいよく勇み進み、一同に城中へ亂入せんとす、鳥津一手の軍勢は極樂橋より本丸に攻入らんとする故、鳥居が從士五十餘人門を開いて突いて出る、鳥津勢は思ひの外に突立

てられ、立つ足もなく崩れしかば、城兵又引取つて門を立つる、されども寄手は内通の者あるを頼めば、ますく鐵砲をつるべ打ち鬨の聲を發し諸方一同に攻立つる、城兵は内通の者有りとは知らず唯力を盡し防戦す、松丸を守りし城兵は、内よりは甲賀の者所々に火を放つて裏切りし、外よりは寄手大勢にて亂入すれば防ぎ兼ねて、岩間兵庫、上林竹庵も討死し、深尾清十郎生取られ、佐野肥後守は大筒を放つて防ぎしが、大筒裂けて焚死す、夜明ければ八月朔日、名護屋丸を守りし松平五左衛門近正は、手勢を下知し亂入する敵を防ぎ、其身も鎗を提げて中門の前に立働さし處へ、金吾中納言の家人比奈津角助馳來り鎗を合す、田島勘右衛門かけ來り聲をかけ、角助遂に鎗つけて近正が首を取る依つて比奈津田島相討ちに定りぬ、かくて松丸名護屋丸は破れたり、三丸を守りたる松平家忠は、とても防戦かなまじと覺えければ、自身鎗をふるつて突いて出で、鳥津が大勢を三度まで突退く、されども寄手はいやが上に重り、城兵は助る味方もなければ、家忠鳥津が從兵別所下野といふ者の爲めに弓手の脇を突かれ、猶も大勢の敵を突倒し力を盡し勇戦し、生年四十六歳家子郎等八十五人同じ枕に討死す、家忠が祖父大炊助好景は、永祿四年四月十五日三河國長良にて

討死し、父主殿助伊忠は天正四年五月廿一日同國齋巢の戰に討死す、今の家忠此八月朔日當城に討死す、三代打つべき君の爲め國の爲め討死を遂ぐる、ためし少き事なりけり、家忠が首をば別所下野あげける、西丸を守りし内藤彌次右衛門家長は、少年より射藝の妙を得たりしかば、西丸の門を押開き寄手若干射倒したり、されども敵は次第に門内に充滿しければ、家忠屬兵安藤次右衛門に向ひ、我は敵近寄らざる間に腹切るべし、倅小一郎を頼むぞといひ捨て、鐘撞き堂へ兼ねて燒草を積み置きしに火をかけ、其中に入つて自殺す、二男小一郎元長生年十六歳、寄手の先鋒垣見和泉守と數刻戦つて十箇所餘創を蒙りしかば、引返し父と同じく自害せんと來て見れば、鐘撞堂に火かゝりしかば、甲冑を脱ぎ棄腹掻切つて猛火の中へ飛入りたるは、健氣にも又哀れる最期也、是れを見て所屬の勇士安藤次右衛門、松井茂兵衛、長谷川吉左衛門、原田三九郎、糟屋作十郎、同十三郎、大關孫太郎、巨海兵藏、河村金助渡部加兵衛、福尾三藏、中島三郎兵衛等都合十六人一足も引かず討死す、本丸は此時迄も鳥居彦右衛門堅固に持ちかため、扉裏より鐵砲厳しく打掛けしかば、金吾の勢爰にて大に死傷せり、秀秋の侍大將松野主馬秀秋に告げて

火矢を多く放させれば、此火矢太鼓櫓に燃え付き、城兵加藤九郎右衛門櫓に登り此火を消せんとせしが、其身火矢にあたり乾堀へ轉墜ち討死す、かくて本丸の御殿は追々燃上り、鳥居が手の者彦右衛門が側へ來り、今は防戦術盡きて見え候、早々御自害然るべくと申す、彦右衛門聞いて我味方が原にて足に疵を蒙り、歩行心に任せずと雖も、汝等が必死の戦を見て黄泉の思ひ出にせんと本丸の門開かせ、二百餘人の手の者を下知し諸方より込み入る敵七八度まくりたて、一時餘り苦戦せしに、杉浦河内、鈴木六左衛門、鳥居權平、鳥山喜大夫、大津半兵衛等の勇士ども、残りなく討死し、元忠も戦ひ疲れ長刀を杖とし、石段に腰を掛けて休息し居たりし時、野村肥後守が屬兵紀州雜賀の者雜賀孫一郎(初は鈴木孫三郎といふ、別人とするは誤なり)馳來つて、鎗取り直すを見て、元忠我は當城の大將鳥居彦右衛門なるぞ、首取つて高名にせよといへば、孫一郎聞いて扱は我等式御手向ひ仕らん事勿體なし、御自害遊ばさば御介錯申上げて御印をば賜はるべしといふに、元忠莞爾と打笑ひ、汝申す所天晴れ神妙なり、首は汝に取らするぞとて、廣縁に飛上り、肌着の上より脇差を突立つれば、孫一郎首討つて提げて寄手の陣所へ引返す、跡は本丸頻りに火燃え上

れば、寄手は皆々引取りたり、秀家は元忠家忠近正が首どもを大坂へ送り、輝元長盛實檢して京橋に梟首せり、其時佐野屋四郎右衛門といふ京の町人、兼ねて元忠が恩蒙りたる者也しが、元忠が首を奪ひ智恩院に葬送し菩提の爲め一寺を建立し、龍見院と號したり、元忠は今年六十二歳、清流院淵室長源と法諱せり、凡そ伏見城七月十五日攻圍み八月朔日に落城す、此の元忠が妻は武田が家の馬場美濃守氏勝が女成りしが、伏見籠城のよし聞き城の圖を見て、松丸に横矢かゝり難し、恐らくは此丸より落城すべしと申しける、果して其の詞の如し、さるものゝ女也と聞く人舌をふるひしとぞ天元實記基業。

細川内室貞烈

附黒田池田加藤有馬内室の事

七月十五日未刻大坂の奉行等下知して、弓鐵砲の物頭同心五百人引連れて、細川越中守忠興が大坂の屋舖を取圍む、其故いかにとなれば、其頃諸大名の人質として妻子はみな大坂の屋舖に差置きければ、此節もし盗み取つて領國へつれ歸る事も有るべきかと、毛利輝元、増田長束の奉行心を惱まし、所々口々に番兵を厳しく立置いて晝夜となく警

衛させける、内府公に隨ひ關東に下向せし輩の妻子は、別して大坂本丸へ取入れ置いて然るべしと評議一決し、先づ細川が屋舖留守居どもへ、其旨奉行中より申送りける、細川家留守居小笠原正齋、河喜多石見、稻富伊賀承はり、たとひ奉行中下知なりとも、殿の仰せもなきに卒忽に奥方を城中へ渡す可からず、もし奉行中憤り不慮の事もあらば、奥方を刺殺し我々自殺するより外はあるまじと評定する間に、忠興の内室は三人の留守居を呼寄せて、みづからは女の身世の道理道々らしきことは知らざれども、各にも知る如くわらわが父は明智日向守光秀とて、君を戮せし天地の大罪人、其時殿のわらわには宣ひしは、吾れ夫婦の中睦しく此年頃翠帳紅閨の契り淺からずといへども、逆臣の縁にむすほはれん事武士の義に背けば、心ならずも離別するなり、去りながら光秀一門亡ぶる後は、又迎へ取る事もありなんとして、わらわはも武士の義といはるゝには返す詞もなく、其儘家を出去りしが、程なく光秀天誅のがれがたく、一門一類永く亡び、みづからも寡の助けなき身となり、後又再び迎へはこまれ、借老の契深き中とは成りぬる也、かく武士の義強く守り給ふ殿、一旦内府と一味し今度會津へ御下向ありしに、上方凶徒蜂起すとも内府をすて、京勢に荷擔し給はん事有るべからず、然ら

ばみづから城内へ取籠められば、殿の御志も立て難し、奉行等討手を差向けば夫を一期に覺悟すべし、各にも其心して有るべきよし申渡さる、正齋涙を流し御志至極して感じ入り候、かく思召し切り給ふ上は、某どもへ御任せ置かせ給へと答へて、とかく主人許なくては奥方屋舖外へ出づべからずと申切りたる上は、我等式も餘儀なく押しでも參らせ難しと返答す、奉行等は一兩日過ぎて猶も奥方を渡すべしとて使三度に及べども、留守居どもいつも同じ挨拶故、奉行ども外を懲す爲なればとてかく人数を差向けし也、内室は城内より人数を差向け屋舖を取り圍みしと聞き、泣叫ぶ女童部を制し、留守居どもを呼んで少しも取亂したる氣色もなく、兼ねて思ひ設けし所なれば、少しも驚くべきにあらず、然しながら秀頼公へ對し無禮の舉動すべからず、侍どもを制し大坂の人数に矢一筋も放つべからず、今は時至れり、正齋介錯せよといひながら、守刀を抜放し帷子ごしに胸のあたりへ突立つる、正齋流石に内室の側近く寄らん事無禮とや思ひけん、傍に掛け置きたる長刀を取つて次の間より咽を差通し、我も御供仕るべしと高聲に呼はり腹を切る、河喜多石見は屋舖内こゝかしこへ火を掛て、金澤助次郎と共に切腹す、石見が若黨田邊六左衛門二人を介錯し、其身も其所を去らず腹切

つて死す、稻富伊賀は内室の自害を見て中の間より取つて返し、裏門より遁出で行方知らず成りにけり、後に細川忠興稻富が此時の舉動を憤つて首刎ぬべしと申しけるを、薩摩守忠吉卿伊賀の鐵砲の妙手なるを惜み給ひ、細川家へ所望し給ひ、入道させ一夢と號し召しつかはれて尾州に有りしとぞ、細川の内室を無理に城へ取入れんとせし處、かく不慮の事に及びしかば大坂の奉行大に恐れ、諸大名の妻子を強ちに人質とせんとして、銘々かゝる事に及ばず却つて怨を含んで味方も敵と成るべし、先づゆるがせになし置くにしかじとて、其後は急に人質として城内へ取籠むる評議は延引せりとぞ(原書には石田より使を送り、石田が勢を以て細川家を取圍む、其時夫人は十歳の女子、八歳の男子を刺殺し其身自害し、家人ども切て出で、石田が勢を追散らして後焚死すといふ、妄説也と基業に論せり)、爰に黒田家の留守居栗山四郎左衛門、毛利太兵衛、宮崎助七等は細川家の沙汰を聞いて大いに驚き、如水公甲斐守殿は殊更内府御腹心の御味方とはたれ知らざる者もなし、兩公の奥方達を大坂へとられては力なし、早々中津へ下し參らすべしと内議を極めたり、其頃黒田家へ用を勤むる天満の材木屋小左衛門といへるは、市人ながら志の者故ひそかに先づ小左衛門

が家迄、如水長政の兩内室に、毛利太兵衛宮崎助七女房二人附そひて落したり、小左衛門奥の間の板敷をくぼめて疊を敷き市中物騒しき時は二人の内室を床の下へ隠し置きたり、其後果して城内物頭雜兵六七百人黒田の屋敷に來り、如水長政の兩奥方は子細なく屋舖に居らるゝやと問ふ、留守居出でて物頭に對面し、無事に罷り在り候と申して返しけるが、其後又奉行より兩内室を見知りたる者を遣はし、見届けさせんといへば、栗山四郎右衛門計らひ、兩内室によく似たる女房二人を設け置き、城より來りたる女使を二の間の物かけよりうかゞはせければ、内室に出立ちたる兩女房奥深く物語りして居たるを遠くより遙にかいまみ、いかさま紛ふべくもなしと見て女使は立歸る、是れにて一先づ安堵すと雖も、福島下木津川傳法の三股にて四十六挺立の早船を繋ぎ、弓鐵砲を飾り百餘人にて舟の往來を改めける故、中津へ出船する便を得ず、然る處細川家の内室自害せられ、屋舖には火の手あぐるを見て、番船共大に驚き土佐堀より陸へ上る、此隙を見て毛利太兵衛兩内室を小左衛門が宅より出し、市中の女共田舎へ下る體にして、内室も侍女二人と歩行にて福島堤を十六町計り下る、太兵衛は究竟の侍十四人を具し五六町跡に下り、もし内室を奪はんとする

者あらば驅付け切死にすべしと覺悟す、時に船頭梶原太左衛門早や御船に召し候へと小早船を漕ぎ寄せたり、太兵衛はからひ主従船に乗つて程なく川に押出す、川口の勤番菅右衛門八は太兵衛と知人なれば對面し、手の者をして船中を改めんとし、太兵衛聞いて船中を改め給ふは若し此船中に如水父子の人質を隠し置くやとの事なるべし、然らば其元御苦勞ながら自身船中へ來り見給ふべしといへば、右衛門八心ありけるにやあらくと見廻り、仔細なしと打笑つて番所へ歸る、太兵衛主従鰐の口を出でし心地して川口へ乗出す、折りふし思ふ方の風さへ吹いて、五六日の間に豊前中津へ着船せり、大坂屋舖には栗山四郎右衛門も跡より大坂を忍び出で、播州路へ下り飾磨津より舟に乗つて中津へ歸れば、如水甚だ留守居共の舉動を感稱せり、其後四宮市郎兵衛壹人大坂屋舖に残り居て、或日訴へ出でけるは、昨夜如水長政兩人の奥方、並に留守居共悉く逐電して行衛をしらすとの事故、奉行よりも種々穿鑿せしかど詮方なく、兩人共意りをいましめける、四宮も早々屋舖を立退いて中津へ下りぬ、池田三左衛門輝政の夫人は神君の姫君にて、是れも大坂の屋舖にわたらせ給ふ、山口左馬允家盛は池田家の縁者なりしかば、彼の家留守居共と内談し、三左

衛門が奥方春より癪鬱の症なれば、保養のため野山逍遙遊興然るべしと醫師ども申すにより、兩人の男子は屋舖に留置き、奥方には某が采地攝州三田へ遣はし、遊山いたさせ度きよし増田長盛へ只管請ひしかば、増田も餘儀なく思ひ輝元へ相談し、然らば奥方は左馬允に預け、子息は大坂に留置くべしとあるにより、左馬允留守居共と内談し、兩人の幼息をも夫人と同じく乗物にのせて三田に遣はし、其旨内々飛脚を以て關東へ申上げければ、左馬允が志を厚く感ぜられ仰せけるとぞ、其後奉行より大坂の諸大名の妻悉く本丸へ入るべしと申渡しけるに、左馬允が妻は勝入の女にて輝政の妹なり、此妻力量衆にこえ萬事あらしくしければ、左馬允常に睦くもあらざりしとぞ、此の時妻に奉行の命あれば本丸へ參るべしと申しければ、妻大に憤り、武士の人質として妻子を出すはめづらしからぬ事ながら、御身最愛の妾と子をは、先日輝政の奥方に付けて領地へ落し、みづからをば敵の餌にかはんとす、それ夫婦の情ならんや、愛妾愛子を呼返し城へ入れ給へ、みづからは仰せに従ふまじ、其儀かなはずとならば刺違へて死すべしと、勝入より傳へし守刀を持つて左馬允が兩手をとらへ動かし得ず、左馬允大に恐れ、全く我が誤り也と千謝萬謝して漸々心解けしが、其妻は侍女二三人召連れ傳

馬に乗り、兄輝政が家に歸り尼と成りて天久院と號しける、其後も強盜數十人押入りける事有りしに、此尼は長刀を以て三人迄難倒しければ、強盜どもは大に恐れ逃去りしとぞ、加藤主計頭清正の内室を國に落さんとて、留守居大木土佐、船奉行梶川助兵衛と相談し、助兵衛病氣と稱し傳法口の宅より乗物にて、左右の戸を開き綿帽子をかぶり、夜着を後ろに打ちかけ番所の前を過ぎる、番人は是れを咎むるに、加藤主計頭が家人也、病中ながら押して屋舖に往來する由告げて、日を重ね斯くの如くし往來すれば、番人も梶川を見知つて例の病人ならば苦しからずとて通しけり、廿日計り過ぎて大木梶川密々にはかり、内室を彼乗物にのせ夜着を打懸け、梶川はおのれも其乗物に乗つて常のさまに見せて屋しきを出る、大木土佐は見え隠れに傳法口迄跡より見送り來りしかども、番人見咎むる者なければ難なく番所を通り過ぎ、今宵は梶川が宅にて夜を明し、曉に船にのせしが、船中大なる水桶に底を入れ水を湛へ、下に内室を隠し置き川口へ乗出しける時、船番所にて改めけれども見知られず、十日餘にて肥後國へ參着す、大木土佐は跡より船にのり肥後に歸りしかば、清正大木梶川が舉動を感じて重く恩賞を行ひけると也、加藤左馬助嘉明が内室をも豫州松崎へ落さんと、

松崎城にて加藤内記、佃次郎兵衛、黒田九兵衛等評議して、佃次郎兵衛、川村權七兩人船に乗つて攝州尼ヶ崎まで上りけるが、大坂川口の番船厳しく、其上大坂より豫州へ人数差向けらるゝとの風説も聞えければ、佃次郎兵衛は豫州を大に危ぶみ、川村を一人残して豫州へ歸る、權七尼崎の漁夫をたのみ船底に隠れて、川口を乗込みやうく屋敷に至り内室に對面しけるに、内室みづからは女の事、心一つに萬事辨へがたし、幸ひ汝上りたれば兎も角も宜しく計ふべしと申さる、權七承はり、御國元にて御家老たとへ奉行中より差出し候様申掛けらるゝとも、唯此御屋鋪を出しまゐらせず、關東よりの御下知を待つべしとくれく申付け候也、若し奉行より人数を差向け御屋鋪を取巻くとも、某かくて候はん程はかまへて御心を惱さるべからず、叶はぬ時は御自害をすゝめ、某も腹切りて冥途の御供申すべしといひ、夫れより權七下知し屋鋪の中に井樓を揚げ大筒を仕掛け、其外所に柵をふり堀をかけ、夜廻り張番怠りなく用意して守りける、有馬玄蕃頭豊氏の内室は松平源七郎康直の女にて、母は神君の御妹君なり、此の夏有馬の家に入興せられ未だ廿にもたらざる頃なりしが、極て聰明におはしけり、留守居の者ども相談し、老練の船子等とはかり魚積をする船の底に

隠し乗せて落しまゐらせんとて其事を告げれば、内室聞かれ、留守居の面々相談せし上は卒忽の事はあるまじけれど、玄蕃頭殿の御所領遠江の横須賀迄は遙々の道なれば、中々下り難かるべし、法印の御領播磨の三木迄は程近き如しと雖も、是れも敵中なれば身を隠すべき處にあらず、さればなまじひに大坂を逃出で程なく敵の手に渡り、見苦しき事にもあらば身の後迄も恥ならん、唯此屋鋪を出でずして奉行中より使有りととかく辭退して門外へ出づべからず、夫れとも是非に參れとあらば自害すべしと有りければ、留守居吉田掃部、梶村助大夫、坪池和泉、徳川家より付置かれし古川新八、康直よりの付け人内藤半左衛門、局平原等迄も各返す詞もなく御道理哉と感服しけり、然るに細川家の内室貞烈のふるまひせし後は、奉行等大に手懲りして諸大名の妻子人質城内へ取入るべき沙汰も聞えず、大坂城下も静まりしかば坪池和泉は商人に姿をかへ關東へ下り、法印豊氏父子に謁し此趣を語りければ、年に似合ぬ新婦が膽略、男子も及ばぬ事と感稱し、世上にても聞傳へて譽めにけり、(黒田池田兩加藤有馬夫人の事は原書には記さず、基業によりてこゝに加ふ、)

和州高取城攻の事

七月十八日大坂より毛利中納言輝元并に奉行等の下知として、松倉右近大夫、横瀬民部大輔、高田播磨守、青木民部少輔、其外増田右衛門尉が組頭高田遠江守、宮城新太郎等軍勢二千餘騎、大和國高取の城へと發向す其故いかんとなれば、同國五條城主松倉豊後守父右近大夫は、石田三成より催促あれば、大坂に至り奉行中の指圖を受けて、高取城へ使を馳せて其旨を演達す、抑も此の高取の城主本多因幡守正武は、會津御征伐の御供して關東へ下向したり、留守居の家老等其使者に對面したる所、其口狀には因幡守が父太郎左衛門正定は、太閤もとよりしるしめされたる者故、殊更御恩顧厚く、大和の大納言殿へ附られ、其家の老職となさる故に、和州高取の城をも預け給ふ處也、然れば正定が子々孫々の末迄も豊臣家の御恩忘るべからず、今度も大坂の御味方せんは勿論なり、もしも世の權勢につきて上意に違背し、御敵の色を顯はすに於いては討手を差向け征伐踵をめぐらす可からずと申遣はす、留守居の者如何せんと評議も未だ決せざる所へ、大坂の人数は城近くおしつめ、返答異議に及ばず踏潰さんと轟きたり、城には正武の

甥本多半右衛門正廣并に家老どもより使者を出し、因幡守は秀頼公の仰せのよし承り、會津征伐の人数に加はり關東へ下向する所、不慮に今度の仰せを承り、留守居の者共は西へ來り候はんか、東に赴き候はんか思慮に及ばず候、畢竟因幡守方より飛脚も來らず候へば、主人の心計りがたく候、是非主人より一應の下知を相待ち是れより御返答申上ぐべし、先づ夫れ迄は御待ち下さるべしと懇懇に申送る、寄手の輩是を聞いてさらば異議に及ばざる證據のため、誰ぞ一族の内壹人を人質に差越すべしと申送る、其應對に日敷をふる間に、寄手方には鳥合の衆溢るども、四方に散亂し民屋を追捕し、城中の土屋鋪迄も亂入し、男女を追立てて雜具を奪ひ掠む、城中には是を憤り、武士の道知らぬ奴原順道の會釋入るべからず、折りふし城中は無勢なりと雖も、屈竟の要害なれば猥りに敵の侮を受くべけんや、彼の無頼のあふれ者共を追散らし武士の道ある舉動をあらはすべしと、只管籠城の色を顯はしたり、寄手の輩此の體を見て、さればこそ油断すべきにあらざりけれ、透間もなく攻寄せて唯一もみに攻落さんと、攻具を用意し押寄せ見れば、此城地形もとよりに高く聳え、四方につゞく山々皆峻嶒なり、近き所に取登るべき路もなく、孤城巖壁に據つて並びなき要害、力攻めには

及ぶまじと寄手攻口をくつろげ、甲賀の者共の中より名を得たる忍の者の上手を撰び出し、夜中に城へ忍び入り焼落すべしと計りしかば、此の者ども用意して手々に火筒を支度し、夜に紛れ岩を傳ひ木の根を攀ぢ登り、やうく城門近く忍び入りたり、城中にもかねて忍の入る事もあらんかと用意して、鳴子を所々にきびしく張り置きければ、何やらん物音する様に驚き搜索せし程に、山鳥の羽音して高くさわぎ飛びければ、いよく不審をたて、猿火をわたり窺はせけるに、何かは知らず草木に音してあわたりしければ、城兵大にさわぎ、忍こそ入りたれ逃すなど呼はり、案内は知りたりやがて捜し出し悉く搦取り、其中一人は手足の指を切り耳鼻をそいで追返す、寄手是を見て腹にすゑかね、是程の小城いかなる要害にもせよ大軍に切所なしといふたとへあり、一方より攻めばこそあらめ四方一同に懸れやと竹把仕寄の手段もなく、城下の上屋敷に火を掛けて烟に紛れて攻めのぼる、城上より麓を見れば蟻の數も見分くる程の高みなれば、寄手の怒にたえずして無理に城攻めすると見えたりとて、つまりくに弓鐵砲伏置き大木大石を積設け、間近なる迄しらぬ體にし、安々引付けて一度にばつと放ちかくれば、坂中まで進み來りし寄手の軍勢、鏝を傾けのぼらんとすれども、前は巖壁重疊として便り

あしく、退かんとするに徑細くして自由ならねば、是は如何にとためらへば、三方より弓鐵砲を雨の如く放し掛くる、今はせん方なく岩の陰にひれふして動きもやらずひかへける、城兵是れに力を得、弓鐵砲をば捨て、手々に礫を打つて岩石を轉し大木を倒し懸ける程に、寄手若干打殺されたまゝ生殘る者も疵を蒙り、此後は續いて攻むる事もかなはず大坂へ引返す、關東一戦の後、神君本多半右衛門が武略の程を聞召して御感にあづかりしとぞ。

卷第三十五

加賀井彌八郎の事

堀尾帶刀吉晴は、先きに越前より遠州濱松へ參りて、神君へ拜謁せし所、上方の形勢覺束なし、其方越前へ歸り油斷あるべからずと命ぜられ、其後上方の逆徒等彌蜂起すと聞えしかば、帶刀は急ぎ越前へ馳歸り府中城を守るべしと、七月十八日濱松の城を發足す、是より先きに石田治部少輔三成は大谷刑部大輔吉隆が計策を用ひ、關東へ秀頼公より御存問の上使と名付、刺客を命じ其計を行はんとす、爰に豊臣家旗下の士加賀井(一本加々江)彌八郎重望、木

村彌一右衛門秀望といふ兩人を密に招き三成申しけるは、加賀井が父駿河守重宗、先年織田信雄の一味にて、濃州猪鼻の城を守りしが、秀吉公に攻められ討死せしかば、其方浪人せしが、某推舉して召出され本領に有付きは、全く某が力也、又木村は其父伊勢守は明智光秀が家人なれば、既に誅せらるべかりしを、大政所の御ゆかりあれば、某種々と申宥むるのみならず、先年は大祿をも賜はりしに、領内一揆の故を以て所領没入せられしが、猶懸命の地を失はぬは、全く三成が取成しを以てなり、今度内府關東下向により、兩人秀頼公御使と稱し關東へ罷越し、透を見て刺違へなば尤も大忠たるべし、子孫長く關東關國の内恩賞廿萬石は相違有るべからず、よしや内府を討つ事かなはずとも、彼の家股脇の侍大將を討ち得なば恩賞莫大なるべしと申しければ、兩人とも某等を不肖なりとも捨て給はず、かゝる仰せを蒙る事誠に武門の面目也、何様君のため國のため一命を抛つて志を顯はすべしと返答す、三成大に悦び刀を授け、是れは殿下より三成に賜はりし切れ物也、是れを以て本望を達せらるべしといひ盃くみかはし、其後に秀頼公より内府へ御見舞の品時服以下を引渡す、兩人勇んで旅用意し早々江戸へ參着し、上使の由申入れけれども、神君いかでかゝる欺を受け給はん

や、御所勞とて兩人には御對面もなければ、兩人力なく空しく立歸る、木村は急ぎ三成に其様子を告げんと先に進み歸りたり、加賀井は少し跡になり、けふしも七月十八日三州山中といふ所にて堀尾帶刀に行逢ひしかば、加賀井僞つて某事は上使として此程關東へまかりしが、只今歸り來り候、上使の事なれば急ぎ大坂へ參りて御返詞を申上げ、直に引返し、關東へ下り内府公御陣へ參りて一御奉公仕りたく候、某事未だ内府公へ手寄りもなく候へば、貴殿の御手簡にて賜はり、夫れを以て内府公家老衆へ頼み入れ度く候と申すに、帶刀は是れ加賀井が僞の謀とは夢にも知らず、其許の志尤に候、水野和泉守忠重刈屋より出て池鯉鮒へ來り參會の約束あり、忠重は内府の縁者也、某とは別懸なり、幸ひに同道して彼人と相談も致すべしといへば、加賀井願ふ所の幸ひ也、さらば御供申すべしと此所より引返す、翌十九日水野和泉守忠重は、池鯉鮒の里正傳右衛門が家に帶刀を請待し様々にもてなす、帶刀は加賀井を水野に引合せ、たがひの物語に時を移し、漸く夜に及び、加賀井は其席を立つて從者を呼寄せ、おのが乗馬を露路口に引出し置くべしと、密々と云ふくめ、又もとの席へ歸らんとす、折節屏風のかげに積置きたる膳部の器具ぐわらくと倒るゝを、聞く人々立騒

ぐを合圖に、加賀井彌八郎ふと立つて、只一刀に水野和泉守忠重を討果し、其儘堀尾帶刀吉晴に飛びかゝる、吉晴老剛のしたゝか者、顔を切られながら加賀井を組伏せて幅廣の脇差を以て、手の下に彌八郎を刺殺す、水野が家人次間より此物音を聞付け、大勢座席へ來り見れば、和泉守と加賀井切倒されてあるを見て、吉晴が仕業と思ひ皆抜きつれて吉晴に切つてかゝる、吉晴心きゝたる老武者なれば、態と燈火を踏消し、傍なる大刀をぬいて大勢と打ちあひ、手疵四五箇所負ひながら加賀井が和泉守を切りたれば、帶刀が彌八郎を討留めしなり、うろたへ者卒忽すなど喚はれども、水野が家人等は是にもかまはず、堀尾を逃すまじと奔く、水野が家人鈴木與八郎は、最前帶刀が加賀井を組敷きたる時に走付きしかば、其有様を見たれば主人を討ちしは加賀井なるぞ、卒忽するなと諸傍輩を押留めて制したり、堀尾が家人奈良伊織といふ者、町屋の裏より廻り此座敷に入らんと來る、帶刀はあしらひながら路次の方へ引取らんと、堀尾にて主従行合ひ大に悦び、伊織は長刀持ちたる力士森岡右衛門を呼びて主人を肩にかけて此場を立ちのき乗物にのせけるに、帶刀はいかなる所存や有りけん、水野が城下刈屋へつれ行くべしと下知しけれども、家人ども聞入れず、其夜は岡崎に一宿し、

翌廿日濱松へ歸りて手疵に治療を加へけり、水野が家人ども刈屋へ引取りても兎角事實に不審なりしが、加賀井が死骸を改め見るに石田が證狀を懐に仕たり、人々是を見るに、今度内府爲景勝退治、有下向于奥州、重望事僞つて屬彼手、窺時節、於内府方可然大將一兩輩於令誅戮者、爲忠賞領地可被宛行、其旨秀頼公依仰屬託如件、
慶長五庚子六月二日 石田治部少輔三成判
加賀井彌八郎殿

兩公江戸御進發附水戸御使の事

七月十九日には中納言殿(台徳公御事)會津御征伐として江戸御進發、榊原式部大輔康政を先鋒として、御先手總大將十三日より十五日迄、追々に江戸を打立ち、太田原邊迄着陣し、御下知を待つべしと兼ねて定めらるゝ所也、さて御供陪從の輩は、結城三河守秀康卿、松平下野守忠

吉卿并に蒲生藤三郎秀行、菅沼忠七郎忠政、井伊兵部少輔直政、本多中務大輔忠勝、松平下總守忠明、石川玄蕃頭康長、酒井右兵衛大夫忠世、同宮内大輔家次、同與七郎忠利、西尾隱岐守吉次、阿部善九郎正次、松平内膳正家廣、松平丹波守康長、其外日根野徳太郎高吉、森右近大夫忠政、小笠原兵部大輔秀政、同左衛門佐忠脩、皆川山城守廣照、成田左衛門尉長宗、佐野修理大夫政綱、仙石越前守秀久、岡部内膳正長盛、北條美濃守氏規、北條左衛門大夫氏勝、又秀康卿旗下には多賀谷左近頼祥、水谷左京大夫勝俊、山川民部少輔朝信なり、前後の軍勢都合六萬九千三百餘騎、先手は下野蘆野鍋掛太田原佐久山(一本作山)に至れど、後陣は未だ古河栗橋幸手口にさへたり、江戸御留守居、本丸は松平因幡守康元、奥平九八郎家昌、青山常陸介忠成、内藤修理亮清成、西丸は石川日向守家成、町奉行は板倉四郎右衛門勝重、物頭加藤喜右衛門正次も與力十騎、輕卒五十人引具して、御城下町々見廻りて、火災非常を警しめ、代官伊奈熊藏忠政は宇都宮御陣にありて、兵糧運送の事を沙汰すべしと命せらる、廿一日には神君江戸御進發、今夜は鳩谷に御止宿、廿二日は岩槻に着き給ふ、城主高力河内守清長饗し

奉る、廿三日は古河に着かせ給ふ、城主小笠原兵部大輔秀政御膳を獻ず、今夜ほのかに上方逆徒蜂起の聞ありしかども、未だ定かなる事知れがたし、廿四日は野州小山に御着陣あり、中納言殿には先達つて宇都宮に御着陣ありしかば、御待受けとして本多佐渡守正信を遣さる、三河守秀康卿は御自身御待受けとして小山の御陣に參らせらる、其時池鯉鮒の宿に於いて、堀尾帶刀が水野忠重を討ちたるよし諸方より注進、神君にも聞召しおどろき給ふ、御前伺候の面々は是を聞いて全く堀尾が別心にて水野を討ちし者なるべし、吉晴が子信濃守忠氏、中納言殿御供にて、宇都宮に罷り在り候、急ぎ先づ彼を召され禁獄せられ、嚴しく御穿鑿有るべくもやと申しければ、宇都宮へ其のよし仰せ參らせらる、此の信濃守幼童の頃より、きはめて容顔うるはしく、中納言殿厚く御かへりみを蒙り、今年廿三歳、數年の恩寵他に殊にましける、信濃守性質直にして他事なく貞心を顯はす、依つて今度の事中納言殿聞召し、吉晴當家のため忠貞の心をつくす事世以て知る所、更らに異心有るべからず、よしや吉晴物にくらうてさるひが事ふるまふにもせよ、忠氏に限り吾れ其の志を知る、決して惡逆に組みする者ならず、かまへて卒忽の計らひ有るべからずと仰せられしが、程なく刈屋の水野が

家人よりも追々注進來り、忠重を討ちしは、石田が刺客加賀井彌八郎が所爲なり、其の時吉晴加賀井を組伏せ即時に討取つたる老功の早業、肩を並ぶる者有るまじとて、加賀井死骸の懷中より披き得たる石田が證狀までそへて獻じけるにぞ、諸人疑ひ一時に散じ、神君にも中納言殿よく、人を知らし召し、御思慮深き事感じ仰せらる、信濃守殊更中納言殿御厚恩を感じ、落涙して謝しにける、爰に水野和泉守忠重が長子六左衛門勝成、御陣に御供して有りけるが、早々刈屋へ立越え、急に國務を沙汰すべしと命ぜられ、刈屋の家老上田清兵衛、鈴木次兵衛、同久兵衛へも御書を賜はれば、勝成是れを頂戴して急ぎ刈屋に赴きけり、又常陸國水戸城主佐竹右京大夫義宣は、會津最寄一番の大名、討手の隨一にされながら、内實は上杉とも石田とも一味なれば、更に出陣の様子もみえず、緩々としたる形勢に諸人不審しければ、重ねて島田治兵衛重次御使として仰下されしは、上杉景勝國憲を蔑如し、猥りに領國に據つて、叛逆を企つるにより、今度我等征伐せんとす、諸大名も悉く其指揮に應じ、皆當地に參陣する所に、佐竹父子は會津最寄の事なれば、一番に出陣あるべしと相待つ所、今に於いて其形勢も見えず諸人疑ひをいだく、もし又佐竹と上杉と一味ゆゑ、出

馬延引するとの事ならば、忽ちに人數を取りかけ水戸城を攻落し、會津征伐の手始めとすべし、實否を包まず儘に返答すべしとの御誼也、佐竹義宣御使治兵衛を城内へ呼入れ、家老其外大身の家人大勢左右列座して御誼の旨を承はる、此の治兵衛心剛なる者なれば、衆人の中にも少しも臆せず御誼風情に過ぎて演達す、義宣承り、親にて候常陸介義重が妻子某が眷族ども、皆大坂に人質に出し置き候、今度上杉が謀叛と聞え候へども、未だ實否も憊ならず、もし景勝が本意は秀頼公御爲めに、義旗を擧ぐるかとも聞え候へば、卒爾に上杉を敵として出陣せんも遠慮なり、しかし景勝に一味せしにもあらず、内府公に遺恨もなければ、景勝を援けて御敵は仕るまじく候と、敵か味方か孰れとも定まらず、甚だ鈍き御返答なり、此の佐竹は水戸笠間土浦以下、八十萬石の領主にて、關東にては舊家にて、麾下に屬する者共も名ある者多し、たとひ上杉が與謀ならでも、敵味方更に分明ならず油斷すべきにあらずとて、皆川水谷成田那須太田原の人々は佐竹の押へを命ぜらる、小山を今度本陣と定め給ふ事、鎌倉右大將家佐竹追討の佳例によられし所とぞ聞えし、暫く此所に御滞留有りて敵の虚實を察せられ、近日には手始めに白川城を攻取るべしとありければ、先手の諸將勇みをなして

御下知を待居たり基業、

伏見城攻注進の事

七月廿四日小山御着陣の其黄昏、伏見城代鳥居彦右衛門使なりとて小者中間體の者來り、狀箱も持參せず直に本多上野介殿に御目にかゝるべしと申すにより、御徒目付出逢ひて其方鳥居家にては如何様の勤めの者なれば、上野介殿に直に御目にかゝらんとは申すぞと問ふに、彼の使某が姓名を申上げ候はゞ定めて上野介殿御存じにて候べし、某は濱島無手右衛門とて鳥居家にて一騎役の者にて候、聊か仔細ありてかゝる姿に相成り罷越し候、主人彦右衛門口狀の趣は、各中へ申すべき事には候はずといふ、上野介正純其よし聞いて、無手右衛門を閑所へ招寄せ、密々口狀を聞き、其後白洲通りより無手右衛門御前へ伴ひ、佐渡守上野介兩人計り、御前にて委細尋ね問はせ給ふ、御答へ申上げて退き、無手右衛門は直に鳥居が所領下總矢作へ赴く、戌の刻頃内藤彌次右衛門が出したる飛脚も、小山に參着す、是れも上野介對面して其申す詞一々御前へ申上げ、飛脚は直に上總佐貫へ赴きけり、伏見御留守居より注進有りければ、かくてぞ上方兎徒蜂起の事は分明に成りぬ、其夜

本多上野介を宇都宮へ御使に遣はされ、御先手の面々猥りに其場所を離るべからずと命ぜられ、三河守秀康卿は今晝時御待受けとて、小山へ泊らせられ、明廿五日は那須表御出馬あるべしとて御暇乞ひ有つて結城へ歸られ給ひしが、小山御陣中には、伏見表注進により、諸老臣を召して此儀如何有るべきかと評議せられし所、本多佐渡守正信は上杉佐竹の剛敵東にわたかまる所、西に大敵蜂起して前後より挟み討たんとす、是れゆゑしき大事也、只大方に思召してはかなふべからず、此儀においては先づ三河守殿を御相談柱になされ然るべく候と申上ぐる、依つて秀康卿、夜中直に小山へ御越し有るべしと召さる、秀康卿何事かと急ぎ小山へ參り給へば、伏見よりの注進上方兎徒蜂起の事委細物語り有つて、會津御發向は御延引なされ、直に上方へ御馬を出させ給はんか、又はさし懸りたる儀なれば上杉を攻亡し、其後上方へ向はせらるべきか、其方此兩條孰れ如何存じ候哉と仰せらる、秀康卿暫く沈思せられ、思召しの程は存せずといへども、秀康が存慮には片時も早く、上方へ御進發御尤も候、但し上杉事心憎き者に候得ば、たしかなる押へを仰せ付けられ御尤もに候と仰せければ、神君御氣色うるはしく我等が所存と符節の如し、早々結城へ歸り休息あられ、明朝

は早く此所へ參陣有るべしと仰せ出され、秀康卿は暇賜はり退き給ふ、今夜伏見より來りし飛脚、城中には松の丸の橋を引いて防戦の用意する由申上げしかば、神君聞召し、凡そ籠城といふ者は橋なき所にも橋を渡し、或は夜討して敵の不意を討ち變を見奇を察し、度々突出てこそ勝負すべき事なれ、最初より橋を引いて籠城するは計拙といふべし、昔し土佐坊昌俊が義經の堀川の館を襲ひし時、義經門をうたず敵を待ちしといふも此の道理也、伏見必ず落城すべしと仰せられしが、後に其御詞に違はずとて、聞く人神算不可思議と感歎せりとなん。

諸將軍議の事

翌廿五日今度會津御征伐に、關東へ御供せし諸將をのこらず小山御本陣へ召給ひ、井伊兵部少輔直政、本多中務大輔忠勝兩人を以て、昨夜伏見表御留守居兩人より申越したる趣を、一々演説し、各中には孰れも妻子を大坂に差置きたる事なれば、定めて心もとなく思はれん事尤もに候勝手次第當地を引拂ひ御登り有るべし、此方領内通行せられん節旅宿人馬等の事少しも故障なからん様、申渡し置きたれば、氣遣ひ有るべからず、此の後浮田石田等と一味せ

らるゝとも、少しも遺恨には存せらるまじと、内府の口狀に候と演達す、諸將承はり愕然として未だ一言も出ださず、其時福島左衛門大夫正則一人進み出で、内府公仰せの通、我等共妻子は大坂に差置き候へども、かゝる時節に臨み妻子に心引かれ、武士の道踏違へ申筋有るべからず候、餘人は知らず正則に於ては身命を抛ちて内府公御味方可仕候、秀頼公の爲めに大坂の大老奉行等大義を思ひ立ち候はんは、正則に隠し置くべきにあらず、今度の事幼稚の秀頼公何の結構か候ふべき、是皆三成私の奸智を巧みにして、大老以下に諸大名を迷はし天下を傾けんとす、いかで三成が下風に立つて其下知を守らんやと詞を放つて申しければ、黒田甲斐守長政、淺野左京大夫幸長、細川越中守忠興、加藤左馬助嘉明、池田三左衛門輝政の五人、いふまでもなし一座の諸將皆一同御味方仕り候といへば、井伊本多各様仰せの旨申聞け候へば内府嘸満足致さるべく候、拙者どもに於ても憚りながら御頼母しき各様御詞を承まはり、忝なく存じ候と申し、其座を立つてかく申上げしかば程なく神君其席におはしまし、諸將當家へ懇切の志謝するに詞なしと仰せ下され、岡江雪を御呼なされ、最早時分にもあり先づ各へ料理をと仰せられ奥へ入らせ給ふ、其跡にて有馬法印、徳永法印、山

岡道阿彌を以て諸將へ仰せ下されしは、各大坂に差置く妻子を捨て、當家へ忠戦せんとの志、かへすくも頼母しく感ずる所也、さては彌會津に攻入りて上杉を討果し、其後上方へ發向するか、又は景勝をば差置き先づ上方凶徒征伐を急ぐべきか、今日各參會の處なれば、幸ひに宜敷く評議有つて給はるべし、各評議の旨に従はるべしと仰せ出され、直政忠勝も其席に出座すべしと命ぜらる、福島正則始め黒田淺野細川加藤池田其外一座の諸將、とかく會津表の事は捨置き給ひ、片時も早く上方へ御出馬有つて御尤も候はんとして、上方御出勢に定まる、岡江雪御座敷の取持ちして諸將へ御料理御酒を饗せらる、福島正則今日は格別の事なれば、一座の面々も殊更御酒頂戴せられよ、手前なども今日は一盃給へ申すべしとて、大盃にて引受け、呑みけるに、餘程の酒宴に成る、正則數盃を傾け醉心に乘じて、黒田長政の膝をたつき、兼々申す通り石田や小西が首切りささんで看とし、一盃たべ候も追付けの事に候など廣言し、頓て思の外長座となれば、有馬徳永兩法印やうく銚子を入れ膳を徴さしむ、其の時神君又表へ出で、諸將へ御對面有つて、上方近所に領地ある面々は、直に當所を引拂ひ、片時も早く歸城あられ尤もに候、手前父子も早々跡より引拂つて出

馬致すべし、兵部中務兩人各一所に先達つて登り候様申付け候、清洲吉田兩城の事は敵地近くの事なれば、左衛門三左兩將、先陣致され候様仰せらるれば、正則が居城清洲をば差上げ御旗本を入置かせ給ふべし、たとひ長陣に及び候とも、十萬の軍勢の資用糧食五七年の備は十分に候へば、御心安かるべしと申上ぐる、然らば福島池田兩先手として諸將殘らず馳上り清洲に着陣し、我等出馬を待たるべしと面命し給ふ、其時山内對馬守一豊は、神君御出座以前諸將うち種々評議しける時、堀尾信濃守忠氏は、常々懇なり、忠氏當年廿三歳、未だ少年といへども才智ある人なれば、山内は常に何事も堀尾が思慮を相談せし故、今日も忠氏思慮を尋ねしかば、忠氏取りあへず我等は内府公御出馬あらんには、御留意なき爲め我等など居城を差上げ置き、御旗本勢を入置かれ、後陣を御心安く御上洛遊ばさるべしと申上げばいかゞあらんといへば、山内手を打つて大に感じ、貴殿の才智奇々妙々と稱美しけるが、此時福島が清洲の城を差上げんと申す跡より山内早速進み出で、上方に於て今度御一戰と申すは天下分目の大合戦に之れあるべく候、吾々式も侍足輕の一騎一人も、多く召連れ申度く候へば、居城掛川をば、差上げ申すべし、御旗本一人を番手に仰せ

付け置かれ下さるべし、然れば一豊が家士は、一人も城に残さず皆召具し、忠戦を勵まし申すべき旨申上ぐる。尤至極に聞召し、望みの如く其城を御預かり有るべしとなれば、堀尾を始め其外東海道にある城々は、皆御旗本へ明渡し御番城の如くなりけり、一豊が志尤も厚しと御感悦斜ならず、天下一統後一豊土佐一國を賜はりけるは、全く此忠にむくひ給ひし所とぞ聞えける(基業天元實記)、福島正則此上は何れも神水を呑みて彌別心なく死を共にせんと誓をせんといへば、各尤も然るべしと同意し、内府公へ對し奉り別心あるまじとの誓書を捧げらる、神君大方ならぬ御機嫌にて、徳永法印は老功といひ、美濃の案内者なれば、一入精を出さるべし、今度勝敗如何と存せらるゝやと仰せけるに、法印承り、御勝利更に疑ひなく覺え候、たとひ上方の諸大名悉く三成に一味すといへども、備前の浮田、筑前の秀秋、安藝の毛利天晴れ大身也、岐阜の秀信は小身といへども信長の嫡孫を鼻にかけて、浮田毛利金吾も同じ三位の中納言、更に恐るゝ故なしとて、常に權を争ひ威を競ふ、況んや是等の人々いかで三成が下知を守るべき、其うへ兼ねて知召す如く石田は世才俗智ありといへども衆を容るゝ器量なく、人愛薄き者なれば、一旦歴々を招入るゝとも軍中の下知差つかへ、却つ

て敗北する基たるべし、願はくは景勝には押へを置かれ、一日も早く御上洛ありて、凶徒を御退治ありて然るべしと申上ぐる、神君聞召し、法印詞の如く我短才魯蒙といへども、上方の諸將我と相應を取て雌雄を争ふべき者なし、五十日の中には天下一統に歸すべしと宣ひ、福島に御秘藏の黒馬、徳永法印に鹿毛の馬を賜はり、山岡道阿彌も急に御暇下され本國へ急ぎける基業、

前田家注進附秀康卿勇壯の事

此節北國の加賀中納言利長は、使節を小山の御陣に參らせ、手前儀は兼々軍令を守り會津表へ出勢せんとする所、浮田毛利の兩大老、其の外大坂奉行等、種々申送るといへども、手前に於いては更に同心せざる所、近日に至りて凶徒彌私意を巧みにし、西國大名多かつたらひ、直に反逆の企てに及び、上方既に騷動の風説頻りなれば、會津表出陣の事は延引に及び候、小松の丹羽、大聖寺の山口などは凶徒一味のよし聞き及び候、幸ひ近邊の事にも候へば能登守同道し、小松大聖寺兩城乘崩し、其上越前國へ攻入り申すべき覺悟に候、内府公にも早々上方へ御馬を出され然るべし候との事也、神君聞召し、仰聞けらるゝ如く上方蜂起の

かなひ難き事也と仰せらる、秀康卿重ねて申上げ給ふは、諸人安堵のためならば下野守忠吉を留め置かれ、秀康をば御供に召し連れ下さるべしと仰せらる、其の時少しく御氣色損じ、諸人安堵のためのみならば、其方申す如く下野守一人にても事たるべし、昨夜其方申す如く、今度上方の凶徒誅戮として上りたる跡、會津上杉手剛き相手なれば、慥かなる押へを置かずしてはかなひがたし、我等出馬の跡にて景勝大軍を率し働き出る事もあらんには、若輩の下野守にて事済み申すべく存せられ候や、たゞし其方手剛き景勝が押へを遠慮してかく申さるゝやと宣へば、秀康卿には今度、上方大切の手筈に逢ひ申さる條は残念に存じ候得共、只今の仰せを承り候得ば外に申上ぐべき様もなく候、仰せの通り御跡に残り申すべく候、秀康斯様に御請け申上ぐるからは御心安く思召し候べし、白川よりこなたへ景勝面出しも致させ申す儀にては無之候と、あたりを拂ひ詞すゞしくのたまへば、佐渡守は秀康卿御側へより御膝をたゞき、扱もく殿はよくこそ御申しなされたれ、智仁勇を兼ね備へ、天下太平當家の御世は萬々世の基を開き給ふ金言と申すべしと感涙を流しければ、神君も御涙ぐませ給ひ、御納戸衆を召呼ばれ、御具足一領御取りよせ遊ばし御前に差置かれ、此具足は我等若年の昔

事此方へも聞え候、依て景勝退治の事は一先づ延引し、今度關東へ參陣有りし諸將と相談し、近々上方へ發向致すべし、其表の事よろしく沙汰し給ふべし、幸ひ土方勸兵衛當地に在陣すれば、其地へ頼みつかはし候、萬端仰せ談せられ尤もに候との御返答にて、土方をば彼の使に差添へ加賀へ遣はさる、此の土方は利長には従弟にて、利長の家老太田但馬が兄なりとぞ、かくて諸將へ評定終り御本陣を退て後、三河守秀康卿を御本陣に召さる、御側には本多佐渡守正信一人侍座す、其時彌會津御退治の儀をば御延引ありて、近き程には上方へ御進發あるべしと定めらる、夫れより上杉の押へに置れん者は其方の外にあらざれば、左様心得られよと仰せければ、秀康卿佐渡守方へ向ひ給ひ、是れは存じ寄らぬ仰せを蒙り、近頃迷惑仕り候、今度上方に於いての御一戰と申すは天下分目の大事也、御先手の諸將と申合せ軍功を勵むべき心底に候所、御留守に差置かれんとならば、たとひ御機嫌を損ずる迄も何箇度も訴訟申上ぐべしと屹と仰せらる、神君聞召し、其方申す所其理なきにあらず、然し斯様成る、大切の合戦に出立つ時は、留守居の役武功を撰んで申付くること弓矢の古法也、其上諸大名よりの證人をもあづかるべき事なれば、諸人安堵のため其方へ申付けずして、

三河後風土記中 卷第三十五 前田家注進附秀康卿勇壯の事 四四七

より度々戰場へ着馴れたれども、一度も敵に押付けを見せざる具足、年頃秘藏する所なれども、其方今度大切の留守を預かるにより、其方へ譲り遣はし候と賜はりければ、秀康卿も厚く恩を謝し退き給ふ、扱こそ奥州押への總大將は秀康卿と定められ、伊達政宗、堀秀治、最上蒲生相馬等の諸將は押へのために跡に留めて守らしむ(天元實記基業)。

諸將上方發向

附眞田父子分手の事

其の後上方進發の諸將、陣押の行列を仰せ出さる、一の先福島左衛門大夫、細川越中守、黒田甲斐守、京極修理大夫、加藤左馬助、藤堂佐渡守、田中兵部大輔、徳永法印、金森法印、筒井伊賀守、富田信濃守、古田兵部少輔、稻葉藏人、分部左京亮、市橋下總守に、井伊兵部少輔、本多中務大輔兩人を差添へらる、二の先は池田三左衛門、淺野左京大夫、堀尾信濃守、山内對馬守、有馬法印、其子玄蕃頭、中村彦左衛門、一柳盛物、西尾隱岐守、九鬼長門守等、七月廿六日廿七日に野州を打立ち、同廿九日晦日に武藏に着いて人質を江戸の御城に献じ、八月朔日二日に武州を打ち立てり、此諸將小山を出立せし後、黒田長

政に御用の事ありて急ぎ途中より馳歸るべき旨、奥平藤兵衛を御使として仰せ遣はさる、黒田は武州厚木にて此御使に逢ひて小山御陣へ參陣あれば、種々御密談あり、其上にて福島が中心いかにも不安心なりと仰せければ、長政承り、正則事常々内府公御徳威を慕ひ心を寄せ、三成とは元來不和なれば決して疑はしき事候はず、萬一異心候はば如何程も某異見し御敵にはなし申す間敷候、兎角福島事は某に任せ給ふべしと申上げられければ、御悦び斜ならずして、長久手御陣の時召されたる齒朶の御兜を長政に賜はり、翌朝發足の時鞍置馬をひかせらる、又田中兵部大輔吉政は、其子民部大輔忠政を江戸へ證人として、殘すべしといひしを、忠政いなみて七月晦日の未明に、手の者三十餘人召具して、上方へ逃登る、父吉政大に驚き、其由池田三左衛門輝政に告ぐれば、輝政其心中計りがたしとて、三州吉田へ急使を立て、竹村彦右衛門に命じ本坂の麓に待請けて押へ留めさせけるが、異心なき事分明になり、輝政より下知し、忠政は本坂を越えて岡崎に歸る、又生駒讚岐守、蜂須賀長門守は、父ども上方に在りて心中計り難ければ、暫く小山に留置かれしが、兩人の父生駒雅樂頭、蜂須賀阿波守別心なき由申上ぐる、浮田左京亮、戸川肥後守兩人もと宇喜田が家

老ども故、敵に内通する事もやと留め置かれしかども、此輩彌二心あるまじき旨、誓詞を獻じれば御不審とて、生駒讚岐守、蜂須賀長門守、小出遠江守、寺澤志摩守、龜井武藏守、戸川肥後守、浮田左京亮、七月晦日に暇賜はり小山を發足せり、濃州岩村城主田丸中務少輔俱直は、元來伊勢國司北畠家の庶流にて、代々勢州田丸に居住しけり天正の頃より太閤の計らひにて蒲生が旗下に屬し、會津にて五萬石を領せしが、蒲生秀行所領を削らるゝに及んで、田丸は別の儀を以て直參に召出され岩村の城を賜はれり、今度關東へ下向せし諸大名、石田三成と一味同意の者あらば、早々此所を引拂つてのほるべしと仰せ下さるゝ時、田丸は某事治部が懇意餘義なき者に候、治部が分際にて今度の叛逆、誠に蟻螂が斧なりといへども、某に於いては上方へ歸り治部がなれの果を見届け申度く候、哀れ御暇を賜はり候はば、忝かるべく候と申上ぐる、神君聞召し、其方は北畠の流ほどありて頼母しき心也、早々上洛し三成を見届くべしとて御刀を出し給ひ、是れは覺えある利刀なり差料にせらるべし、我等が身に立つまじきにもあらずとて御手づから下されければ、中務少輔是れは勿體なき仰せなりといひながら頂戴して、武士道を立て一命を捨つる迄の志なりと暇乞ひ申上げて、七

月廿六日小山を立て、岩村へ急ぎける、爰に眞田安房守昌幸嫡子伊豆守信之、次男左衛門佐幸村、ともに會津の御陣觸に應じて小山に參陣せし所、石田より密書を以て上方義兵を擧る、眞田太閤の舊恩を忘れず、秀頼公の御味方して忠勤を勵まば、天下一統の後信州一圓に恩補せらるべし事なり、依て昌幸は小山より三町程脇の野に、父子三人集會して、安房守申しけるは、吾つらく世の有様を察する所、上杉景勝秀頼公へ對し謀叛を企つるにあらざるは分明也、其上に今度大谷石田が申送る所を見るに、全く景勝と奉行の人々牒し合せ前後より義兵を發し、國家の大害を除かんとすの忠謀、且は眞田が家運を開く時至れば、急ぎ本國へ立ち歸り、吾は上田へ立籠り敵の色を現はすべし、汝は沼田に籠城し、秀頼公御爲に忠義をたつて家運盛隆の基を開くべしといふ、伊豆守聞いて仰せ御尤もに候へば、先づ居城へ御引取り有り、よく御思案有るべく候、某事は年頃内府懇意といひ、殊更本多忠勝が女を猶子として與へらる、今更關東を離れて上方へは參り難く候といへば左衛門佐是れを聞いて、内府いか程に懇切に候とも、太閤様御恩に似るべくもあらず、又本多と縁邊の事は私事也私を以て公義を誤るべからず、天正の頃三河勢上田を攻め

られし時一旦父君武功を以て寄手を切崩さると雖も其の後北條と同意し大軍にて押寄せれば籠城かな難き所、秀吉公大恩にて譽を取りし上に和談に及ぶ、又其上杉景勝越後より後詰勢を出されしも淺からぬ志也、然して後秀吉公旗下に屬し、恩を荷ひ惠に浴る事十五年今秀吉公の大恩を忘れ景勝の志を捨てて内府へ従はれなば豈武士の道成んやといふ、伊豆守大に怒り、汝父に先立ちて無用の舌を動かす、其上我を武士の道知らずと云か其詞を改めずは只一打と刀の柄に手をかくる左衛門佐先づ、卒忽せらる可らず、我は君の爲死せんとする大切の命也、只今の御手討御免下さるべしと互に兄弟白眼み合ふ、父安房守其間に入つて兩人が申す所各一理あり、秀頼公の御大事今度に限るべからずといへば、伊豆守は其まゝ、小山へ立歸り、安房守、左衛門佐は直ちに小山より赤坂にかゝり、上州沼田に立寄り、此程の疲れをも休息せんと、伊豆守妻のもとへ使を立てて、昌幸は内府公に年頃恨みある故、石田治部に一味致し本國へ立歸り籠城せん覺悟に候、今生の暇乞ひのため對面し、孫どもをも一見せばやと存じ候と申送る、伊豆守の妻是れを聞き、夫伊豆守は内府方に候へば、いかに父君にても敵を城内へ入る事かなふべからず、城下の町屋に御宿を申付け

置き候へば御休息し給へと、侍女ども多勢旅宿に遣はし、饗應丁寧にもてなしける、其間に城中には家老どもに下知し、備への手配りし、弓鐵砲を狭間に並べ、只今敵の寄せ來るを待つ如くなり、安房守此體を見て涙に咽び、家人等に向ひあれを見候へ、日本一の本多が女程有るぞ、弓取の妻は誰もかくこそ有るべけれ、我は拙き石田が微運にひかれ、空しく戦死するとも、あの新婦有るからには眞田が家は磐石なりと悦びて、早々其所を立去つて須川へ至り、大頭越をさわたりへ出でて、高間越して横屋に赴き、信州上田へ歸城せり(基業天元實記閑談)。

丹後田邊城軍附勅使講和の事

是より先き大坂城にては大老奉行等評議し、細川越中守忠興は、近年の形勢兎角關東へ一味すべき人と見ゆる也、老父幽齋法印を嚴しく攻むる時は、忠興老父が急難を見るに忍びず降參せん、もし左なくば幽齋に詰腹切らせ自他の懲しめにすべしと、丹州福智山城主小野木縫殿助(十一萬八千石)を大將にて、谷出羽守衛友、藤懸三河守、生駒左近正俊、石河紀伊守、前野但馬守、川勝右兵衛、織田上總介、山名主殿頭、長谷川鍋、高田河内守、毛利勘八、早

川主馬、毛利民部大輔、杉原伯耆守、別所豊後守、小出大和守、赤松左兵衛、山崎左馬允、源仁法印を始め、丹波但馬播磨の軍勢凡そ一萬七千餘人討手に向はしむ、幽齋の孫與一郎忠隆は、父忠興の跡より會津へ下向せんとせしが、此沙汰を聞き、祖父幽齋を心元なく思ひ延滞したり、幽齋上方の騒動は更に思ひがけなきにあらず、敵押寄せば武略を盡し防戦すべし、汝は速かに會津へ下るべしと、教訓すれば、與一郎は七月中旬丹州久美を打立ち若狭にかゝり、大飯郡を歴て、大谷口に到る所、小濱の城主木下若狭守勝俊、内府の御味方にもあらざるべしと、其家老三輪五左衛門、松田又右衛門相談し、與一郎關東へ下向せらるゝを、其儘城下を通さんも如何なりとて、使者を以て其段申しければ、與一郎許容して其使者を案内とし、矢田部坂をこえ名田庄川を渡り、小崎の方へ押通る、澤村才八吉重後殿して跡より來る、此體を見て吾は幽齋法印の仰せもあれば、迂遠の路を廻り時日移すべからずと、七八騎小濱の町へ乗込み、わざと後瀨山の麓城の眼下を憚る所なく乗連れて伏原湯岡にかゝり、遠遊河原にて先手の兵一所になりしと、かや、こゝに三刀谷監物孝和、承久の亂に雲州三刀谷の郷を賜り、代々三萬石を領する舊家、父彈正久扶は毛利家に

仕へしが、筑紫陣の時神君よりわりなく招かせ給ひしかば御館に參謁し、輝元の不審を蒙り、所領没入せられて病死す、其子監物罪なければ安國寺憐み養育し置きしかど、輝元不審晴れやらす、監物詮方なく京都に登り、吉田左兵衛督兼治を頼み、吉田山に閉居せり、兼治は幽齋の誓なりし故、兼治推舉にて三刀谷も今は幽齋の知遇を蒙る事、年頃になりぬ、今度凶徒蜂起によりて、安國寺は三刀谷を大坂の味方に引入れんと様々説諭しけれど、三刀谷は幽齋年頃の芳情をもたしかたく思ひ、舊好の家子郎黨百二十人ばかり催はして、七月十五日の夜田邊に參着し軍議をこらしける、其頃越中守の夫人大坂にて自害ありとの注進あり、大坂にては細川は敵に定まりぬとて、彌討手攻寄する聞え有るにぞ、幽齋名に聞えたる舊つはもの、三男の妙庵三刀谷監物を大將にて、大手は三刀谷嘉平次、同太郎兵衛、搦手は福壽院妙庵持口を堅めたり、大坂よりの討手は、小野木縫殿助を始め、七月廿日丹後國に攻入つて、田邊より一里此方なる福井の山に陣をとる、翌廿一日細川の家人麻野吉左衛門船にて福井の方へ乗出したるを見て、福井山より谷出羽守、藤掛三河守海邊へ下り、嚴しく鐵砲を打ちかくる、三刀谷監物此時手勢四隊に分ち進み出づるを見て、谷藤掛横合

より討つてかゝれば、監物わざと一町計り引退く、敵勝に乗じ追掛け来るに、山陰の伏兵三刀谷與三を始め鐵砲打ちかけ、いでかゝる、監物も取つて返し、前後挾んで敵を討取る事三十餘級、寄手散々に敗走す、又或夜は監物手の者引率し、伊賀甲賀の者をして、谷出羽守陣所に火を放たせて谷の勢を大に敗り、わざと首をば取らず城内へ引返す、七月廿五日には寄手大手搦手より一同に攻圍むに、監物少しも屈せず、大橋の上に馬を立て采女の曲を高く謡ひ、三藏の風は吹けども山は動せずとらたひて扣けるに、谷出羽守先日の夜討を恥ぢて、急に城を乗取らんとすれば、監物を始め城兵村山久右衛門、上羽作左衛門もこゝを専途を力を盡し防戦しければ、小野木藤掛等、透間もあらせず攻立つれども、城兵けふも寄手の首三十餘級討取りたり、幽齋妙庵監物大敵を少しも恐れず、僅に千五百餘人にて持口をさしかたむ、寄手は雲霞の如くなる大軍、日夜此の城十重廿重に取圍みたれども中々力攻に攻落さるべくも見えず、只遠巻して日を送りける、抑も幽齋法印といふは、弓矢打物取りて堪能なるのみにあらず、さらに小藝だに通達せずといふ事なく、天下無雙多材多能の名人、中にも敷島の道至りてふかく、古今和歌集二條家の秘訣、源氏物語の奥義とも悉く此の

人に傳へたり、されば此度我身戰死せんならば、此道長く絶なん事を悲しみ、八條知仁親王、桂光院といふに、年頃道の契り浅からざりしかば、此道相傳の古今和歌集、源氏物語二十一代集とりそへ、大内へ納めんとて親王へ、
古も今もかはらぬ世の中に
こゝろのたねをのこす言の葉
といふ歌をそなへて參らせける、又鳥丸右大辨光廣も、年頃師資のちなみ深ければ、相傳の歌書を一箱に納れて鳥丸家に送り遣はすとて、
藻しほ草書さあつめたる跡とめて

是の後鳥丸右大辨光廣勅使として大坂へ參向あり、毛利中納言輝元、石田治部少輔三成等に詔を傳へらる、夫れ敷島の和歌は皇邦の風として、天地開け始めしより此の方、百王の今に至る迄長く傳はれり、然るに今古のこをも歌の心をも知れる人忽ちに失せん事、尤も朝家の御歎き也、いかにもして幽齋入道恙なからん様はからへの御事也、輝元始め奉行等も聖旨謹んで承はり、急ぎ早馬を立て、小野木をはじめ寄手の諸將等へ詔を傳へ軍をとどむべしと命ず、然れども田邊にては法印は更也、城兵今を最期と思ひ切つ

て籠城せし事なれば、寄手たやすく引取る事かなふべからず、此よし都へ聞えあげしかば、三條西大納言實條丹後國田邊へ勅使として參向し、速かに勅命に應じ、其城を避去るべしと有りければ、幽齋畏り、只今に至り其城を避けよとの繪旨弓矢取る身の習ひ迷惑に候へども、普天の下率士の濱、王土王臣にあらずといふ事なしと承はる、まして微賤の身を持つてかく眼のあたり天寵の忝なきを蒙むれば、いかで違勅つかふまつるべきとて、頓て城を去りて、高野山に赴きける、是は九月十二日の事也、凡そ幽齋が父子兄弟夫婦主従、皆當家の御爲に、忠をも節をも盡しければ、關東一戰後越中守忠興、豊前國一圓賜はり、三十六萬石を賜はりぬ、幽齋は都に登り、仁和寺の傍に幽なる草庵を結び、風月を友とし籠り居たり、當家天下をたもたせ給ひ、將軍の宣旨蒙らせ給ふに及び此の法印足利代々の公方家に仕へ、當時の有職なりしかば永井右近大夫直勝を遣はされ、前代の事をも當世の禮をも講せしめられき、されば當時柳營の禮義式法の節度、此の入道さだめられしとぞ(基業藩譜)。

伊達政宗白石落城注進の事

伊達左京大夫政宗は、此の六月會津御征伐評議の時、某

所領は會津と犬牙接壤の地なり、御先に馳下り防戦用意仕りたしと願ひ、御暇給はり、急ぎ大坂を發し、岩城相馬を歴て七月十五日岩手澤へ下着せしが、今度小山の御陣へ使を參らせ注進しけるは、政宗兼ねて忍の者を入れて會津表の形勢を承る所、白石の城主甘糟備後、其妻の喪を營むとて會津へ赴き、城には甥の治部(家忠日記による、夏日記には弟彌三郎に作る殘置きたる由に候、依て政宗只一日休息して、廿一日(家忠日記)十一日とす、あやまれるにや)早天に蒞田郡に打立ち北目に陣し、廿三日より白石城を攻めかゝる、濱田治部先登して三丸門前に進みよれば、石田豊前屋代勘解由等も防戦すれば急に城を攻抜きたし、其後濱田治部、中目大學、山川帶刀、木村隼人先登するといへども、門を立てられ隼人は鐵砲にあたり討死す、治部は馬印を城に入れんと争ふ、足輕頭中島宮内左衛門も濱田中目等と共に進んで苦戦す、片倉備中は城より少し隔て、馬を控へたるを以て、中目大學大言に片倉殿の武者振見ぐるしく候といふ、片倉鈴木源兵衛を使とし、各武勇言語の及ぶ所にあらず、此上は早々其門を燒拂ふべく候といはせければ、中目濱田等是を聞き燒草を遣はさるべし、心安く門を燒拂はんは何より安く候と返詞して使を返したり、城兵もこゝを專

途と防戦すれども、城主備後は會津表の一戦を心にかけて白石をば救はず、其上城内反忠の者ありて寄手を引入れしかば、廿七日政宗難なく白石城を乗取り候、此上は片時も早く築川の城に攻めかゝるべき覺悟に候、先づ此の旨注進し奉るとの趣也、神君よりは上方の逆徒蜂起により、近日に會津を差置き上方へ討つてのほらせ給ふ也、政宗も會津領へ手を出す事を延引し、先づ本國へ立歸り、重ねて御下知を待つべしと仰せ下されける(原書此注進を六月廿七日として其書簡をのす、尤も誤れり、今夏目記家忠日記によりて改む)。

伊奈圖書奥州御使の事

其後伊奈圖書昭綱を、奥州伊達政宗がもとへ御使命せられければ、七月廿七日圖書小山御陣所より奥州へ下向し、政宗に仰せの旨を傳へしは、今度上杉御追討の爲めに小山迄既に御出陣有りし所、上方の凶徒蜂起の聞えあるにより上杉をば差置きて急に上方の凶徒を誅伐せられんとす、依て關東へ供奉の諸將は皆御味方として上方へ引返すべしと、軍議はや定めぬ、政宗只今迄は御味方にて、白石城攻抜き候旨注進悦び思召すと雖も、上方蜂起の風説を聞いて景

勝に一味すべきや否、其旨聞召されんと御口狀を演達す、政宗承り、他人は知らず政宗に於ては末々異心あるべからず、無二の御味方に候、御覽候へ近日に片倉備後に福島を攻めさせ、某は築川を抜取つて御目に懸け候べしといふ、圖書は其御詞を申聞え候はゞ内府いかばかり満足致さるべく候、然る上は三日過ぎ彌御異心なき證を見定めて、内府心底を可申旨申含められ候儀あり是は三日過ぎて演説申すべしといふ、政宗聞いてかゝる急劇の折節、いかに上意なればとて、三日が間待たるべきものや、早々申聞けられよと催促しけれども、圖書其日はいはず、翌日政宗是非承はらんと催促しければ、圖書申すは、たとへ政宗は志を變せずといへども、家老共の心中、計りがたしとの仰せなりといへば、政宗承り、家老ども皆々召出し其の旨申聞かせたれば、是も同じく異心なき旨返答す、其時圖書申すは、内府申されしは、政宗無二の味方とならば定めて會津領に出張し、景勝と勝負を争はんとすべし、此事然るべからず、其故は我等今度上方に攻登るに於ては、凶徒の張本石田三成を誅滅せんに五つの利あり、其第一は三成人と成り讒佞にて權勢につる、一旦荷擔するとも終に不和の兵なれば、軍は利あるべからず、第二に幼稚の秀頼を蔑如し、秀頼の命を矯つて己が私意を巧み

にし、終に天下を篡奪せんとす、一旦は其欺きを受けて隨順する太閤恩顧の輩、終には石田が實情を搜り知らば皆瓦解すべし、第三には三成近來權につり無禮をふるまふ故、衆人皆怨み憎む、既に七人の大名一味して三成を討果さんとせしを、我等あつかひて佐和山へ逼塞させ、其の危難をまぬかれしむ、其上苛政を行ひ諸國に三成を怨むる者多し、第四に三成偽謀を以て諸將を欺き、己天下を奪はんとすと雖も、一味の輩は大身の歴々なり、誰か彼が下風に立つて甘んじて其指揮を受けんや、第五に凡そ天下國家を治むる人は仁徳なければかなふべからず、三成に私智俗才ありと雖も仁義の道夢にも知らず、是れ利を得べからざるの基也、我等伐つて上りなば三十日の内には三成を誅せん事疑ひなし、然らば景勝以下の徒は、忽ちに降參せん事踵を廻らす可らず、今政宗と景勝とは龍虎の争ひ也、萬一政宗利を失はゞ景勝は龍の雲を得し勢にて馳上らん、結城蒲生等の勢是を遮らんとするとも、政宗に切勝ちたる猛勢は中々さへ難し、其時政宗跡をしたひ、追上らんとするとも、一旦敗軍の後合戦仕難かるべし、我等が思ふに政宗は敵の氣を呑んで、靜かに岩手澤の要害を守らば、景勝攻寄る事思ひも寄らず、其間忍を入れて景勝國を出づるとならば其留守を窺ひ、家人ども

の妻子を生捕ると風説させ、景勝夫にもかまはず關東へ打つて上らんとせば、政宗跡を慕ひ、景勝取つて返さば政宗は要害に入籠り、若し又景勝後を捨て、馳上らば、結城蒲生守都宮にて遮り、政宗後を追討せば、景勝大軍なりとも前後の敵に進退途を失ひ、討取らるゝ歟生捕らるゝか、此二の外有るべからずとの御説也と申せば、政宗一々畏り候、只今陣取り候蒔田郡と岩手澤との間、上道廿里を引入らんは本意なしといへども、御説の上はいかで違背仕るべきと申す、其後圖書私の物語りに申しけるは、内府底意は上杉亡びし後は、景勝所領は政宗に賜はらんとの含みには候へども未だ敵地故御判は遣はされざるかと見え候といへば、政宗は大に笑みをふくみ、是れに過ぎたる本望はあらじと言ふ、圖書又申すは、景勝が今の領地は蒲生が舊領なれば、かゝる時節に御ちなみの故を以て、本領を安堵せまほしく思ふべき所をも御推量あり、會津十郡の内六郡は、始めより政宗に下さるべしといへども、四郡は蒲生と政宗と切取れと仰付けらるべし、然る時は秀行當時小身といひ若輩といひとても敵し難かるべし、其時には秀行には上方にて二箇國も賜はり、會津領は残らず政宗に下さるべき御内慮と、拙者或は存ずるところまなく物語りければ、政宗喜び顔色に顯はれ、然らば其御判物は頂戴

かなふべしやといふ、是も難かるべからずといふ、其の頃茶道の宗匠今井宗薫兼久見舞としてこゝに來れり、内府公にも兼ねて御恩を蒙る者なれば、是れに過ぎたる者あらじとて、圖書に差添へ山岡志摩と共にのほせけるに、頓て御判物をも滞りなく下されしかば、政宗喜ぶ事限りなく、彌御味方に心を決しける、されども關ヶ原一戰後政宗御下知に背き、しばし干戈を動かさければ、其罪を加へらるべしといへども、白石の軍功を稱美せられ、白石の城其儘賜はりて、先に下されたる御判物の御沙汰には及ばれざりしとなり、

最上義光許和上杉の事

是より先き、上杉景勝は石田三成と牒し合せ、既に會津に於て兵を擧ぐるに及び、先づ近國の味方を招かんと、山形へは黒金又右衛門といふ者を使者となし、今度秀頼公の御爲めに大老奉行等諸大名牒し合せ、内府を討亡し永く國家の災害を除き、豊臣家一統の御代とせんと、東西時を期し義兵を擧ぐるなり、最上名家の歴々、太閤の舊好を忘れ給ふべからず、義の赴く所何ぞ同意し給はざるべき、殊に隣國の事なれば向後彌懇意を結ぶべしと申送る、最上出羽守義光其使者をば山形に留置き、嫡子修理太夫義康、家老楯

ず、兎角天の時をはかり當家の長久をはからせ給はんには、景勝卿と御同意あらまほしけれと申しける、鮭延越前守進み出で、山野邊申さるゝ所も一理なきにはあらず、されども義のあたる所舊好を捨てて恩もなき人に荷擔すべきにあらず、況や景勝卿石田等幼君の名をかりて私の本意を達せんとすといふ共、終には衆背き群散じ、滅亡踵を廻らすべからず、只今我が君仰せの如く、景勝卿と御一味有るべき道理なし、去りながら只上杉家と御手切の御返答あらん事謀拙に似たり、只一味の御返答ありて、使を返させ給ひ、内府會津御發向を待つて兎も角も計らはせ給ひなんやと申す、義光尤も其詞を許容せられ、使者をばさまもてなし同意の返答ありしかば、上杉家にては最上が最初に一味の事を悦び、先づ安堵の思ひをなせり、景勝いかにもして最上が心をなづけんと計らひ、其の後再び山形へ使を送り、先づ以て義兵に一味せらるゝとの返答頼母しく悦び入りぬ、されば其の地にも、秀頼公御ため不日に義旗を揚げ給はんが故、其用度のため薄儀なりといへども聊か送り進らすなりとて、金銀數十匣驛馬數疋に負はせて山形へ曳來る、義光聞いて、吾上杉に同意の返答せしは一時の計略也、然るに今此金銀を受用せば世の風評にあはん所遠慮なきにあらず、速に金銀を送り返すべ

岡甲斐守、本庄(後是由利)豊前守、志村伊豆守、鮭延越前守、並に清水大藏大輔、大山内膳正、上野山兵部大輔、山野邊右衛門大夫、坂上紀伊守等集會して、義光申しけるは、吾が先祖修理大夫兼頼、其の始め足利殿の仰を蒙り出羽按察使に補せられ、延文元年八月六日最上郡に下り山形の城に住せしより、義光に及んで十代當國の事を司り、代々朝憲を守り武命を重んずるが故、太閤の命に従ひ朝禮の勤め怠らずと雖も、太閤やもすれば讒臣の言に迷ひ、代々の舊家をして既に滅亡に及ばせんとせしこと、我年頃遺恨を含む所、太閤の我に於ける恩義更になし、内府の恩を請くる事は山よりも高く海よりも深し、たとひ秀頼が、實にかゝる企をなすとも、我何ぞ恩人に叛き怨家を救はんや、況や景勝私智を以て猥りに内府の權を妬み、乳臭の小兒が威を假りて奸計を行はんとす、吾豈其の欺を受けんや、速に使者が首を刎て景勝と弓矢に及ぶべしと憤りけるを、山野邊聞いて仰はざる事に候へども、傳へ承はる所、景勝卿兼々石田三成と謀を合せ、東西より兵を擧げて必勝の利をはかるゝ故に、關西の諸大名みな一味せらるゝと也、抑も當家は太閤の臣にもあらず、内府とは年頃の舊好ましますと雖も、天意人望に違ひ衆をはなれ寡につき、安をさり危に従ひ給ふべきにあら

しと令しけるに、本庄豊前承り、其の事尤も然るべからず、此の金銀を送り返しなば、景勝卿忽ち最上が最初一味の返答偽りなる事を察し、直に合戦に及ばん事甚だ危ふし、只いつ迄も景勝卿には、最上と一味と油斷させ、其中内府會津表御着陣を聞いて味方は奥州へ發向せらるべし、上杉家より贈らるゝ金銀は厚く謝して受納め味方有功の士卒を勵ますため、分ち與へ給へと諫めける、義光尤も也と同意し、金銀をば受納め、旗下の士卒に分配すれば悦ぶ事限りなし、抑も出羽守義光が深く神君の御恩徳を感稱したる子細あまた也、其の始め織田殿武威盛んなりし時、義光其威名を聞いて遠く使者を參らせ、十寸五分の良馬を献ぜし時、神君も織田殿の御もとにおはしまし、最上と申すは、足利式部大輔義國の孫上總介義兼の六代、伊豫守家兼が二男修理大夫兼頼が後胤、代々の名家なるよしよく仰せられしかば、織田殿も禮を厚く、其使者をもてなざる、義光大に面目を施しけるは、全く神君よく取りなさせ給ひしが故なり、又義光が最愛の息女を關白秀次公に參らせ、關白御思ひ深く御子さへ擧げられしに、關白罪蒙らせ給ひし時、此の息女も關白家の女房達三十六人と同じく六條河原に於いて首を刎ねられ、一つの穴に築込めて、畜生塚と名付けらるゝ、義光悲

歎限りなく、眼を怒らし齒をかみ、太閤の殘忍無道を怨みける、夫れのみならず、義光も關白と一味し、謀叛の企なきと讒訴する者ありて、太閤大に怒り給ひ、既に義光誅せられんとの沙汰有りければ、神君歎かはしく思召し、太閤によく罪なき理を申し解かせ給ひ、やうく其罪ゆるされたり、されば義光年頃いかにもして命を捨てて御恩をむくい奉らんと思ひ定めたり、天正の頃奥州一揆御退治のため神君御下向ありしに、義光二男左馬助僅に十四歳なるを召具して御陣に參り御家人に奉る、神君大名の子を家人にせんと憚り多と辭し給ひしかども、頻りに請ひ申しければ御悦び有つて、直に江戸に召具し給ひ、元服させて御諱を給はり家親と名のらせ頓て御執奏ありて從五位下に叙し駿河守に任せらる、是等の御恩義光が兼ねて厚くかしこみ居たるぞ理りなる(基業藩譜)。

羽州諸將班軍附丹野頓智の事

斯くて江戸表よりは最上出羽守義光御書を遣はされ、近々江戸御出馬あり、會津表へ取詰め給へば、義光は近邊の諸將を引きつれ、米澤口より亂入すべしとの御旨也、近邊諸將へは最上少將の下知に従ひ進退すべき旨仰せ下さる、依て山形へ馳集る輩南部信濃守利直五千人、秋田東太郎實

季二千六百五十人、戸澤九郎五郎政盛二千二百人、本堂源七郎義親四百人、六郷兵庫頭政乘三百人、赤尾孫次郎二百人、仁加保兵庫助舉誠百八十五人、瀧津刑部少輔百十人、内越孫太郎光隆六十四人、巖石兵衛四十八人、凡そ壹萬百餘人と聞えけり、凡そ一味の血誓して更に其下知違背あるべからずとて、盟書を義光に捧ぐ、義光諸將と軍議して、我等は直に間道をへて會津へ攻入るべし、各は米澤口を防ぎ堅めらるべしと令しければ、何れも只下知の儘たるべしと答へけり、依て義光嫡子修理大夫義康主將とし六千五百人を率し、米澤口に向ふ、南部信濃守利直先鋒とし各山形を發し、米澤口に陣をはる、其勢凡そ一萬七千六百餘騎とかや、然るに石田三成浮田毛利等の大老をはじめ、諸大名をすゝめ上方兇徒大に蜂起し、伏見の城を攻かこむとの風説を聞いて、此輩大に驚き、左様に諸方動亂に及ばず、我々が領内も定めて一揆騒亂計りがたしとて、總大將最上へ一左右にも及ばず陣拂ひして退散す、里見越後、鮭延越前、延澤能登等義光の前に出て、近國の諸將等何をうらたへ臆病神の付きしにや、上方の騷動を聞くと其のま、當家へ一左右にも及ばず、足を亂して逃去る事甚だ以て心得難し、もしま上杉とも内通ありての事か計り難し、我々

ども追懸て討果すべしと申しければ、義光聞いて汝が申す所理りなり、されども近國の諸將領地を覺束なく思ひ、歸陣するも無理なりとも言ひ難し、今是を討たんとせば味方も却つて敵となり、敵にひまを窺はるゝ端とも成るべし、其方どもさへ心を一致にし一命を忠義のために抛たん覺悟なれば、たとへ近國の諸將敵に降參するとも、左のみ恐るゝに足らずと理りを盡して申しければ、各其命にそむき難くて退きけり、こゝに最上の家人に丹野與三右衛門といへる者は、老年に及びしかど心剛なる古つはものなりける故、義光今度一大事の所なればとて、金山の番所を守らせける所、米澤口に向ひし近國の諸將上方の蜂起を聞き、取物も取りあはず米澤口を引拂つて金山番所近く来るを見、是は加勢の人々心を變じて上杉に一味し引返すと見えたり、我苟くも義光の仰せを蒙り、此所をかためながら、敵になりし者をおめく通すべきかと、木戸を堅めながら堀の狭間を開き弓鐵砲を掛並べ、上の山に旗を多く立並べ、其下に鐵武者數十人備を作り落しかくべき氣色也、諸將與三右衛門方へ使をたて、其の木戸開き通さるべし、一先づ所領へ立ちかへり一揆を治めんため、出羽守殿御許容有つて此所へ通りかへり候よしはせければ、與三右衛門承はり、主人出羽守より通せと申す下知なき間は

一寸も通し候事かなふ可らずと返答す諸將此の由を聞いて然らば此の關打破つて通らめとは思へども、後難計り難しと詮方なく滯留して有りけるに、義光より使者來り、諸將を通すべしと下知ありしかば、與三右衛門は立出で、木戸を開き式代して諸將を通しけり、狭間に配りたると見えし鐵砲、多くは棒に繩を結び付けて、火繩掛りたる小筒の様に掛並べ、上の山に立てたる旗も赤白の帷子を木の枝に結び付け、郷人或は女童部迄かり集め、仄くらき林の中に忍びやかに置いて大勢の士卒と見せかけた、與三右衛門が時に取りての智謀かなと諸人はれを感じけり(家忠日記基業)。

神君小山御歸陣の事

小山の御本陣にて、萬機御沙汰あり、上杉景勝の押には結城三河守秀康卿、蒲生藤三郎秀行、里見安房守、岡部内膳正、佐野修理亮、其外那須太田原大關蘆野伊王野千本福原那須七騎、すべて二萬五千人を、下野國に残し留られ、佐竹右京大夫義宣兼ねて仙道口より、會津へ攻め入るべき御軍令を受けながら、先きに島田治兵衛を御使に遣はされしが、御答も分明ならざれば、松平伊豆守信一を大將として、櫻井藤井兩家の一族數千の人数を集め、上野國布

川に在城させ、其の外皆川山城守、水谷右京、成田左衛門、那須太郎、太田原備前等を鍋掛に屯して、佐竹に備へしめ、岩手澤に伊達政宗、中村に相馬長門守義胤、山形に最上義光、林崎に戸澤九郎五郎政盛、厩橋に平岩主計頭親吉、三藏に松平新次郎一生、勝浦に植村土佐守泰忠、矢作に鳥居新太郎忠政、小美川に松平又八郎忠利在城し、相馬彈正大河盛胤は宇都宮に來り上杉押の勢に加はり、秋田東太郎實季、津輕右京亮爲信は江戸へ參り、上方御進發の御供すべしと命ぜらる、又信州木曾は山道第一の難所、石河備前守代官所敵あまたの所なれば、此の道開けざらんには中納言殿御進發の道自由なるべからず、彼舊領主木曾千次郎義就を呼びてよく計ふべしと、本多佐渡守正信に命ぜらる、正信承はり千次郎は思慮なき者なれば、かゝる時の御用に立つ者に候はず、其の家老どもの中に才覺の者もあれば申談し候はんとて、木曾が家老千村平右衛門山村甚兵衛、馬場半右衛門三人に篤く熟談しければ、此の二人よく心得、宮の越といふ所へ忍行き、舊き郷民等に木曾殿舊領に復入し給ふ爲といひかたらひ、百姓共に紙小旗にしるしを分けて三百餘人、一揆を催し、石河備前守が家人代官等三箇所に有りし所へ押寄せ、矢砲を飛ばせ押入つて

大坂方の者共大勢討取り、其外大坂へ志ある者共を押寄せ討取る今は木曾路開ければ千村山村馬場三人が働き拔群なりと御稱美ありて、三人とも三千石宛賜はる、木曾は先年二萬石下されしに、罪有りて改易せられたるが、今度家老どもの功により召返さるべき所病死せしこそはかなけれ、扱八月五日に至りて小山御陣を引拂ひ江戸へ歸らせ給ふべしと仰出さる、其頃秋霖日數をかさね、所々洪水し栗橋の舟橋押流しければ、代官改造せんことを伺ひしに是れは會津陣より諸軍往還の便利の爲め舟橋を架けさせられし也、上方御進發のうへはもはや舟橋入用なしとて乙女岸より御船に召し西葛西へ御着岸、同月七日直に江戸へ御歸城あり(翁物語に上杉の家老多賀谷といふ者、霖雨に乗じ佐竹と牒し合せ、御陣を夜中襲はんとせしに、佐竹狐疑して決せざるよし聞召し夜中ひそかに僅の御人數にて川舟に召して、江戸へ歸らせ給ふと云ふ、景勝方には此事を聞いて既に勝軍せし如く大に悦ぶ所、杉原常陸介親憲一人は、内府公上方の敵蜂起すと聞き給ひ大に驚き給ひ、早々人數を引上げらると見るは智の足らざる所也、内府公急に引取り給ふは直に上方へ打つてのほらせ給ふならんと思ふなり、もし然らんには、天下悉く内府公の御手に落つべし、景勝卿さらしく御

油斷有るべからずと肩をひそめたり、中納言殿此後も宇都宮に御滞留有り、城普請を沙汰し給ひける(天元實記基業)。

越後國下倉一揆

附堀直寄武勇の事

堀左衛門督秀治は兼て會津津川口寄手の大將たり、依て一族郎等春日山の城に集會し軍議せし所、老臣堀監物直政が四男丹後守直寄進み出でて、主人秀治を諫めて申しけるは、先代秀政公故太閤の御厚恩にて、今當代迄も大諸侯となせ給ひ、官祿重く世々を襲ぎ給ふ、此の御懇情忘れ給ふべきにあらず、然るに今度景勝卿の謀叛、實は秀頼公の御爲めに大老奉行の面々忠義の志にて、企てらるゝ所なれば、當家にも景勝卿と御一味有つて、天下のため義兵を挙げ給ひ然るべしといふ、父監物直政聞いて直寄が詞一應は尤もなれども、當家は織田殿の御恩により、追々興らせ給ふ、然るに太閤天下掌握せらるゝに及び、織田殿御子孫次第に衰へ給ふを歎き給ひ、何とぞ計らふ旨も有るべきかと常々歎息し給ひしといへば、直寄夫れもさる事なるべしと雖も、當秀治公并に直寄が物心覺えて此のかたは、皆太閤御恩にてかく大國を領し給ふ、此の御恩を棄て給ひては武道の

義立ち申すまじくと諫む、直政莞爾と笑ひ、直寄は今度大老奉行の企を、實に秀頼公の御爲めと心得ての論と聞ゆ、全く秀頼公の御爲め實心より義兵を擧るにあらず、某若年より戦場の勝敗をはかるに、さのみ誤りたる事なし、一座の面々疑ひをなさず某が思案に任せられよと申すにより主従其議に應じ、總勢出立して津川口へ着陣せし所、上方凶徒蜂起して内府も野州小山より軍を歸し給へば、伊達最上堀等に本國へ歸り、重ねて御下知あるべしの御事にて、秀治も春日山へ歸城あり、依て監物直政は嫡子雅樂助直次に三條を守らせ、四男丹後守直寄には坂戸の城、村上周防守義明は本庄の城、溝口伯耆守宣勝は新發田の城、小倉主膳政照は下倉の城、神子田八右衛門基昌は糠尾の城、堀美作守親良は藏王山城を守らせ、監物其身は春日山城にありて秀治を補佐しける、然る所石田三成監物へ書状を送り前田利長、丹羽長重以下北國の諸將皆秀頼公の御爲に義兵を擧げらるれば、早く秀治を勧め景勝卿に一味せらるべしと申送る、監物此の狀を披見し、是れ又石田が偽謀なりと察し、早々秀治を諫め申すべしと返答し、扱前田家の老臣横山山城守方へ、密々利長卿は御母君を江戸へ參らせ給ひながら、よも御母君を捨て給ひ、上方御一味あるまじく候、

定めて世上雜説ならんと存する旨申送る。利長聞いて大に驚き、何とて母を捨てて上方へ従ふべきと返答有りし故、監物彌心を決し、秀治をすゝめて關東御味方とす(基業)、越後は景勝舊領なる故、内々金銀を郷民に與へ一揆をおこさせ、堀溝口村上所領を亂妨させんとす、丸田左京進清益、齋藤八郎利實、柿崎源左衛門景則と號する地士等、其募に應じて三千餘人一揆を催し、小倉主膳が守る上田の庄下倉の城へ押寄せ、近邊の竹木を伐取つて仕寄となし山の如く積置き火を付けて攻立ける是は八月朔日なり、堀丹後守直寄當年廿歳、坂戸の城にて此のよし聞いて、元來壯年血氣の壯士、直に下倉の後詰して小倉を救はんといへば、家人ども下倉に押寄せたるは皆郷民の一揆也此地にも内通の者有つて御留守を伺ひ、當城へも押寄せ來るまじきにもあらず、御人數少々差向けられ御加勢あり、御自身は御見合せあるべしと諫めけれども、直寄更に承引せず、只今下倉の危急を救はずして、一揆ども當城にも寄せざる時は、人の嘲りまぬかれがたし、下倉の城下は既に焼れたりと聞く、一時も早く急げ者どもと、夜中馬に策打つて手勢千八百人を率し、八月二日の曉天に、坂戸の城を出馬し、行程九里の間を馳せに馳せて下倉に着き、其旨を城中へ通じければ、小倉主膳は是

を聞いて大に悦び、主從僅に五十餘人、木戸を開いて切て出で散々に戦ひしが、大勢に取籠められて、主從悉く討たれたり、一揆原は城主を討取り凱歌をとなへ、後詰の勢を追散らさんとす、丹後守直寄少しもさわがず、士卒隊伍をととのへ閑々と旗を進めて討つてかゝる、一揆は老功の小倉をさへ討取つたり、若輩なる丹後守何程の事あらんと、力を盡して戦へども直寄血氣の猛勇真先に進み、自身鎗取つて勇を振へば、郎等ども必死になりて戦ひ、一揆の大將丸田右京も討死し、齋藤柿崎敗兵をまとひ四日市の川向うに旗を立て居たり、直寄是れを見て、此の勢に乘じ彼勢をも追散らせと、速見織部、山中數馬を先手とし、四日市の川を渡し眞幕に突いてかゝる、齋藤柿崎等も一揆を下知し散々に戦ひしが、爰をも又追立てられ、田川小千谷(基業)には小千屋に作る迄敗走するを、直寄勝に乗じ追討して、一揆の首五百餘級討取り、小倉が手勢の生残りたる者どもと直寄が手の者をへて小倉の城を守らせ、其身は翌三日坂戸へ歸陣しければ、直寄が今度の手柄、拔群なりと感せぬ者はなかりけり、直寄下倉小千谷兩所の戦功一々注進しければ、兩公御感狀をぞ賜はりける(家忠日記基業)。

從會津上田之庄へ手出候處、被遂合戦敵五百餘

人被討取之由、手柄之儀ども誠に以て無申計候、此上無越度之様仕置き尤に候、猶以西尾隱岐守具可申候、恐々謹言、

八月八日

家 康

堀丹後守殿

從會津上田之庄へ罷出候處、其方被懸付、一戰於手前、首五百餘級被討之由、誠に無比類義難申盡候、彌無油斷仕置等肝要に候、將又此表無別條候間、可易心候、猶追て可申候、恐々謹言、

八月九日

秀 康

堀丹後守殿

同國三條一揆

附村上溝口後詰の事

堀監物直政嫡子雅樂助直次は、越後の三條の城を守りける所、一揆ども爰にも押寄せ、稻麻竹葦の如く取り圍み、晝夜を分たす息をもつかせず攻むる事三日三夜に及べば、父監物直政大に氣遣はしく思ひ、春日山の城より出張して行程八里柏崎に至り、先づ使を馳せて本庄の城村上周防守義明、新發田の城溝口伯耆守宣勝等に其旨を告げたるに、村

上周防守是を聞き、新發田の城に使を遣はし、國中の一揆原郷民の所爲恐るゝに足らずと雖も、三條の城を彼等に圍ませ徒に餘所に見てゐるも無念也、其許御同意に於いては、速に三條に馳向ひ一揆を追拂ひ、國中を靜謐せしめんと有りければ、溝口伯耆守尤もなりと同意し、七百人を引率し出馬す、郷人丸田左京進清益、廣瀬新藏、萬貫寺源藏、七寸五分因幡等一揆の大將と成り、氷原にて遮り戦ふと雖も、遂に打破て阿加川(基業)文陀川、原書芹矢陀川北越軍記には分陀川を渡り五泉といふ所へ押出づる、一揆原此所に寨を築いて蘆原に伏勢三百人を設け置きて防戦せんとす、村上溝口の兩將二千餘人にて、伏兵を駆立てて、一揆共の首を取る事百五十餘級、其所より二里計り橋本といふ所にいたれば、爰にも一揆壘を構へて楯籠りたり、村上溝口此一揆ども追散し、三條より二里を隔てて陣を取る、一揆數千人三條を取圍みたる形勢を見、忍びの者を遣はし村上溝口後詰したる由告げたりしかば、翌日拂曉に城主雅樂助直次、城門を開いて切て出で、一揆數百人を討取る所に、村上溝口も爰迄兵を出しければ、直次も村上溝口に對面し、早速の後詰を謝し、村上溝口も歸陣す、監物直政柏崎まで出陣せしが、三條の一揆悉く退散したりと聞いて春日山

へ引返す、其後は一揆も利を失ひしかば國中漸く静まりたり(家忠日記基業)

按ずるに、原書石田三成が佐々木義郷をかたらふ一條を載せたり、義郷といふ者はなき事也、故に是を刪り去りぬ、初巻撰者考の條にはしく論じ置きたり、併せて見るべし、

卷第三十六

前田利長北國出勢

附大聖寺落城の事

浮田毛利をはじめ、大坂の大老奉行等、加賀中納言利長は老母を江戸へ人質に參らせ置く事なれば、其の心中計りがたしと思ひ、今度の謀略をも更に謀し合せず、利長も彌關東一味に志あつく、舍弟能登守利政を能登國より招き寄せて種々説諭しければ、利政最初には兎角不同意なりしかど、終に兄の詞に従ふ、其の頃に及び浮田中納言秀家より利長兄弟を味方に招くと雖も利長更に許容せず、利政は前田播磨に七尾の城を守らせ、七月廿二日に能州を進發し、廿四日金澤に着陣す、利長は高島石見を金澤に留

め、廿六日早天に兄弟の軍勢一萬八千餘人、湊川手取川を渡り其日は松任に着陣し、翌廿七日小松の城邊三堂山(一本三田山)に陣を張つて、不破齋助を使とし、丹羽五郎左衛門長重が方へ早く逆徒を離れ、關東へ一味せらるべしと申送る、長重聞いてたどひいかなる儀にもせよ、故太閤の恩を捨て幼少の秀頼公を見放し、時勢につきて關東へ従はん事思ひもよらずと返答す、さらば長重も敵に疑ひなし、急に小松の城を攻めんと軍議する所に、小松の城は堅固にして攻むとも急に落つべからず、先づ大聖寺を攻められ然るべしと家老どもも諫めしかば、利長兄弟尤もなりとて三堂山には岡崎備中、不破大學、千代には寺西若狹、不破丹後、藤田八郎兵衛、淺井清十郎、天島權兵衛等を留めて小松の城を押ししめ、八月朔日利長兄弟三堂山を打立ち、能美吉竹荒木佐々木蓮臺寺三谷を歴て木葉村に至る、丹羽長重は前田勢湯山越えて大聖寺の方へ押行くよし聞き、甲士二組鐵砲百四十挺を漁船廿餘艘に取りのせ、湖水にうかめて迎へ討たしむ、前田勢はかくとも知らず木の葉塚を右に見なし押行く所に、丹羽勢鐵砲を打掛けしかば、前田の後陣不慮に死傷する者五六十人、利長かくと聞き、神尾圖書上坂又兵衛等の物頭を湖邊に向つて鐵砲を放たしむ、此の

時小松城より南部無手右衛門、寺澤勘左衛門物見に出でしが、最初出でたる味方物見の兵、御幸塚を歸るを敵と見損じて注進しければ、長重令を傳へ先手の兵を引取らしむ、依て道開きしかば前田勢は燕鳥高塚邊を過ぎて其日は松山に着陣す、翌二日大聖寺の城へ九里九郎兵衛を使として、早く凶徒を去つて關東へ味方すべしと申送る、城主山口玄蕃允正弘は、もとより内府公に歸順の志あれども、一子右京亮備弘兩端に志をかけて未だ一決せねば、父子よく談合して御陣所へ降すべしと返答す、又た越前北庄の青木紀伊守一矩へも藤掛豊前を使とし、其國人青木修理亮、丹羽備中守、江原小五郎、反町左門等相具して歸順有るべしと申遣はしけり、是れも同意の返答はすれども其の内意は計りがたしとて、利長は松平久兵衛を以て軍令を申渡し、利長兄弟は松山に在陣せし所、山口父子其後は沙汰もなさざれば、大聖寺へ攻めかゝれとて同三日利長先陣し、一手は正面に東より押しよせ、二手は小鹽より福田に向ひ、一手は立花より莊野口へ向ふ、城内には右京亮家人成田勝(一本庄)左衛門、同喜太郎、山田源右衛門、彼是五百人南に向ひ戦ひしが、利政勢ひ猛く攻立てしかば、右京亮城へ引取るとて鯉橋にて引返す、前田勢丹羽織部、大

道寺玄蕃先登し、雙方方戦して相引かず、利長は吹坂をこえて石堂山に着陣し、利政に會して今日の戦功を稱美す、四日早天より前田勢押寄せたり、右京亮はもと鐵砲の妙手なり、今日是非利長兄弟を討留めんと、敷地山に入つて窺ひより、狙ひすまして二放しまで打ちけるが、一つは利長の頬にあたり、一つは傍なる兒小姓一人打殺し、力なく城中へ引退く、城兵凡そ千五百人身命を捨て、防ぎけれども、淺井左馬、大音主馬、杉江兵助、山田出羽、山崎次郎兵衛、佐賀國大夫、葛卷喜八郎、岡崎市正、淺井勘左衛門、葛野藤大夫、大石李等金が丸に乗込む、是れを金が丸の鎗といふ、金が丸の主將蒔田次郎兵衛も、山崎長門長徳が次男勝兵衛が爲に討たれ、金が丸既に敗れしかば、山口父子は本丸に楯籠り、嚴しく矢石を放し二時計り防ぎけれども、前田の大軍本丸へあふれ入り、中にも山崎長門が家人木崎長左衛門は、右京亮備弘を討ちとる、是に於て城主山口玄蕃允正弘をはじめ、家人織田勝左衛門、同喜太郎、織田孫左衛門、速見五兵衛、山口源左衛門等は城に火をかけ腹切つて死す、此外松井宗助、飯田又六郎、福井彦兵衛、富樫民部、篠原彈正、同彈三郎、井上彦之丞、物集女六左衛門、同又九郎以下究竟の士八十餘人、雜兵八百

餘人に及べり、城陥れば利長實檢する首五百餘級、彼是大聖寺の山下に棹結渡し懸並べ、家人野村五郎兵衛を使者として此の事關東へ注進しければ、神君も大かたならぬ御悦びにて、利長の母堂芳春院の方へ御文もて其の功を稱し給ひき(原書に秀次に仕へたる富田藏主といふ者利長が方であり、大聖寺にて討死せし事を載せたり、諸書に見えざれば剛り去りぬ、本文は家忠日記基業によるものなり)。

大谷謀略 附利長班軍の事

前田中納言利長、能登守利政兄弟は大聖寺の城を攻落し、戰功の輩には城内の金銀を悉く散じ與へ、百姓を賑救しければ四民悦び限りなし(山口正弘吝にして常に財貨を收めしとぞ、然れば彌越前に發向すべしとて、大聖寺には篠原出羽、加藤圖書を殘し置き、八月六日大聖寺を出馬し細呂木といふ所へ至りし頃、浮田毛利兩中納言兩卿連署の書簡を以て、今度義兵を擧ぐるによつて、貴卿にも近日美濃尾張に出馬せられ、同じく忠義を抽んで給へと申送る、利長更に返事にも及ばず、我れいかで讒人の邪謀に陥つて凶徒に與力すべけんやとて、彼の使をば追返す、然る所へ先日彼の大谷刑部少輔吉隆僞の謀にて、利長が縁者中川宗

半に無理に書かせたる謀書到着す、宗半は縁者の事なれば、僞を申送るべきにあらねば、此書を披見するに、上方勢既に戦ひ勝ち、内府は三州吉田に逃入る、依つて上方は一圓大坂方大軍にて、是より北陸道を攻順へんと、數百の兵船氣比の海に浮んで出帆近きあり、其心得して用心なくばゆゑしき大事に及ぶべしとの事なれば、利長大に驚き、利政並に家老共召集め、宗半が書状を示して評議す、此中川もとより能書にて、紛ふ方なき手跡なり、其上近縁の事旁隱謀有るべしと思ひも奇らず、然らば當所の合戦をやめて金澤へ引返し、重ねて軍議を定むべしとて、主従大聖寺迄引返す、越前北庄の城主青木紀伊守一矩は、利長兄弟大聖寺を攻めんと松山まで陣を移したりと聞いて大に驚き、先日利長より味方に來れと申送る時、丹羽五郎左衛門が小松に在城すれば、利長よも當國へ進發はなかるまじと思ひ、わざと同意の返答せし所、思ひの外大聖寺邊迄出張するよしを聞き、もし大聖寺を攻落し、當所へ進發せばゆゑしき大事也、此節大谷刑部少輔吉隆は、北國軍務のため、越前敦賀へ在城すれば、大谷が加勢を請ふべしとて、敦賀へ其旨を申送る、大谷聞いて少しも氣遣ひあるべからず、時刻を移さず某馳向ひて前田勢をかけ留め申すべし、其間には上方勢

追々北國へ向へば、其の勢を待合せ利長兄弟を生擒し、加賀能登平均せん事此一舉にありと返答して使を返し、大谷は二千餘人にて敦賀を出馬し鯖江に至りし時、青木より又使を馳せて、利長はや大聖寺を攻落し、破竹の勢ひにて當地へ向ふと聞ゆ、急ぎ御加勢下さるべしと申送る、大谷が士卒どもかくと聞いて、青木は甘萬石の身にて、當家を頼まるゝこそ淺間しけれ、其の上堀尾帶刀が府中の城には、堀尾宮内、堀尾勘解由も候へば、彼城下を容易には通し申すまじ、府中を一攻なさるべきかといふ、大谷笑つて、府中の留守居無勢なれば我等を遮る事思ひもよらず、彼は攻むるを待たずして降参すべし、北庄の青木紀伊守、丸森の青山修理亮定めて待策ぬべし、只道を急げとて北庄へ至り、紀伊守に對面し、前田勢當國迄足長に攻來らば、引付け置て上方勢を待つて、思ひのまゝに討勝つべし、もし利長押して合戦を挑まんには、奇計を以て鳴香川を切浸すべし、聊か心を惱まさるべからずといふ間に、利長兄弟細呂木より引退きたりとの注進を聞き、大谷利長金澤へ引返さんとせば、必定丹羽五郎左衛門喰留めて一合戦すべし、其の時十四里を隔てたれば、我等馳付いて丹羽に加勢する事を得ず、甚だ残念なりとて齒をかみしとなり、其後大谷數日北庄に滞留して軍務を

沙汰しけるに、上方より北陸道加勢の人數追々到着せしかば、大谷下知して、利長が捨て置きし大聖寺城を再度修築し、木下宮内少輔と蜂須賀阿波守陣代高木法齋に守らせ、上田主水正重安、寺西備中守忠澄、奥山雅樂助等は小松城に入つて、丹羽長重に力を添へよと嚴しく令し、かくて敦賀へ立歸れば、兼ねて大谷が察せし如く、府中を守りたる堀尾が家人降参を乞ふ、人質を取て城を請取る、抑大谷に無理に謀書かゝせられたる中川宗半といふは、前大納言利長の聲にて、始めは中川武藏守といひしが、去頃公役を怠る事有つて、利長大に怒り押籠め置きしに、其後ゆるされ太閤御詰衆にあり、采地千石下され剃髮して宗半と改めしなり、今度大坂に有りしが、利長兄弟關東の御味方にて越前へ進發すると聞き、覺束なく思ひ加賀へ下らんと越前北庄迄來りしを、大谷押留めて無理に謀書を書かせ、利長兄弟を欺きたり、吉隆が始終の謀略、常人の及ばざる所なりと其頃世人感じけるとぞ(基業村井覺書)。

淺井噺合戦 附利政異心の事

前田利家歸陣せんとて、細呂木より大聖寺迄引返されたりと聞えしかば、丹羽五郎左衛門長重は、當家の勢ひ、先日

利長が先手の道を遮らんとして其功なし、我是を甚だ恥づる也、今度は山口父子が弔軍のためにも、是非一勝負手痛く合戦せんは如何にとありしに、長岡越後を始め家老ども、敵當城をかまはず引取るに於いては手指しせずして然るべしと諫むる者も多かりしに、江口三郎右衛門正吉、たとひ利長當城へ手を懸けず穩便に引取るゝとも、眼の前を通る敵、矢一筋も射かけずしては末代迄も世の笑を殘すべし、某に御人數少々添へ給はば、一矢射掛けて見申すべしと申しければ、長重大に悦び其請ふ所をゆるしたり、利長は大聖寺にて家人を集め評議しけるは、今度我等歸陣の道敵地なれば悔りにくし、山崎長門、長九郎左衛門、高山南坊、太田但馬、奥村伊豫、富田下總は御幸塚にて小松城を押へ、我等兄弟三堂へ着陣の後引取るべしと命じ、八月八日山崎以下の侍大將は、寅刻に大聖寺を打立ち、利長兄弟は同日卯刻に打立つて未刻に三堂へ着陣す、御幸塚に残りたる徒、明日動橋の方へ引返し、山際を退く時は味方勇なきに似たり、直ちに淺井暇を三堂方へ引取るべしといふ、松平久兵衛其事然るべからず、兼ねて御下知の如く山下を退きて然るべしといふ、山崎笑つて、汝臆したりやといへば、久兵衛も憤り、我等が臆せざる證據は、明日急度御目に掛くべしといふ、扱明日の後殿は鬪取にして、一番山崎長門、二番高山南坊、三番奥村伊豫、四番富田下總、五番太田但馬、其次には長九郎左衛門父子後殿と定めける、小松城に今夜前田勢御幸塚に宿陣すると見て、夜討をかけん用意せしが、其夜俄に烈風暴雨なりければ、御幸塚の邊道路あしく、人馬のかけ引き自由なるべからずと長重押しとぐめたり、然るに其夜丑の刻江口三郎右衛門長重の命をうけ、急に小松を出て桑原に至り伏兵を設く、前田勢は寅の刻より追々に御幸塚を押し出したるが、思ひの外に大勢なれば、江口は小松へ加勢を請ひに遣はしければ、小松より甲士廿人輕卒百人を遣はしたり、前田勢急に押し出し、長九郎左衛門連龍後殿し、今江川を渡り太呂の野合へさしかる時、江口は後陣の方へ鐵砲を打懸けさせ、かゝれくと下知すれば、松村孫三郎一番に馬を乗入れ、引續きて荒田五兵衛、小池源兵衛馳せつきたり、小松勢は皆馬よりおりたつて突いてかゝる、前陣の前田勢取つて返し、後陣を救はんと心計り勇めども、道細き暇なれば返すべき様もなし、されども長連龍、其子好連伏兵に逢うて少しも屈せず、手の者を烈しく下知し、相懸りにかゝりて力戦す、長が家の勇士沖角兵衛、堀田帶刀、小林平左衛門、長中務、同伊左衛門、鈴木權兵衛、高

柳門大夫、杉野權平、堀又兵衛等勇をふるつて討死し、小松方にも雜賀兵部、寺岡權左衛門討死す、夜既に明ければ、八月九日長父子は頼切つたる家人大勢討たせ、大に怒つて自身敵中に馳入らんとすれば、横田久右衛門、宮崎三之允が轡にすがり馬を引返す、小松勢は勝に乗じて透間なく追つかくる、長父子は廿人計りの手勢を勵し、拂のきに引退く、丹羽長重も跡より出馬し、早朝より町屋の棟にあがりて此合戦を見て居たりしが、坂井與右衛門に敵の先を取切つて大將を討つべしと命じければ、與右衛門早速馳付けて長父子が旗本の横合より乗りかゝる、長父子今は遁れぬ所と思ひ引返す、されども其間深き堀有つて戦ふことを得ず、後よりは江口が手の者追つかくる、此時先手に有りし太田但馬、後陣に敵喰付きたりと聞いて、旗をめぐらし淺井暇に引返す、坂井與右衛門但馬が兵を返すを見て競ひ進む、但馬が屬兵水越縫殿助、山代橋にて馬を下立ち、鎧をふるつて突いてかゝる、丹羽勢に成田助九郎、安孫子作大夫、拜海(一本拜郷)次大夫、不破全兵衛、宮田(一本高田)小兵衛等押並んで突戦す、時に松平久兵衛馬乗捨てて手鎧を掲げ、一番鎧と名乗り突いてかゝる、太田が家人岩田傳右衛門、井上甚左衛門、久兵衛に續いて突いてか

ければ、但馬は上坂主馬、大野甚之丞に命じ烈しく鐵砲を打掛くる、此の鐵砲にあたり拜海次大夫、不破全兵衛は討死し、雙方戦ひ疲れ互に物わかれして引返す、其時長父子は但馬に對面し、不慮の敵の大勢にあひ、累代の家子郎等數多討たせて此遺恨やらん方なし、然しながら好連最初に戦に鞍の前輪を打ちぬかれながら、年にも似合はず少しも屈せず、馳廻り士卒を下知するありさま、我子ながら感じ入り候と涙を流し、好連が鎧の草摺を取つて示せば、但馬も長父子が猛勇を感稱せり、利長は三堂に着陣有つて、太呂淺井の戦ひを聞かれ栗鼠といふ秘藏の馬にて本郷迄馳向はれ山崎長門、高山南坊等も鎌倉まで引返す、丹羽方の斥候是れを見て斯くと告げければ、五郎左衛門長重も南淺井迄馬を出す、江口三郎右衛門は長父子を討ちもらしたるを無念に思ひ、山代橋の戦を外に見て、蓮臺寺山の尾崎に陣取つて扣へたり、長重使を以て今朝太呂の戦に勝ちたり、最早引取るべしとあるに依つて、此上は仰せに従ふべしとて引返す、長父子太田但馬も同時に引取つて、利長と同じく三堂へ引入る、八月十日の早朝に三堂を打立つて、其夜金澤に馬を入れられ、軍功の士に各感状を授けらる、長好連は年未だ弱冠にて、不慮の戦におとなしく下知を加へたる有様、

父祖にまさりて十左衛門と改名せしむ、代々の名九郎左衛門よりは一層まじたりとの事なるべし、扱松平久兵衛、水越縫殿助、太田が家士岩田傳左衛門、井上勘左衛門、熨斗付きの脇差に感状添へて授けらる、久兵衛は秀吉公鎮西軍の時、豊州巖石の城攻めに軍功を抽きし後、今度も働き拔群なりとて、三百石より次第に加増あり、後には松平伯耆と稱し二萬石を領す、丹羽方には長重今度淺井暇足場よからぬ所にて、安孫子成田等武功すぐれたりと雖も、橋のあなたにて戦を始め、此方の橋づめには物はなれせし上は、鎧場をくつろげたる過失あれば、感状は授くべからずと有りしかば、家士等心服したりとぞ、江口は長重所領没入の後浪人し、後に秀康卿へ召出され石見守と稱しけるとぞ、利長金澤へ歸陣の後、利政も別を告げて能州へ歸りたり、然る所土方勤兵衛雄久は、去頃野州小山より加州へ御使命ぜられ、上野信濃越後を過ぎて只今加州金澤へ參着し、別に御家人小林又左衛門も御内書を持參して、兩公近日野州を打立たせ給へば、利長兄弟も兼ねて約の如く美濃尾張へ進發すべしと仰下さる、利長さては先日中川宗半より、内府公上方の軍に討負け給ひ、三州吉田迄逃入り給ひしとしるせしは、全く謀書なりと知つて大に後悔し、然らば直に

越前へ進發せんと能登へ早々使を立て、利政に出陣をすむ、利政先日は兄君の詞背き難く、一旦御催促に従ふと雖も、細呂木にて到來したる浮田、毛利兩黃門の書簡を見れば、今度の事は全く秀頼公の御爲に、大老奉行の人々義兵を擧げしは疑ひなし、然る上は秀頼公を敵とせんは父君の遺命にも背き、人たる道にも違ひ候へば、今度は幾度仰下さるゝとも従ふ事は有るべからずと申切つたり、利長もてあまし、土方勤兵衛を能登へ遣はし、大老奉行等が邪計に陥り兄が教訓に背き、老母芳春院を捨てられんは、不孝不弟の罪去る所なかるべしと諫められても、利政は古人も大義には親を滅すと聞き及ぶ、たとひ母にもせよ兄にもせよ、父君易箆絶命の遺命を捨てて、主君へ弓引くといふ無道やある、兄君にも早く心を取直し大坂へ使を立て、大聖寺の城攻落したる罪を謝し、石田等に一味して秀頼公を世に立て給ふ御はからひこそあらまほしけれ、愛宕白山も照覽あれ、利政に於いては内府の味方は致すまじと誓言立つての返答故、土方勤兵衛も詮方なくして空しく金澤へと歸りける(基業)。

利長再出陣の事

先日大谷刑部少輔吉隆は丹羽五郎左衛門長重と議し、

寺西備中守、奥山雅樂助、上田主水正等を小松城に籠め、前田利長を防がしめんとせし所、關東御味方の輩より、長重に早く天意人望に従ひ、兇徒を離れ關東御味方に參り、家國を失はざる様計り給へ、兇徒の姦計に陥つて家國を失ひ、忠にもあらず義にもあらずと度々説諭され、長重家老等と相談するに、當家は秀吉公御取立といふにもあらず、秀吉公御取立の人々さへ關東へ從はるゝ上は、當家關東御味方有りとも何の不義とせんや、況んや大坂の大老奉行幼君の名をかりて、私の宿意を達せんと結構する姦邪の徒に荷擔し給ふこと、更に無益也と諫しかば、長重も得心せしにや、棚倉宇兵衛を使とし關東へ書状を奉り、今より後異心あるまじく、偏に尊命を守るべしと申上げ、切寺西奥山上田等には、長重思ふ旨ありて關東の御下知に従ふ、各々には上方無二の人々なれば御出城有るべしといへば、寺西上田奥山等の徒思ひの外の事、詮方なく別をなし城を出づる、大聖寺を守りし木下宮内少輔、並に蜂須賀家の陣代高木法齋も關東へ内通の志あれば、大聖寺を捨て、領地へ引返す、長重關東の御下知に従ふ上は、前田家とも和睦となれば、利長は舍弟猿千代(小松中納言利常也)を證人として小松へ送られ、長重よりは舍弟左近に家老江口三郎右衛門、

坂井與右衛門が子供をそへて出しける、九月十二日に到つて利長は土方勤兵衛を伴ひ、再度金澤を出馬し、小松へ使を遣はし關東一味ある上は、早々出陣有るべしと申送れども、長重は内府公御下知もなきに出陣せんは憚あり、しかし貴卿とは和睦のしるしに城下にて對面すべしと返答して、翌十二日小松の掛橋にて兩將對面あり、利長は大聖寺より再度藤掛豊前を越前北の庄へ使はし、青木紀伊守へ申遣はしけるは、先に某と同意し出陣せんと返答有りて、其後又大谷刑部下知を守り、我等其地へ進發せば一防戰せんと用意せらるゝよし聞ゆ、虚實更に分明ならず、慥に返答承はらんとす、紀伊守今度も貴卿當國御進發あらば、早速參陣し御先手仕らん本意は更に偽りにあらず、只重病に侵され出陣致し兼ね候といひて、又家人萩野河内、并に長谷川長吉、家老津田刑部三人使に出し、紀伊守更に異心なきよし陳謝すと雖も、利長青木が動靜心得られずと軍勢を越前へ進め、鳴香川を越えて三の瀬を押渡り、北の庄へ押寄せけり(基業)。

伊勢美濃尾張諸城對峙

附高巢福東の事

爰に美濃岐阜の城主中納言秀信、既に石田三成にかたらはれ兇徒に組みせられしかば、美濃尾張伊勢邊在城の輩は皆上方へ一味して各居城へ楯籠る、中にも尾州犬山濃州竹鼻は關東手先の城々なれば、堅固に防戦の用意なすべしとて、犬山の城主石川備前守光吉に、稻葉右京亮貞道、同彦六典通、田丸中務少輔具直、加藤左衛門佐貞泰、關長門守一政、竹中丹後守重門、伊藤對馬守、并に大坂弓鐵砲の物頭兩人加へ、都合七千七百餘人なり、此中にも加藤左衛門佐と竹中丹後守とは、いつしか關東へ内通の志ありとぞ聞えける。竹鼻は城主杉浦五郎左衛門に花村半左衛門、毛利掃頭、梶川三十郎等を加勢とす、福島正則が清洲の城をも開き渡す可しと三成申送りしかども、城代津田備中（初は與左衛門）許容せず、美濃大垣城は福原右馬助、平塚因幡守請取りて上方諸將爰を根城とする爲めなれば、石田方より人數を遣はし爰かしこ堅固に修復せしむ、爰に於いて上方一味の輩籠城したる人々は、勢州桑名城には氏家内膳正行廣、同國神戸城に羽柴下總守雄利、同國龜山に岡本下野守、濃州高巢に高木八郎兵衛守光、福東に丸毛三郎兵衛、長松村に武光式部、太田山に原隱岐守等也、大垣城主伊藤彦兵衛は、大垣をば石

田方に明渡し、其の身は領内今村に新砦を築き引移る、野州小山の御陣に御供せし輩も、美濃伊勢に所領ある輩は、關東より直ちに領地へ赴き城を守るべしとて、御暇賜はり籠城する面々は濃州松木に徳永法印、同國今尾に市橋下總守長勝、勢州長島に福島掃部助正頼、是は小身なればとて山岡道阿彌加勢に籠る、同國安濃津は富田信濃守知治、同國松坂は古田兵部少輔重勝、同國岩手は稻葉藏人道通、同國上野は分部左京亮光嘉、同國畔乘は九鬼長門守守隆等是を守る、爰に尾州赤目の住人横井伊織は關東へ志を通じければ、福東の丸毛三郎兵衛が家老丸毛六兵衛へ使を遣はし、味方に招きしかども丸毛家服せざれば、さらば福東を攻落せよと徳永法印市橋下總守と相議して、八月十六日早天に徳永市橋并びに横井伊織、同孫右衛門等福東へ進發す、丸毛三郎兵衛敵を領内へ入立つてはかなふべからずと、梶村の渡へ出向ふ、長松の武光式部、大垣の伊藤彦兵衛、石田が家人舞兵庫、高野越中、武藤左京、雜賀兵部等加勢として藤川を隔て、鐵砲を打ちかくる、市橋の家人金森平左衛門、竹内四郎左衛門地理に熟しければ、川上を游泳て自違坊村大藪村に至り、敵の後より火を放てば、敵は是に驚きさわく、徳永市橋横井勢は、此

虚に乗じ川を乗越ゆれば、敵たまりかね堤の北へ敗走り、丸毛三郎兵衛頼みに思ふ家の子郎等皆討れ、福東をも捨てて加州へ逃下りて年をへて病没す、福島正則此頃は清洲へ來着せしかば、美濃邊を巡視するとて爰に來り、徳永法印に對面し、福東の軍功を大に稱美す、徳永は是より高木八郎兵衛が高巢城を手に入れんと工夫し、布家市右衛門といへる家人、並に加納村の寶樹坊を使として、早く兇徒を去つて關東の御味方し、家名を全く保ち給へと諭しける、八郎兵衛懇の詞を謝し、仰せ御尤に忝く候へども、原隱岐守無二の大坂方にて、間近く太田山に在陣す、我れ故なく城を開退かんは原が思はん所も恥かしければ、たゞ此城を攻め給へ、其時西の木戸より退き候べしと申すにより、徳永大に悦び、福島にも其旨告げて、福島正則並に横井作左衛門同道して、八月十九日高巢城に押寄せたり、徳永兼ねての約なれば、下知なきに猥りに城へ攻めかゝるべからずと、士卒にもよく令しければ、はやり雄の若者ども、夫にもかまはず短兵急に扉につく、福島横井が家人等も思ひくに先登し、高木が家老川瀬平左衛門が首打落し、寺澤孫左衛門に深手を負はせ、外郭を打破らんとす、高木八郎兵衛此形勢を見て、徳永めに欺かれたりと大に怒り、手勢百人計り引具

し、大手の門押開き切つて出づれば、徳永が先陣散々にまくり立てられ敗走す、福島正則大に怒り續いて攻入らんとす、城内土堀より鐵砲を雨霰の如く打出しければ、徳永家人河村所右衛門討死し、福島勢も若干討たれたり、八郎兵衛も此城は終にかゝへ難しとや思ひけん、密に城を逃出でて小船に乗りて西美濃へ落行きしが、後には雲州へ下り程なく病死せしとぞ、正則は徳永老功に似合はず卒爾に誘引し、手の者多く討たせしとて不興したりとぞ、又田丸中務少輔具直は、三成の催促に應じて此節は犬山に籠城し、居城東美濃岩村には家老の田丸主水を留め守らしむ、主水土岐高山といふ兩所に砦を設け、防戦の用意する所、近き妻木といふ所に、妻木雅樂助並に其父傳兵衛貞徳、今は入道し傳入と稱しけるが、小勢といへども關東へ志を通じ、高山を燒拂はんと謀を廻らす、三州伊保より丹羽勘介氏信も人數を出し、妻木に力をそへ度々土岐高山唐澤邊にて挑み戦ひ、田丸方寺本吉右衛門、林與次右衛門、木原清左衛門討死す、八月廿日垣野邊にて迫合ひする所へ、雅樂助が弟吉左衛門關東より御使として馳來り、彌軍忠を勵むべしとの御書を賜ふ、九月朔日妻木方押寄せて唐澤の町を放火すれば、田丸勢は高山の砦を自燒して土岐へ引入りたり、

關原一戰後田丸中務少輔は降人に出でければ、妻木方の加勢に來りたる明智の城主遠山勘右衛門岩村の城を請取る、妻木は本領八千石安堵せしめらる。又同國苗木の城は、川尻肥後守直次こゝに居城して一萬石を領しける所、遠山久兵衛友政小山御陣より御暇給はり馳上り、苗木は代々の舊領なれば、郷民をかたらひしに従ふ者多かりしかば、速に押寄せ川尻が家人等悉く討取り、城は忽ち乗取りたり、友政代々此城を領し、齋藤龍興が麾下たりしに、先年織田殿のために追落され、三州へ來り菅沼小大膳組と成りてありしが、此功により舊領に復して一萬石を賜はりしこそ有りがたけれ(家忠日記基業)。

九鬼菅來島等侵掠

附九鬼父子稻葉等の事

石田治部少輔三成は、伏見落城を手始めよしと大に悦び、兄奎頭、同右近、宇多下總守、同河内守、同宗次郎等を佐和山に残し、其勢五千人八月九日佐和山を打立ち、先手ともに八千餘人十一日の晩に濃州大垣に着陣す、程なく浮田中納言秀家、大谷刑部少輔吉隆も着陣すれば、毛利宰相秀元、島津小西鍋島長曾我部を始として、上方

一味の諸將は多く大垣に着す、關東御先手福島池田等の諸將は尾州清洲に着陣あり、清洲と大垣と其間僅に七里を隔てたり、爰に志州鳥羽の城主九鬼大隅守嘉隆は、去年稻葉藏人道通と爭論の事神君御裁斷ありて、嘉隆申す所非據に定められしかば、嘉隆大に怒り忽ちに其家を息男長門守守隆に譲り、其身は隠居したり、今度も長門守は奥の御陣に従ひしが、石田は嘉隆が日頃内府公を恨み奉る事を知りければ、やがて味方に招きしに、嘉隆速に一味し、守隆に譲りたる鳥羽の城を奪取る、浮田毛利より下知し、紀州新宮城主堀内安房守を加勢として鳥羽城を守らせ、濃州岩屋城主菅平右衛門並に來島某等、嘉隆と同じく大小の兵船三十餘艘を浮めて津々浦々を漕ぎめぐらし、伊勢美濃尾張の海邊を侵掠し、兵糧を奪つて味方の城々に籠めしめたり、爰に又富田信濃守、古田兵部少輔、分部左京亮稻葉藏人は小山の御陣所より暇賜はり、夜を日に繼いで領地へ馳歸るとて、三河國吉田に至り、池田輝政が船借りて軍勢取りのせ、伊勢へ渡海するとて、端なく九鬼が兵船に行逢ふたり、九鬼が方は多勢なり、取籠められてはかなはじと思ひしかば、富田忽ち謀をめぐらし、九鬼が舟に追付いて、我々は大坂の御催促を承はりて關東を離れ、只今本國へ逃上り

候なりといへば、九鬼方には味方と心得、船路を助けて通しければ、此輩鰐魚の口を脱れし心にて各領地へ歸着せり、嘉隆稻葉藏人が居城岩手に歸りしと聞き、さらば岩手を攻取るべしと、鳥羽には堀内を残り守らせ、我身は人數を引具し岩手の城に押寄せ、短兵急に攻めて大手の町屋を破る、然る所に息男長門守歸國したりとき、我子ながら關東方のよしなれば、もし鳥羽の城を攻取らんかと大に恐れ、岩手を巻ほぐして鳥羽に歸り入りたり、長門守は父のもとに使を立て、關東へ歸順し給へと様々詞を盡して諫めけれども、父嘉隆更に承引せず、守隆力なく畔乗といふ古壘を取立て要害をかまへ、父子東西にわかれたり、然る所に菅平右衛門は嘉隆の指揮を受けて尾張三河の敵地を燒拂ひ、伊勢の浦へ舟を返すと聞いて、長門守急に兵船を乗出し一戰に及びしが、長門守打勝ちて兵船を乗取り、其由關東へ注進しければ御威を蒙る(藩譜には氏家内膳が、桑名より畔乗に押寄せしを、守隆勝軍するとしるす何れ歟)其使者立歸り内府公はや江戸御出馬ありと告げければ、長門守數日手を空しくしてのみあらば、關東の聞えいかゞなりと、九月十一日鳥羽の城へ攻寄せたり、嘉隆は堀内に鳥羽を守らせ、其身加茂御坊が岡へ出陣し一戰に及びけり、父子別れたる合戦な

れば、士卒も皆父子兄弟知音敵と成り命ををしまず戦ひしが、嘉隆流石子を思ふ心のやみは哀にて、弓鐵炮手先あがり放つ可らずと下知せしは、守隆にあやまちさせじとの心遣ひなりしとかや、初度は奇手突立てられしが、後度は奇手打勝ち、越賀隼人、青山豊前、野津勘左衛門、山崎權右衛門、川西九郎右衛門等へは守隆感狀授けしとぞ(基業藩譜)。

安濃津城攻附松坂城の事

富田信濃守知信、分部左京亮嘉等は、九鬼が兵船に行逢うて既に危ふかりしが、富田が頼智の計策にて九鬼を欺き、やうく危難を通れ、富田安濃津の城に楯籠る、上野の城主分部光嘉も領地の要害よからねばとて、是も上野を捨て、安濃津の城に入つて、東の方乙部口を守り、松坂の城主古田兵部少輔重勝も、安濃津は敵の手先なれば肝要なりとて、小瀬四郎右衛門、林惣右衛門、兒玉仁兵衛、人見伊右衛門、建部清兵衛等に弓鐵砲の足輕をへて、岩田口の加勢に遣はす、富田家老武田見齋等二千五百餘人は京口をぞ堅めける、上方には安藝宰相秀元、長東大藏大輔政家を大將にて諸將を引具し、先づ其手始に安濃津を攻落し、それより美濃へ進發すべしとの定めなりしが、長東は

秀元ヒメノに先立つて八月十九日居城江州水口を出で、勢州セウシュに着陣し、安濃津城中へ使者を以て申入るは、近日安藝宰相殿大軍にて當國へ發向あり、近邊の城々攻落されんとの事なれば、早々證人を出し上方御味方のしるしを顯はし給へと申しければ、富田同意の挨拶は仕ながら、其夜丑の刻長束が陣取りたる當世山に夜討せんと、手勢二千五百人二手に分けて無二無三に切つて入る、長束心得たりと士卒を勵まし迎へ戦ふといへども、富田が二千五百人にかけて立てられ海邊迄敗走す、富田は勝に乗つて鷹尾葛原邊迄追討するのみならず、陣所に捨置きたる長束が旗幕迄奪取つてぞ歸りける(基業)、かくて富田は彌關東方の色を顯はしければ、彌此城踏潰せと、八月廿二日宰相秀元大將にて、長束大藏大輔政家、穴戸備前守隆家、鍋島信濃守勝茂、吉川藏人廣家、長曾我部宮内少輔盛親、中江式部少輔有能、蒔田權佐廣定、山崎右馬亮定勝、松浦安大夫、川口久助、瀧川豊前守、長束伊賀守、安國寺惠瓊長老其の勢三萬餘人にて攻寄せたり、抑當城は西南二方は大なる深田にて人馬の通路自由ならねば、東北より竹束を付寄せ攻めこむ、城兵は當世河原に出張し、西の堤に兵を備へしが、富田知治城内持口を乗廻し、城外に出で、鐵砲を打たせ防戦

の下知して有りしが、城の乾にあたり西榮寺といふ伽藍有り、是を敵に取られては城内を見透され防守の便よからねば、急に焼拂へと命じ彼寺に火を放つ、折ふし魔風烈しく吹きおこり、餘焰城下の町屋にうつる、寄手は此火烟に吐すがふて城に攻入る、乙部口を守りたる分部光嘉、管鎗の妙手にて、手勢を勵まし自身敵大勢突倒す、毛利の次將穴戸備前が左の脇腹を突きしが、其身も深手負ひしかば觀音堂迄引退く所、寄手きびしく追掛ければ既に討死せんと覺悟する、富田が家人本多志摩強ひて諫めて、伴ひ城に立歸らしむ、岩田の濱邊を堅めたる吉田が士卒もこゝを先途と防ぎしが、大敵にかなひがたく持口を引返す、其時黒鎧の敵一騎馳來つて、小瀬四郎右衛門を二刀切れども切れず、其時に水野二郎八といふ郎等鐵砲にて其敵を討落す、秀元が旗奉行なりしとぞ、小瀬は二刀迄敵に切られながら手も負はず、士卒を下知し足輕を繰廻したる其舉動、目ざましかりける事なりける、寄手當世山より火矢大筒を一面に打ちかくる、殊更放火の烟一圓に城に吹きかけしかば、城兵防ぐに術盡きて二丸を捨て、二丸へ引きとり、爰にて烈しく防ぐ、秀元が先手共若干討たれ、大手の橋をかけて崩れたつ、秀元怒つて一足も退く者をば切捨てにせんと下知あれば、先手又もり

返す、富田信濃守知治は、毛利が勢三丸を破り二丸に亂入すると聞いて、手勢を引具し本丸より突いて出で、敵大勢打取る所、信濃守妻は浮田安心が女なりしが、夫と共に討死せんと花やかに粧ひて、夫と共に馬を馳せて敵を蹴ちらす其舉動、目を驚かさぬ者はなし、本多志摩主人夫婦を諫めて本丸に引取らせ、志摩と分部が家老右馬助兩人とも敵を防いで討死す、寄手二三丸は乗取りしかども、總勢疲れしかば本丸をば明日乗取るべしとて、城内に其の夜は陣を張りけり、今日秀元の臣中川清左衛門は、信濃守を討たんと本丸へ紛れ入つて、松坂の弓頭人見伊右衛門がために見とがめられて討たる、井上清右衛門は本丸に入りし所、門を閉ぢられ出づべき様もなかりしが、其夜塀を越え堀を游いで吉川が陣へぞ來りける、城主上田吉之丞も二丸にて太刀打の高名ありしとぞ、斯る所に高野山木食興山上人長束政家が陣に來り、愚僧事富田とは年頃知音なり、和睦を扱ひたしと申しければ、安國寺并に大坂の檢使瀧川豊前守、蒔田權佐等も皆尤も同意しけるにぞ、上人も大に悦び信濃守を種々説諭したり、富田最初には更に承諾せざりしかども、上人富婁那の辯舌をふるひしかば、富田終に同意して和睦となりぬ、依て八月廿三日信濃守城を出でて、瀧川豊

前守、蒔田權佐に城下の一身田專修寺にて對面す(知治關ヶ原戦後本領五萬石、又加増して七萬石、其後伊豫宇和島にて十二萬石領すといふ、かゝりしかば分部左京亮も安濃津を出で上野の領地に歸り、古田が人數も暇を告げて松坂へ歸らんとしけるが、人見伊右衛門は富田が家老稻田庄兵衛を招きて、富田殿上方と和睦し給ふによりては、我等とは敵也、雲出川を渡る迄は送り給へと、其胸をとらへ雲出川まで伴ひ行き、足輕廿人鐵砲に玉薬こめて後殿とし、人數悉く川向へ渡し終りて後に、式代してぞ歸しける、かゝる時節は父子兄弟たりとも心ゆるすべきにあらず、まして富田既に上方勢とは睦じくせしうへは、いかなる謀有るべきも知らず、依て其家老一人を人質に取つて、無難に人數を引取りたる人見が計らひ、ゆかしかりし事哉と人毎に感じたり、扱又松坂城には上方勢今此城に攻寄せんこと必定也と、古田兵部少輔重勝令して、敵雲出川を渡る時は合圖の鐘を撞くべし、一番の鐘を聞く時は城下の町屋を自焼し、二の鐘を撞く時は總勢外郭を捨て、本城につほみ、三の鐘を撞く時は我自殺すると心得よと、城兵七百餘人持口を堅めて守りたり、上方勢には安藝宰相秀元、長束政家熟談し、安濃津落城せば直に松坂の城へ攻めかゝるべしとて、其討手は

鍋島信濃守勝茂たるべしと定めしかば、勝茂直に松坂へ發向せんとする所に、濃州大垣より急脚到着して、關東岐阜の城へ攻寄するとの風聞あり、安藝宰相秀元、長東大藏大輔兩將は、早々總軍を引率し急ぎ岐阜表へ發向あるべしとの趣き申し來る、依て先づ松坂城攻の事をばとめ、安濃津の城には瀧川豊前守、蒔田權佐に山崎右京亮、中江式部少輔、川口久助を添て勤番せしめ、秀元政家兩人は軍勢を引き具し美濃へ引きとらる、中江川口の兩人は大坂に有りし所、小出播磨守、片桐市正の指圖にて關東へ參り、今度上方一亂の事は更に幼少の秀頼公思召しにあらす、姦臣ども私の結構なるよし、内府公御父子へ告げ奉るべしと命ぜられ、大坂を出立せし所、増田長盛、長東政家途中に於て是をとめ、關東へまかる事有るべからず、早々に安藝宰相殿旗下に屬して、安濃津城の攻手に加はるべしとありければ、兩人心ならずも關東へ下らず寄手の人數へ加はりけり、關原一戰後兩人高野山に隱退せしが、伊達政宗にあづけられ、年へて其の罪御免有つて川口は御家人に召出され、中江は洛陽に閑居して寛永の頃身まかりしとぞ(家忠日記基業)。

原書八月十六日浮田石田等の凶徒は、關東勢攻登

るを聞いて、大垣城を出て東美濃へ發向す、其跡にて大垣の守將福原高橋熊谷等妓女を招き、騷動を引きおこせしことを記せり、極めて妄説也、九月十四日神君岡崎へ御着を聞いて、石田等の凶徒は大垣を發し關原迄出張せし也、故に今其妄説をば刪りぬ。

江戸御出馬御延引

附村越茂助御使の事

神君には野州小山より江戸へ御歸城ありて、程なく上方御出馬有るべしと御陣觸れ仰せ出され、御供には下野守忠吉朝臣、松平甲斐守、酒井宮内大輔、本多上野介、本多内記、奥平美作守、同大膳亮、松平下總守、松平豊前守、松平丹後守、松平右衛門大夫、戸田采女正、松平玄蕃頭、青山常陸介、青山伯耆守、永井右近大夫、山口勘兵衛、松平和泉守、阿部備中守、西尾隱岐守、北條美濃守、菅沼大膳亮、大須賀出羽守、松平内膳正、天野三郎兵衛、成瀬隼人正、安藤帶刀、遠山民部、土方丹後守、太田新六郎、津輕右京亮、大野修理亮、岡江雪、岡平兵衛、御旗奉行は酒井作右衛門、村串與左衛門、使番は小栗又一、横田勘右衛門、牧助右衛門、山本新五左衛門、服部權

大夫、犬塚平右衛門、阿部八右衛門、小笠原治右衛門、鈴木友之助、初鹿野傳右衛門、城織部、山上郷右衛門、加藤喜左衛門、島田治兵衛、西尾藤兵衛、保城金右衛門、中澤主税、間宮左衛門、眞田隱岐守、小栗忠左衛門、大久保助左衛門を始として、總勢二萬五千餘人は、東海道に陪駕して馳上るべし、又海道筋の城々今度皆明渡し進らすれば此城々の勤番命せらるゝ輩は、皆御先へ登る、駿府は菅沼志摩守、掛川は内藤三左衛門、濱松は保科肥後守、吉田は本多縫殿助、岡崎は北條左衛門大夫、清洲は石川長門守等也(基業)、御供命せられたる御家人は、番所より直に發足すべき用意にて、草鞋路錢杯は皆腰に付けて勤めたり、御立關前扉重門内には、御鎗立の柵木を設け、虎の皮の御長柄を飾り置き、御書院御床には御馬印も立並べ、只今にも御出馬有るべく見えながら、未だ御出馬に及ばず、先日清洲迄着陣ありたる福島池田等の諸大將へは、度々御使并に御書を遣はされ、永々の御在陣辛勞を慰せられ、近日御出馬有るべしとは仰遣はされながら、御出陣御延引に及ばば、御先手の軍目付に參りたる井伊直政、本多忠勝等は、もし御先手の諸將心がはりや有るべきかとわづらふ(天元實記)、然る所八月十三日、村越茂助直吉重ねて

御使に參るよし清洲へ聞えたり、柳生又右衛門は茂助と擊劍師弟のちなみ有りけるを、直政忠勝兼ねて知るが故に、又右衛門を十九日晚方池鯉鮒驛迄出し置き、途中に於て茂助に御口狀の旨を聞かしむ、柳生は茂助に對面し、直政忠勝が心遣ひのよしを密々告げて、御説の趣を承り度しといふ、茂助只今井伊本多兩將の前にて申述べし、いざ御同道申さんとて途中に於いては語らず、柳生も詮方なく同伴し清洲に到る、直政忠勝は茂助を迎へて扱御説はいかにといへば、茂助御兩人への御説には、御出馬の事度々催促により、速に出馬あるべしといへ共、近日風の御心地に渡らせ給へば、急に御出馬遊ばされ難し、其表萬事越度なからん様はからへとの御説に候、福島池田等の諸將へ遣はされたる御書もかくの如くなるべしといへば、井伊本多も大に驚き、御先手の諸將堅く御約束を守り、御味方の志なりといへども、かくの如く日數重ねて御出馬御延引と有りては、心替りの程も計りがたく、其御説有りのまゝに諸將へ演達然るべからず、諸將に對面あらん時には、是れ迄内府風氣により追々出馬延引せしが、はや快方に赴きたり、彌不日に出馬し、上方の逆徒一時に踏潰すべしとの事也と申すべし、後日御咎も有らんには、我々身命にかへて其の申譯はすべきぞといへば、茂

助ともかくも上の御ためなれば、御下知に従ふべしと答ふるに
より、井伊も本多も大に悦び、茂助を本丸へ同道し諸將へ
對面せしむ、其の時茂助持参したる御書を取り出し諸將へ授
く、諸將拜授して各披見す、

其許の様承り度候て、以、村越茂助申入れ候、御談
合候て可被仰越候、出馬の義油斷無之候、可安御
心候、委細口上に申候、恐々謹言、

八月十三日

家 康

清洲侍從殿

十萬石以上并に筋目の人々へは各狀、其外へは連名にて
其文面は皆同じ、諸將拜見し、さて御誼はいかにといへば、
茂助内府口狀には、各方數日の御在陣誠に御苦勞の御
事に候、我等其表出馬の事聊油斷なしといへども、此程風
氣ゆゑ暫らく延引すべしとの事に候といへば、諸將兼ねて御
出馬を待兼ねたる所、又此の上御延引と聞いて呆れ果て茫
然たる計り也、井伊本多も手に汗を握り更に一言も出さず、
其時加藤左馬助嘉明、福島に向ひ、内府公御誼誠に餘儀
なく存じ候、我々其心付なく空しく出馬を待合せ、時日を
延引せし愚さよといふを聞いて、福島正則其故いかにといへ
ば、左馬助我々内府公御味方とはいへども、太閤恩顧の輩

也、上方の逆徒等其實は私意を以て企る逆謀といへども、
其名は秀頼に對し義兵を擧ぐると號す、我々内府公へ一
味の證據を顯はず迄は、内府公出馬せられぬは尤もなりとい
へば、正則扇を遣ひ居たるが、其の扇にて疊を丁と打ち、扱も
扱も典厩はよくも心付かれたり、我等は細川と申談し、浮田
を味方に引き付くべしとのみ思ひ、目前の敵城に手もささず
うかくと數日を送り候事、大きな油斷に候也、誠に嘉明
の明察感じ入り候也といへば、一座の諸將も始めて夢の覺
めたる心地して皆々どよみあへり、正則再度扇を開いて茂助
をあふぎたて、さてもく其方よくも申されたる物哉、我々當
地まで登りうかく内府公御出馬のみ催促し、鼻の先にあ
る岐阜の城を攻落さん覺悟もなく、數日を送りしを、内府公
思召しの程面目もなく候、其方には二三日當地に滞留給
はるべし、當國犬山の城か、濃州岐阜の城か攻落し候べし、
其様子見届けて歸られ委細申上げて給はり候へと申しける
に、茂助聞いて、我等は各様永々御在陣の事、内府御辛勞
御見舞のため差越されたる使者にて候、某不肖の身、人がま
しく城攻めの檢使とならん事憚り少なからず候、一日も早く
御返書を給はりて、江戸へ歸參仕度候といへば、各至極
尤も也、我々小山にて誓書を捧げ置きしかども、猶々丹心を

顯はし候ためとて、御返書に誓詞を添へて茂助に授く、直政
忠勝は茂助を閑所へ招き、其方我々が異見を用ひず、御誼
ありの儘演達して今幸と成り、我等共も大慶に候と申しけ
れば、茂助打笑ひ、最前各様仰せを承り候時は、いかにも仰の
旨に従ふべしと存じ候所、諸將御書を拜見の間に、つらく
思ひめぐらせば、智慮才覺の御用なら御旗本いか程も智者
才人もある事也、某は常々卒忽なり、斗瓢者なりと仰せある
所、わざと今度の御使を仰付けられしは、全く臨機應變の
才覺たてもかなはず、御口眞似を有りのまゝ申すべしとの事
にて遣はされし物ならんと存じ候故、各様御指圖に違ひ、仰
せの通り卒爾に申したりと申しけるに、直政も忠勝も大に感
じけり、茂助は諸將の御返書并に誓詞請取り、早々江戸へ
立歸る、其誓詞には

起請文前書の事

- 一内府公御味方に屬し候て、聊か二心不存事、
- 一於御味方不存私、可抽無二の忠戰事、
- 一自今以後自敵方、以大祿大官、雖相謀、不可致
- 叛逆異心事、
- 右の條々於相背者

罰文

諸將銘々に血誓して捧げたりとぞ、神君にも殊の外御悦有
りて、又諸將へ御書を賜ふ、
村越茂助へ一々の段承はり、祝着の至りに候、何れも可
得其意候、爰元の儀以、米津清右衛門、申入れ候間、
令省畧候、恐々謹言、

八月(日缺)

家 康

諸將へ残りなく同文言の御書なり(基業天元實記)

岐阜秀信與凶徒

附米野堤合戦の事

今度石田三成逆謀の始に、岐阜中納言秀信を味方にせん
がため、家人川瀬左馬を使者とし申遣しけるは、黃門御事
は御幼稚の砌より、故殿下厚恩を受け給ひし事なれば、大
坂へ御一味有つて、幼君の御手をひかせ給はんは申す迄もな
き事也、近日大坂の大軍浮田殿はじめ、尾張へ發向あるべ
きなれば、猶追々に申進らせんとこの事也、秀信は内府公に従
ひ會津へ發向あるべきと用意ありしが、元來此卿武備に意
り戰裝急に整ひがたく、時日延引する間に、石田が使者の
詞を聞いて急に疑心を生じ、家老百々、越前守、木造左衛
門を呼びて此事如何と議せられしに、木造速に答へしは、君

は正しく信長公の御嫡孫、天下をも知らせ給ふべきを、秀吉公其始は君を補佐する様になし、終に君の天下を欺き奪はれし也、今何恩ありてか其子孫を輔けて報謝し給ふべき、内府こそ信長公の舊好を忘れ給はず、御叔父信雄公を救つて秀吉公と一戦ありしかば、當家に於ての恩人なり、不忠不義の子孫に一味し、舊好恩義の人を仇とする道理更になし、石田が使をば是より返詞せんとて返し、其後軍議を定めらるべしと諫められ共、秀信暗弱の愚將故、佞臣入江右近、伊達平左衛門、高橋一徳齋がすゝめにより、三成に一味すべき自筆の返書を渡し使者を返したり、家老ども當惑すれども甲斐なし、爰に前田徳善院は此卿未だ三法師と申しける頃より後見せしことなれば、家老ども早々上洛し徳善院に此事を告げければ、徳善院も大に驚き、理非を申す迄もなし、織田殿御子孫に於て、徳川殿と御一味なくてはかなはぬ事也、早々關東へ御出馬有りて、内府御味方せらるべしと申上げられよとのことなれば、家老ども悦び立返る、秀信は百々木造等上洛せし留守を幸と、佐和山に行きて三成に對面し、彌一味の誓約を固む、三成は秀信の家老等京より歸る道へ人を出し、百々木造等を無理に佐和山へ呼び入れ、上作の太刀黄金を引出物にし、彌、味方に頼みける、百々木

造心ならずも領掌し、秀信に従ひ岐阜へ歸り、徳善院の詞を演説し、種々詞を盡し諫めけれども、秀信佞臣の言に迷ひ更に諫を用ひざれば、百々木造も今は力なし、此上は籠城の用意すべしと定め、城兵都合七千餘人持口を守らしむ、植花山といふ南は稲葉山、荒神山、瑞龍寺山につゞき、山重り谷深し、東は立木山、北は長柄川を帯して數千丈の巖壁なり、大手は西へ出て南へ向ふ、七曲と名付く、十四五町を隔て、搦手これを百曲といふ、總て城郭の四面近國第一の要害、大軍にて攻むるとも容易に落城すべきにあらず、然れども石田三成は猶安心し難く、榎原彦右衛門、同彌助兄弟加勢に千餘人具して遣はしぬ、百々木造等評議し、瑞龍寺山に砦を築きて此兄弟をして守らしむ、濃州の輩は太閤の時より皆秀信の旗下に屬せられしにより、國中へ秀信下知を加へ、尾州犬山、濃州竹鼻は關東手先なる故、犬山は城主石河備前守光吉に稲葉右京亮、同彦六、田村中務少輔、加藤左衛門佐、關長門守、竹中丹後守、伊藤對馬守に大坂弓鐵砲の物頭總人數七千七百餘人を加へ、竹鼻は城主杉浦五郎左衛門に花村半左衛門、毛利掃部、梶川三十郎等を加勢とす、扱も清洲の城には、福島正則等先きに村越茂助に岐阜城を急に攻落し注進すべしと申

しければ、其用意せんと細川池田黒田等の諸將と軍議せし所(基業)、正則重ねて申しけるは、味方岐阜を攻めんとするを敵も察し、犬山を守る者も岐阜へ加勢に赴くよし風聞あり、犬山を攻むると陣觸し、敵の氣をくじきて岐阜へ攻掛るべし、岐阜さへ攻落さば、犬山は攻めずとも落城すべしと云、諸將皆尤もなりと、明る廿二日曉天に犬山へ發向するよし陣觸す、敵の謀者此由聞出し注進すれば、果して岐阜へ赴きし稲葉加藤等皆犬山へ引返す(家忠日記)、清洲の諸將は先手分を定めける、先陣は兼ねて内府公御下知の上は誰か是を争ふべき、福島正則先陣として大手七曲に向ひ、池田輝政は搦手の先陣たるべしと有し時、輝政大手に向はん

七曲口に向ひ、池田輝政、其子新藏利隆、舍弟備中守長吉、一柳監物直盛、堀尾信濃守忠氏、淺野左京大夫幸長、山内對馬守一豊、中村彦左衛門一榮、有馬法印、其子玄蕃頭豊氏、戸川肥後守達安等、一萬八千五十餘人は、川上河戸(家忠日記基業河田に作り、又郷渡に作り、大成記は本書に同じ、成績に岐阜城は木曾川を帯して要害とす、此川三渡あり、上を合渡、下を尾越、中を笠松といふ)の渡より百曲口へ向ふべしと定むる所に、福島正則尾越は歩行渡すべからず、我大手の先手なれば河戸より渡らんといふ、井伊直政、本多忠勝聞いて、福島殿は御領地近ければ、船筏命せられんも難からず、池田殿御領地隔たれば淺瀬へ向はせられ然るべしと諫む、正則聞いて尾越より岐阜迄は道も遠ければ、我等河を打越え敵地へ至り狼烟をあぐべし、夫を相圖に池田殿は河を渡さるべしといへば、輝政も承諾す、斯くて岐阜城攻の評議をする所に評議一決せず、依つて直政忠勝然らば幾手は大手方、幾手は搦手、幾手は犬山の押と二つに御分ちあり、圖取になされ然るべきかと申しければ、諸將是に従ひ各圖取にて定めける(天元實記)、福島并に京極細川加藤は大手七曲口、池田は搦手百曲、淺野一柳は瑞龍寺山、黒田田中藤堂は大垣の後詰を押へ、有

馬中村は犬山を押へ、井伊本多は軍の檢使なれば地理を見定め、陣を張つて勝敗を見はからふべしとぞ定めける、岐阜にては家老共は只籠城の用意せるに、秀信はたとへ關東勢大軍にもせよ、一戦にも及ばず籠城せんは勇なきに似たり、大河を前にあて、防戦すべしと下知あれば、家老共力なく是に従ひ、八月廿一日午下刻に、百々木造兩人は二千五百人を引率して、中屋米野堤に出張す、寄手も同日戌刻に清洲を發し、木曾川の東南の岸に陣を取る、池田輝政川上河戸の先陣故、丑刻許りに先手を押出す、一柳盛物尾州黒田を領し、此邊案内なれば、廿二日の拂曉に川下二俣の所より押渡る、堀尾信濃守も續いて川を一文字に渡し、池田淺野井伊本多も續いて渡る、是より先き堀尾が家人山田多門兵衛生年十五歳、今日一番高名を心がけ、初陣の事なれば勇み進んで川へ一番に乘入らんとする所を、信濃守が旗本より令を傳へ、先手下馬して下知を待べしと有りけるに、多門兵衛が若黨心きたる者にて主人に向ひ、苦しからぬ事に候、鞍の前輪に取付きさうつぶしおはせといへば、多門兵衛其儘に前輪に取付き居たる間程なく、旗本にて寶螺の音すると先手其儘馬に乗る時、多門兵衛は兼ねて馬に乗つたれば一番に川を渡す、堀尾が家人澤四郎左衛門、堤五郎

兵衛は抜掛してはや百々木造が備へ突きかゝり、兩人共討死す、多門兵衛は信濃守先手にて一番首を取る、其外にも澤五助、細野作左衛門、山田角右衛門も追々首取つて旗下に来る、一柳盛物は兼ねて領民どもに淺瀬の標を立てさせ置きしかば、逆浪打つて漲り流るゝ木曾川を難なく乗越し、築伊豆村船原村の間を馳過ぎ、澤村の蔭より百々木が陣の後へ廻る、一柳が家老大塚權大夫米野堤にて馬より下り立ち、岐阜方武市善兵衛を突伏せて首を取る所に、岐阜方武市忠左衛門馳來るを、大塚刀にて彼が咽喉をかけ首の骨迄拂ひ切りにすれば、忠左衛門倒るゝ所をかけよつて首を取り、堤の上へあがらんとする時、岐阜方飯沼小勘平馬より飛下り馳寄つて、大塚が高股を突いて倒るゝ所をかけ寄つて大塚が首を取る、其の時池田備中守近く備へたるを見て、飯沼小勘平と名乗りて池田に突いてかゝる、池田家人伊藤與兵衛立塞るを見て、備中守彼が志を感ずれば、自身勝負せんと飯沼に向ひ、我は吉田侍從輝政の弟備中守長吉なり、汝が相手に不足有るまじきぞと聲かけ、終に小勘平を突伏せて其刀を分取りし與兵衛に授く、三池の名刀なりしとぞ、岐阜勢も百々木造矢砲を飛せ力を盡し、卯の刻より辰の終りまで防ぎしかども、大軍に押かへられ、防戦の術

盡きて岐阜へ引返す、津田藤左衛門元綱股に鎗疵を蒙りながら、其子藤三郎元房、家人堀端孫右衛門と三人後殿して、追ひかくる堀尾が兵を取つて返し追ひまくり、六七度迄戦うてやうく人数を岐阜へ引取りけり、中納言秀信は先手へ下知を加へんため、大勢引率し瓜の金紋付きたる赤旗十旒ひるがへし、上加納川手町の間閻魔堂迄出張せし所、使番佐々彌三郎先手より馳來り、味方既に利を失ふ、急ぎ御馬を入らるべしと申せば、詮方なく秀信も岐阜へ引返す、池田堀一柳淺野が兵跡を慕ひ追ひかくる、木造百々木并に飯沼十左衛門等度々引返し敵を追拂ふ、中島傳右衛門、瀧川平市引返し鐵砲を打ちかくる、時はや夕陽に及びければ、寄手諸將も追捨て、荒田村の邊より軍を返し、其夜は佐野大野山芋島邊に陣を取る、今日一柳が備への御目付兼松又五郎正吉、黄母衣を懸け一番に進み勇を振ひしとぞ、すべて寄手に討取る首七百二十餘級、此旨井伊本多の兩軍監より早々關東に注進し、尾越へ向ひたる諸將のもとへも申送る、大手へ向ひし福島正則、細川忠興、京極高知、加藤嘉明等の諸將は、尾越の渡まで向ひし所、竹鼻城より毛利掃部、花村半右衛門、梶川三十郎是を遮らん

を以て押渡り、敵の後を取切らんとす、敵も是を聞いて竹鼻へ引返す、福島下知し透間もなく押寄せて、竹鼻の町口を攻破る、是を見て三丸を守る毛利花村梶川忽ちに降參すれば、城主杉浦五郎左衛門も力なく城に火をかけ、主従三十七人一同に切腹す、福島等の諸將は河戸の戦をば夢にも知らず、搦手の勢へ合戦のため狼烟をあげ、明日岐阜へ取りかくべしと思ひ、今夜は太郎堤に陣を取る(天元實記太郎堤、成績多羅尾につくる、原書垂井とするは誤也)。

瑞立(一本瑞龍)山寨没落
附岐阜落城の事

福島細川加藤生駒寺澤蜂須賀京極等の諸將は、尾越の渡(一本萩原)をこえ、竹鼻を攻取り、敵地の民家を悉く放火し(基業)太郎堤に陣したる所、其日黄昏に池田并に淺野山内有馬一柳の輩は、河戸に於いて百々木造が兵と戦ひ、大に勝軍せりと注進を聞いて、福島正則諸將に向ひ、各如何存せらるゝや、搦手の諸將は新加納表にて既に功を顯はしたり、我々明日の城攻に千に一も搦手勢に先を越され

追々人数を操出し、岐阜の町口まで押しつめ、夜の明くるを待つ所に、池田を始め搦手の諸將も爰に着陣して一同に攻上らんとすれば、正則大に怒り、家人大橋茂右衛門、吉村又右衛門に命じ、左右の町屋に火をかけ焼立れば、其烟山下へ吹きおろし、池田始め搦手の諸軍勢此口より攻め入る事かなはねば、輝政勢引返し長谷堂よりめぐり水の手口より攻めのぼる(天元實記)中納言秀信は昨廿二日米野表の戦ひ敗れ、飯沼小勘平等の勇士數多討死し、其上竹鼻城も攻落さる、然れば明日は敵此城へ押寄せし、防戦の評議せんとありしに、木造左衛門佐は、味方微勢なれば石田よりの加勢も城に取入れ一向御籠城然るべしと申すと雖も、秀信是を聞入れず、總構を守り防戦すべしとあれば、家老共心ならずも是に従ふ、かくて福島等大手方の諸將は靱屋町口まで押詰め、廿三日夜明ければ高町口を攻破る、細川加藤京極の諸將引つゞき總構を攻破らんと押寄する、淺野一柳は瑞立寺の砦を破らんと押ししかれば、此所を守る石田が加勢の榎原彦右衛門、其弟彌助、川瀬左馬矢石を飛し烈く防戦し、寄手色めく所を城戸を開き彌助突て出て淺野が左備淺野右近に突てかゝる、彦右衛門は跡より突て出、右備淺野左衛門に突て懸る、榎原兄弟が手勢六百

餘人、何れも必死の働きして淺野が三千人を追ひ崩す左京大夫長金の鍬形打たる星兜黒絲絨の鎧着て、甲斐の黒駒七寸計りなるに打乗り、手勢二千人山下より関を作りて攻めのぼる、先手是に力を得て備を立直せば、榎原兄弟人数をまとめ砦に入て簀戸をおろす、林水右衛門簀戸に登り釣繩を切れば、淺野勢終に亂入し、水右衛門并に友松彌五左衛門は高名し、伊藤八左衛門、同又兵衛、淺野喜十郎は討死す、榎原彦右衛門は淺野が勢の亂入するを防がんと、鎧を以て數度突戦して淺野が家人佐々忠左衛門が家僕杉澤源之允に討れ、弟彌助も此所にて討死し、川瀬左馬爰を切抜いて本丸に逃去りしかば、瑞立寺の砦は忽ち陥りぬ、總構の方には津田藤三郎は京町口を堅めしが、一族片山又兵衛諸口皆引取りたりと告ぐれば、町口に火を懸けて引退く、坂下の城兵は瑞立寺の落人に押立てられ色めくを見て、細川忠興手勢に下知し、玄蕃頭興元眞先かけ烈しく突きかゝる、沼田小兵衛、荒木左助、牧左馬允、香久山勝右衛門、西郷大炊、岡村半左衛門、中島左近、中瀬兵衛等高名し、城兵散々になりて七曲口へ引取る所、赤尾四郎兵衛は引返し戦ひ深手負ひしに、家僕作藏助けて江州赤尾へ歸りしが、深手故終に死したり、細川家人澤田次

郎助は津田藤三郎と引組み、一刀切りけれども、終に藤三郎に討る、福島家人榎田新助敵五人と鎧を合せ一人の首を取る、福島伯耆も高名し、大橋茂右衛門、星野丈八、傍島太兵衛、渡邊彌兵衛、細川家人柳田五郎助、野尻隠岐、由井助八、有吉與太郎(後長岡内膳)時に十八歳、加藤家人土方忠藏、同半藏始め、七曲口にて高名する者少なからず、岐阜方本間五郎八大力ゆゑ、大長刀を水車の如く廻し、寄手七八人手の下にかけ倒す、加藤が兒小姓岡半三郎十六歳にて初陣也、五郎八と組みて二刀突いて首を取る、木造左衛門佐兵士を烈しく下知し、矢石雨霰の如く防戦すれば、福島加藤細川勢にも死傷若干なり、されども寄手は大軍是を事ともせず、福島細川加藤が勢七曲口を攻上り、京極勢は荒神洞柴田勝家が屋鋪跡より横合に馳付け、益田藏人分部太郎八、矢野平三郎、福津平八等高名す、城兵坂を棄て、城中へ引退く、細川家の澤村才八、尾越にて川越の世話をして爰へは遅參しけるが、中島傳左衛門、齋藤市左衛門、伴吉左衛門大手の門前へひかへける所へ至り、名乗つて三人を相手に鎧を合せたり、齋藤は頗先を突かれ引退く、才八は中島伴兩人を敵とし、其身七八箇所疵を蒙りながら、中島が鎧を拂ひのけむすと組んで坂上

り下へころび落つる、伴は高みより鎧を投げ突きにせしが、其鎧落ちて中島が脇腹をしたゝかに突きしかば、才八中島が首をとつて立上る、矢野六左衛門家僕龜之助、才八を扶けて細川が旗本へ引返す、福島も加藤も同所に有つて才八を感稱する事限りなし、津田藤三郎は大手まで歸りしが、城門閉ちて入る事を得ず、扉を越えて入らば見苦しければ、引返し討死せんと馬を乗戻す、城兵是を見て鎧を持來り扉を開きしかば、閑々と門に入りし武者振、敵も味方も大に感じけり、細川勢松井佐渡が嫡子民部、米田與七郎、篠山與四郎、金守半助、久條半大夫、森忠三郎等先登して、扉に付き石垣を乗越えんとす、福島勢佐久間權平は鐵砲に内股を打たれて扉より落つ、吉村又右衛門、遠山長右衛門(後大道寺内藏)、杉原自閑、長尾隼人等三九へ入つて門を内より開く、黒田藏人頗はづれを鐵砲に打たれながら扉をのる、大手の諸將二三の丸を攻破る、池田輝政を始め長谷堂をめぐり水の手より攻入りし諸將は、木造百々津田等が七曲口にて手を盡し防ぐ故、搦手は城兵はかんしく防ぐ兵少ければ、難なく本丸へ押寄せたり、池田が旗の奉行栗津主馬助那須武功の者故、自身揚羽の蝶の紋付きたる旗を本丸へ投入れ、岐阜城の一番乗池田三左衛門と呼は

りければ、池田が武名いちじるしく聞えける、此時城中笠を出して降参を請ふにより、奇手矢留を下知し、其後諸將集會し、秀信關東の御敵と成りし事なれば、助命せん事如何なりといふ者有りしが、福島正則我等は織田家へ荷擔すべき筋目にあらずといへ共、さすがに信長公の嫡孫なり、味方にも舊好恩顧の輩なきにあらず、むざくと死罪に行はんも情なし、降参ある上は助命せずば有るべからず、もし此事内府の心に應ぜずば、正則が今度の骨折を無にせんより外は候はずといへば、各尤もなりと同意して(天元實記)翌廿三日未刻中納言秀信公主從僅に十四五人、福島が軍士に打ちかこまれ岐阜の本丸を出でられ、福島が扶助にて芋洗といふ片田舎にうき日敷を送られしが、天下静謐の後高野山に閑居ありて、程なく病死せらる(秀信の息女佐々木六角右衛門大夫義郷が妻とすと原書にあり、尤も偽也)、三歳の幼兒も夭折し、北方は和田孫大夫といふ者守護して、大坂より逃走りしが、追人に逢ひしかば孫大夫北方を刺殺し其身も自殺せり、木造左衛門佐は後に福島に抱へられ、大膳と改名し、津田藤三郎は池田にかへらる、さて秀信城を出でられし後、福島は秀信降参は我等計らひたれば、當城は我等請取り申すべしといへば、池田輝政本丸へ旗を一番に立てしは

我等なれば、我等請取る外はあるまじと此事又争論に反ばんとす、其外の諸將我身にあづからぬことゆゑ、誰も言葉を出すものなし、井伊直政、本多忠勝兩人間へ出で、兩將の仰せ何れも餘儀なく承はり候、左候は兩將の御家來立會ひ請取り候てはいかゞ御座あるべく候やといふ、正則聞いて夫は平日在番城など請取り渡しの時の事に候、敵の城を攻落して左様の作法なき事也と承引せず、其時忠勝は一柳監物に向ひ、何事か耳語さければ、輝政一柳に向ひて、本多何を申したりやといふ、監物只今中務内々申候は、今度諸將身命を抛つて内府へ御合力下され候上は、何事も御勘忍有つて内府のため宜敷き様御取計ひ下され候様にと申候、中務申す所拙者などは尤もに承り候といへば、輝政聞いていかさま中務詞尤もに候、内府のため萬事堪忍すべきは輝政の外なし、正則此城請取り給へといふに、正則も然らば最前兵部中務申す通り、兩家より家人を出し請取り申すべしといへば、輝政我等家人共を出し候に及ばず、時刻うつり候へば早々御請取り尤も候といひしかば、争論は事なくをさまりぬ(天元實記)、其後福島池田兩家より、旗二本づゝ軍士をそへて、岐阜の城を守護せられ然るべしと、井伊本多兩人定めけり(基業)。

卷第三十七

河戸(一本合渡)合戦の事

八月廿三日黒田甲斐守長政、田中兵部少輔吉政、藤堂佐渡守高虎、桑山伊賀守元晴、戸川肥後守達安等は、犬山城押の鬮に取りあたりしに、昨夜犬山の城兵どもは明退きたる由聞えければ、岐阜の寄手に加はらんと木曾川下の瀬を渡り、岐阜は道遠く殊更地理不案内故、黄昏迄にやうく岐阜まで着陣してみれば、城の總構ははや攻破られ、寄手本丸へ取詰め、小荷駄雜人道をふさぐ、然れば人の跡につくも本意にあらずと呆れてひかへたる所に、大垣より援兵河戸(一本合渡)邊まで押出でたりと聞えたれば、是より川筋に添うて兵を進め、後詰の兵を切崩し功を顯はすべしと、黒田藤堂田中以下の諸將、長柄川の堤を下り河戸をさして馬を進む、石田治部少輔三成は大垣に有つて、關東先手の諸將岐阜を攻むると聞いて、島津兵庫頭義弘を同道して後詰せんと軍を出し、三成義弘は呂久川邊に本陣をはり、石田が先手舞兵庫、杉江勘兵衛、森九兵衛三千餘兵、河戸堤に陣を張つて兵糧をつかふ間に、夜はや明けはなれ日出づ

る頃になり、朝霧深く咫尺も見わけ難し(基業)、黒田田中等の諸將、河戸札の辻といふ所迄来て見れば、川波天に漲り容易に馬を渡すべき様もなし、敵に此川を越えさせて戦はんか、此方より越してかゝらんかと諸將評議決しかねし所藤堂高虎黒田に向ひて、あれに扇の矢突の指物黒母衣掛けしは、貴殿御内後藤又兵衛と見えて候、彼が存念尋ね申度く候彼はこびたる事を申す者にて候と、自身扇をあけて招けば又兵衛馳來り、諸將並び居たる床机の前に跪く、高虎聲かけ、あの川向うに屯したる敵は大垣よりの援兵と覺えたり、此方より川を渡し一戦を遂ぐべきか、又敵に川を越させて戦はんか、其方いかゞ存ずるとありしに、又兵衛莞爾と打笑ひ、各様方先刻より御相談をあれにて承はり候、物の相談と申すも時に寄る事に候、各様御請取りの犬山城兵は夜中逃去り、岐阜の城攻には手筈に御逢ひなされず、只今何を以て内府へ仰せ分けらるべき、此所の一戦手筈御はづし候ては、各様仰せ立てられあるまじく候、敵川向に屯し候とも、必ず此川を渡り可申規定もなし、たゞ此川を御墓所に思召し定められ御尤もに候と目に角を立て、いへば、高虎はじめ諸將みな尤もと感心す(天元實記)、田中吉政誰か此川を瀬踏すべきとあり、近習の者出で、御内に三郎右衛門といふ者あり、

水練は人に勝れ候者也と云ふ、さらは呼べとて三郎右衛門
 参りしかば、汝水の心得あらば淺深を試みよと云に、彼者尋
 常の川ならば瀬踏も致すべし、かゝる満水をうかくと瀬踏
 みなるべきやといふ、兵部少輔怒つて、川の瀬踏は下人に相
 應の役なり、是非に渡れと白眼み付くれば、某仕損ぜば味方
 のよわりと成るべきかと、一往は辭退候といひもあへず、川に
 飛入るに、其水乳のあたりへ付くを見て、思ひしよりは淺瀬な
 りとて、吉政主從廿二騎馬の鼻を並べ、川上菜葉の木原
 より一同に打渡す、黒田長政敵陣近き方を目にかけて、湊
 村の川上藤内瀬より乗入りたり、其家人黒田三左衛門一
 成、川下の方を渡りながら、此川の先陣黒田甲斐守と呼は
 る、後藤又兵衛基次は川上より渡り、今日の先陣黒田が家
 人後藤又兵衛と呼はりたり、三左衛門岸へ乗上ると其儘
 白しなひの指物したる敵を鐵砲にて打落す、長政は河戸の
 町を西の方舞兵庫が陣へ馳せかゝる、杉江勘兵衛森九兵
 衛、村山理助、藤田小右衛門、渡邊新藏、赤西十兵衛等
 手の者を下知し是を防ぐ、長政家人神吉小助一番に走入
 つて討死す、つゞいて長政馳入り自身鎧を振つて石田が
 物頭渡邊藏衛を突伏せて首を取る、長政近習小河五郎
 十六歳、初陣にて敵と組んで高名す、三左衛門一成は石田

が物頭村山理助を馬より突落し首を取る、此村山は度々
 武功譽の者也、長政自身手を碎く程なれば、家人荻本忠
 兵衛、後藤又兵衛、野口左助、益田與助、菅六左衛門、林太
 郎、左衛門等何れも苦戦して高名せり、田中吉政彼の瀬踏
 みしたる三郎右衛門が功を稱美し、苗字を授く、是より合渡
 三郎右衛門と名のらせしとぞ、田中は遙川上より渡りたれ
 ば、黒田が跡より川下の方に馳せかゝる、田中が家人宮川大
 炊、辻勘兵衛、杉原右衛門、西村五左衛門、月瀬右馬允、
 村田勘之丞、三田村帶刀等先を争ひ突きかゝる、藤堂高
 虎も川下より渡して馳せかゝる、舞兵庫、杉江森等爰を專
 途と烈しく下知し、火花を散して戦ふ所に、生駒一正、戸川
 達安、桑山元晴、村越兵庫助、松下右兵衛、吉綱等
 もおしつゞいて川を渡しかゝれば、舞兵庫を見て先手を引
 きあげんとす、黒田、田中、藤堂以下の諸將透間なく追ひか
 る、長政水深き堀へ乗入り、水牛の立物計り見えけるを、家
 人堀平右衛門、林五助引上げ、長政に堀が馬をかへて乗ら
 しむ、五助は自分の馬を堀に授け、長政が馬を引きあげ、其
 馬に乗つて跡より追付たり、石田が侍大將杉江勘兵衛は、
 其昔稻葉一鐵が家人にて、江州姉川の戦に高名したる武
 功の者なり、一鐵に恨み有つて浪人せしを、石田近年抱へて

随分とねんごろに用ひたり、勘兵衛今日も九尺の朱柄の鎧
 を振りて、追來る敵兵を突拂ひながら引取りしに、田中が勢
 透間なく追懸けて、西村五左衛門渡り合ひ暫く戦ひしに、
 勘兵衛數度の苦戦に疲れ鎧を投突にす、其鎧西村が額に
 あたりしかども、薄手なれば終に勘兵衛を突倒す、吉政が小
 姓松原善左衛門十八歳の初陣なりしが、走寄つて其首を
 取る、吉政馬を馳寄せて五左衛門が働は見とげたるぞと
 聲をかく、五左衛門承り候とて其儘先へ走り行き、又追討
 して首二つをとる、島津義弘は、呂久川邊に陣を張つて居た
 りしが、先手敗走する様を見て、石田三成が陣所へ使を遣は
 し、先手勝利を失ふと覺え候、貴殿と某備を立て勝ちほこり
 たる敵の横合より突きかれば、必定味方打ち勝つべしと申送
 る、三成聞いて、敵河戸を越えて來るは定めて岐阜も落城し
 ぬと覺え候、貴殿某一同にかく勝誇りたる敵と決戦せん事
 頗る卒忽といふべし、急ぎ軍を返すにしかじと、舞兵庫、森九
 兵衛等を從へて大垣へ引返せば、島津も詮方なく共に大垣
 へ立歸る、黒田藤堂田中以下の諸將は、呂久川邊まで追
 討して暫く馬足を休めける所へ、最前討死せしと見えし長
 政が家人神吉小助も思ひの外薄手にて、戸板に乗つて歸り
 來れば、長政悦び限りなし、小助後日有馬に湯治し、其創

平癒したりとぞ、又石田が敗兵呂久川の良宮田村へ逃入
 りしを、藤堂勢搜索するると村中大に騒動す、庄屋山田五
 兵衛罪なきよしを謝し、何にても勤め申すべしといへば、藤堂
 玄蕃良政其者をして呂久川の瀬踏みさせて川を渡し、赤坂
 の町口に着陣し、高虎玄蕃を稱美し、今日着せし唐冠の兜
 を玄蕃に授く、長松の城を守りし武光式部、岐阜既に落城
 し、敵の大軍大垣の後詰を追討し、呂久川邊迄おしよせ來
 ると聞いて大に恐れ、急に長松の城をすて、逃出で、大垣を
 も餘所に見なし、勢州の桑名に赴き、氏家内膳正をたのみて
 ぞ居たりける、其夜浮田中納言秀家は石田三成を招き、
 關東先手の輩は今夜赤坂に陣するよし聞え候、其の勢五
 六千に過ぎまじく候、秀家三成同道し島津小西合せて軍
 勢一萬に餘るべし、敵陣に忍びを入れ火を放させ、不意に夜
 討せせば敵は戦ひ疲れしうへ思ひよらざる事なれば必定敗北
 すべし、速に用意せらるべしと有りしに、三成聞いて夜討朝が
 けなどいふは小勢を以て大敵を敗る一術なり、近日には毛利
 秀元卿も大軍引率して近日に着陣し給はん、然らば十萬の
 大軍を以てわづかに四五萬の關東勢を破らん何の手間か
 取り候べき、只今卒忽の御下知は御斟酌有つて然るべしと

申しければ、秀家聞いて毛利秀元參着する頃は、岐阜城を攻落したる敵の諸將も此地へ皆參着すべし、輝元卿發向せらるゝ頃は内府も江戸より參着有るべし、其時迄待つて雌雄を争はんよりは、只今敵の小勢なるを追立つること上策ならめと申さるれども、三成は秀家卿御年若ゆゑ御勇氣は感じ入り候へども、萬事三成に御任せ下さるべし、長東大谷等と熟談し、敵の巨魁を擒となす事近きありといへば、秀家も詮方なく夜討の沙汰は止みにけり、又江戸より此頃安藤次右衛門御使として濃州へ來りしが、今度合戦の様を早々歸府して申上げしに、神君聞召し、河戸より呂久川迄の間に討れたる敵の骸は何方へ向ひて臥したるぞと御尋ねありしかば、大垣の方へ向き候と申上げしに、扱は味方勝利せしに疑ひなしとて、御氣色殊にうるはしかりしとぞ（家忠日記基業）

諸將赤坂在陣附石田密書の事

黒田田中藤堂等の諸將河戸呂久川を渡り、敵地へ三里六町踏込み、赤坂に居陣すと聞えしかば、福島池田淺野京極等岐阜を攻取りし諸將も、八月廿四日岐阜表より赤坂へ着陣す、一柳監物一人は、武光式部が捨退きし長松

の城は、大垣の先手にて要害の地なれば、大坂より寄來らば一防ぎすべしと、味方を離れ大垣に向ひ陣を張る、犬山に加勢したる加藤右衛門佐、竹中丹後守、關長門守も關東へ内通し、城主石河備前守は犬山を捨て大垣へ逃去りしうへは、犬山の押も不用なりと、有馬法印、同玄蕃頭、山内對馬守、中村彦左衛門も皆赤坂に來り、内府公御着陣あらば岡山を御陣所とすべしと定め、北赤坂と晝飯村の間花岡山には黒田加藤藤堂、晝飯村に細川、同村東大塚に福島、又岡山の麓に井伊本多京極、西牧野に堀尾、東に有馬父子中村、西に池田兄弟陣をはる、是より先に米野堤戰捷を井伊本多より注進しければ、御感有つて御書を軍功の諸將に遣はさる其文にいふ、

急度申入れ候、仍て去廿二日木曾川尾越被取越候由にて、殊に翌日岐阜へ可被相働の旨、井伊兵部少輔、本多中務大輔申越し候、尤に存じ候、其元何様も各御相談、無越度様肝要候、出馬の義聊無油斷候間、可御心易候、猶追々御吉左右待入り候、恐惶謹言、

八月廿五日

清洲侍從殿

家 康

吉田侍從殿

丹後侍從殿

淺野左京大夫殿

黒田 甲斐守殿

加藤 左馬助殿

田中兵部少輔、一柳監物、徳永法印、池田備中守へも御同文言にて遣はさる、又池田輝政よりの注進狀廿六日江戸へ參着しければ、御書を賜ふ、

廿二日の注進狀、今廿六日午の刻參着候、其許川表相抱候の所被及一戰、數百人被討取、岐阜へ被押付候由、誠に以て心地能き義共に候、彌各被相談、御吉左右待入り候、恐々謹言、

八月廿六日

吉田侍從殿

家 康

又岐阜落城の注進廿七日江戸へ參着しければ、是も同じく御書を下さる、

岐阜の義早々被仰付處、御手柄何共書中に難申盡存じ候、中納言は中山道可押上の由申付候、我等從此御押可申候、無卒爾様に御働き專一に候、我等父子御待ち尤もに候、恐々謹言、

八月廿七日

吉田侍從殿

家 康

同日輝政の舍弟備中守長吉に賜はりし御書は、於今度其表被成先手、別して入精自身御高名、早速岐阜被乘崩候、書中難申盡候、中納言は中山道可上の由申付候、我等は從此口出馬可申候、彌無聊爾様御働き尤もに候、恐々謹言、

八月廿七日

家 康

淺野彈正少弼長政は、去年の秋より蟄居して有りしが、此程御隔意なきよし仰せ下されば、長政書狀を奉り岐阜の落城を賀し奉る、よつて御返書をつかはさる、

書狀令披見候、仍て濃州表去廿二日越川及一戰、討取數千人、翌廿三日乘破岐阜、不泄一人討捕の由、注進の條、來る朔日可令出馬候、中納言中山道可相働の條、御同道御異見頼入候、此度左京大夫殿瑞立寺岩を即時に被乘崩、無比類御手柄に候、可爲御満足候と致推量候、猶期後音の時候、恐々謹言、

八月廿八日

家 康

淺野彈正少弼殿

長政は今度中納言殿中山道御進發の供奉を仰せつかはさる、廿九日に堀尾信濃守、一柳監物にも米野表戦功を御感有つて御書を賜ふ、

今度濃州表合戦の刻、其方家中被討取首、注進令披見候、實に以て心地能き義共御手柄可申様無之候、猶後日令出馬、期其節候、恐々謹言、

八月廿九日

家

康

堀尾信濃守殿

是より先き眞田安房守昌幸は、次男左衛門佐幸村と共に石田三成にかたはられ、眞田が家運開くる時節到來すと大に悦び、小山より長子伊豆守信之と手をわけて引返し、信州上田に籠城の用意をなす、八月三日其旨を石田方へ注進すれば、三成も密書を眞田へ送りたり、其文章は浮華虚飾を専らとし、實事少く偽のみ多しといへども、眞田は是を悦び、彌合體の心を決しけるこそうたてけれ、其文にいふ、

去三日の御狀、今六日子刻佐和山參着令拜見候、

一先書度々申入候參着如何、其國一箇國の仕置貴所へ被仰付の旨、輝元秀家増右長大德善自拙者可申達旨、被申候間、其御心得候て、深志河中島

色々懇望に依て、赦一命流罪申付候、長岡越中破御法度、被誑内府、御若輩の秀頼様を申掠め、取新知候遺恨深候、彼妻子大坂に有之間、燒討に被申付候、

一先書にも申候、大坂西丸に内府留守居の者五百餘居候を追出して、伏見城に遣し、西丸へは移輝元候、其以後伏見城に鳥居彦右衛門、松平主殿助、内藤彌次右衛門大將にて、八百餘楯籠候を、各申談じ、去朔日自四方乗破り、不殘一人討取り、城中御殿をば此間雜人踏荒し候間、掛火不殘一字燒拂ひ候事、

一内府上杉佐竹を敵に取り、僅二三萬の人数を以て、分國十五の城を抱へ、廿日路被登候事成者に候哉、路次筋の面々今度出陣候上方衆、如何に内府次第と申とも、廿年來太閤様御厚恩を、内府去年一年の懇意に相替て、秀頼様へ如在を仕、剩大坂に置候妻子捨て可申哉、其上内府儀は各へ差して懇意にも無之と承はり候、右の分別も無之、自分人数一萬、上勢一萬計相語ひ罷登候とも、尾三の間にて可討取候、誠に天の與へに候、然者會津佐竹貴殿など

諏訪小諸甲州迄の儀、成程弓矢にても御才覺にても可被仰付候、何も上方に妻子有之衆に候間、不可有異議候、若惡意の方は押付け成敗可有、支配の旨各相談の上被申定候間、其旨可被仰付候、被移時日候ては其詮有之間敷候、但御手に餘り候衆は、此方へ可承候、美濃衆を可被差向旨議定候、羽右近儀は格別の遺恨、其故は御若輩の秀頼様申掠め、新知拜領曲事と被仰事に候、

一會津へ罷越飛脚可被仰談儀肝要の事、

一越後の儀は堀久太彼國に差して承引も無之候旨、上方缺國多く候間、越後を被遣、景勝久太には上方にて替地拜領の様にとの有増に候、

一河中島の儀、餘御手候に付ては、自此方被仰付方も可有之候、(河中島は森忠政が領地也)、

一羽肥前江戸に老母并に家老人質差置き候故、其憚候ての儀に候哉、今に慥成る御請をも不申、剩丹羽五郎左手前へ出人數など、申に付、北國へも如形被遣御人数候、堀久太上方へ無二の覺悟にて、越後筋に候間、越中へ亂入候へと申遣候事、

一丹後國の儀は一國平均申所、守城申付候幽齋事、

袴を着し、關東へ可被打入と存候、

一載此書立候衆、何も無二の覺悟に候、日本國の諸士の妻子、入置大坂候間、於仕置無越度候、兎角被及四方軍行、惡意の輩可被討取覺悟專要に候、此方爲仕置明後日尾州表へ罷出、岐阜と申談候、不可有氣遣候、一手の筑紫衆は殘置き、佐和山用次第可被打出候、尾州表へは輝元の人數一萬許り、吉川安國寺召連れ長束丈同道にて昨日被打出候、其外勢州表書立の次第に候、輝元は鈴鹿を被打出、自然内府被登候は、濱松迄被着候時分、人数二萬許召連到り、勢州出馬可被仕と相定候、此書立の人数、五三日以前悉く自國へ被馳上候、於仕置可被御心易候、其上金銀玉藥入用候は可承候、自秀頼様可被遣候、太閤様御貯への金銀并に關地、何も忠節次第夫々へ可被下候、今度伏見表手柄仕候九州衆へは、内府江州の十萬石令割符、當座の引出物金銀添へ感狀被下候事、

一定めて可被聞召候、水野和泉守三州池鯉鮒に居候所に、加賀井彌八郎と申者出陣仕り、立寄口論致し、彌八郎和泉守を刺殺候、其座に堀尾帶刀居合せ

て、是も被斬候、痛手にて早相果候體の由に候、帯刀は新知を取仕合とは相違に候、中式部も病死候、猶吉事切々可申承候、御用無之候共可預御飛脚候、御内方儀大坂に御入候、一段無事にて、浮田河内父子當城爲留守居、今日當地へ被參候、下野事は先日伏見攻候節、被取合候て、家中の者少々手負候得共、父子共に無事に候、今度は九州衆不_レ大形秀頼様へ御奉公抛身命無二の體に候、輝元も同前に候、恐々謹言、

八月六日

石田治部少輔三成判

眞田安房守殿

追て豆州の儀如何に候哉、無心元候、夜中相認め候、落字無覺束候、

安房守長子伊豆守信之へも、三成密書を送りて内府を刺殺し參らせ、秀頼公へ忠を顯はさるゝに於ては、信之に上野國父昌幸に信州、弟幸村に甲州を秀頼公より下さるべしと誓詞をつかはしけれど、信之は未だ軍の勝負も見えざるに、甲信上三箇國を宛行はんと申すは、例の石田が偽謀かなとあざ笑つて返事もせざりしとぞ、

中納言殿眞田上田城軍の事

其頃本多佐渡守正信は、中納言殿御供して宇都宮御陣に有りしが、神君江戸へ召させ給ひ、近日上方へ御出馬有るべし、中納言殿には木曾路より御支度次第御發向あるべしと仰せ遣はさる、尤も信州上田に居城する眞田安房守へ御使を立てられ、降參するに於ては直に御先手に召具せらるべしとの御こと也、正信宇都宮へ歸り其旨申上ぐれば、中納言殿嚴訓を承り、八月廿四日辰刻宇都宮御出馬あり、三河守秀康御見送に參り給ふ、御互に路傍に馬を並べ給ひ、御密談ありて別れ給ふ、天元實記基業、御供には榊原式部大輔康政、酒井右兵衛大夫忠世、同備後守忠利、同小五郎忠勝、本多美濃守忠政、本多豊後守康重、大久保相摸守忠隣、同治右衛門忠佐、本多佐渡守正信、森右近大夫忠政、諏訪因幡守頼永、仙石越前守秀久、眞田伊豆守信之、日根野徳太郎吉重、石川玄蕃頭康成(大成記)、牧野右馬允康成、同新次郎忠成以下二萬八千七十餘兵とぞ聞えけり、同月廿八日上州松枝に着かせ給ふ、此所にて神君九月朔日早天に、江戸御出馬あるべしと聞かせ給ひ、松枝より信州小諸に着せられ、同國上田の城へ御使有つ

て、眞田安房守へ其方石田三成が邪計に陥り、彼が謀書を信じて、一筋に籠城の用意すると雖も、關東味方の諸將既に岐阜城を攻落し、内府東海道を進發せられ、我此道より軍を進む、石田等の凶徒擒に就く事時日を不可移、其方早く前非を悔いて天命に應じ歸順し、子孫の後榮を計るべしと仰遣はさる、昌幸承り、某は今度大坂大老奉行等、秀頼公の御ために義兵を擧らるれば、御味方すべしとある故に、其命に順ひしうへは、只今味方危しとて義を捨て道に違ひ志をひるがへすべからず、是を憎み憤り給はば、御軍始は當城を御攻取りあるべしと返答す、重ねて御使を下され、昌幸が申す所義に似て義にあらず、其故は今度の結構幼稚の秀頼わきまへ給ふべきにあらず、全く是れ大老奉行等、私の意を以て企てし邪謀とは天下の人皆知る所なり、夫故にこそ太閤恩顧の諸將多く内府に一味し、義を守つて凶徒を誅伐せんとす、昌幸早く此道理を思ひ、不義を捨て、天命に應ぜずば、嫡子伊豆守に腹切らせ、其城は不日に攻潰すべしと仰せ下さる、昌幸又答へけるは、故太閤恩顧の族、秀頼公を見捨て、内府公無二の味方せらるゝ事、各其心ありての事なるべし、某に於てはたとひ嫡子伊豆守腹切らせられ、當城を攻めらるゝとて君臣の道いかで大節に臨み志をひるがへさんや、

昌幸が義か不義か天下後世の定論に任せ候べし、御道のたよりに當城へ御人數向け給はん事は、思召し次第に候といへば、昌幸が返答あまりに無禮なり、然らば直に上田の城を踏潰し、御通行あるべきなりと、諸將軍議一決す、其時御供の將みな近邊民家に旅宿せしに、榊原康政見て、眞田は軍謀老練の者、今夜味方に夜討をかけんも知るべからず、味方油斷すべきにあらずとて、諸將野陣を張り篝火夥しく燒きて、白晝の如く用意せり、果して左衛門佐幸村、關東勢長途の勞をうかひ、夜討をかけんと出馬しけるが、味方の備嚴重なるを見て引返す、昌幸も是を聞き、いかさま徳川家には甲州士多ければ、夜守の作法さもあるべしと感心する、九月六日早天に小諸を御出馬有つて、染屋平の臺迄御馬を進められ、上田城を御覽せらる、其時昌幸父子も四五十騎にて物見に出でけるに、依田肥前守信政に命せられ、鐵砲烈しく打ちかけしめられしに、昌幸さらぬ體にて馬を返す、城下の神奈川邊に、尼が淵とて竹木茂りたる古要害の地あり、この所伏兵ありと見えければ、牧野新次郎が軍勢を以て狩立てしに、案の如く伏兵ども起立つて関を作り、鐵砲を打ちかけ鎗を取つて立向へば、牧野が者共勇み進み(大成記)家忠日記には味方荻田せしを見て、城兵追拂はんと出でたりと見えたり

り、又翁物語には、はじめより城をせむるとあり、今は天元實記基業による、此時御旗本より戸田半平重利、辻新太郎久正、御子神典膳(後に小野次郎右衛門忠時といふ)、朝倉藤十郎宣政、中山助六照守、鎮目市左衛門惟明、太田甚四郎吉正(後善太夫、馳來り鎗を合せ、太田は射藝に長じければ鎗脇を射る、是を眞田の七本鎗とて、武名を後世に顯はしたり)、家忠日記には、齋藤久右衛門利信を加へて七人とし、善太夫は鎗脇の功とす、又一本齋藤なく山田十太夫也、牧野が手の者も烈しく戦ふを見て、大久保相摸守忠隣、本多美濃守忠政が手の者も、神奈川を渡り横合に突いてかゝるを、本多が家人浅井小兵衛、永田覺右衛門先登して敵を追立て、城近く来るを見て、左衛門佐幸村大手の門を押開き突いて出る、同時に思ひがけなく虚空藏山の林中より夥しく関の聲を發し鐵砲を打掛け、鎗の穂先を揃へ突いてかゝる、寄手は是に辟易して色めく所に、安房守も八十騎許りにて討つて出で、平がりに鎗を打込めば、寄手散々にまくり立てられ、討るゝ者数を知らず、昌幸父子は程よく追捨て、人数を引きまとめ、手鼓を打つて高砂を諺ふ、榊原康政此體を見て、憎き眞田め人もなげなる舉動哉、康政思ひ知らせんと馬を乗出して、其勢二千人計りにて

追ひかくる、眞田も高砂の切までは諺ふ事かなはず、早々に引返す、牧野父子も榊原と同じく眞田を追ひかくる、此時本多佐渡守御旗本に有つて味方軍令を用ひず見苦き様也、早々引取べしと下知を傳へ、諸勢練引きに引取らしむれば、榊原牧野も人数をまとめ引返す、又菅沼忠七郎忠政は搦手に向ひ、家人朝日十介、奥平平左衛門等先登し、是も働きて外郭既に破らんとせし所、御旗本より下知あれば、心ならずも引返す、本多佐渡守は今日牧野、大久保、酒井が手の者、軍令を待たず軍を始めたる罪科輕からずと申立て、大久保が旗奉行杉浦惣左衛門に腹切らせ、其後戸田半平、太田甚四郎等七本鎗の輩も、吾妻の砦を守るべしと命せらる、牧野父子も同じく吾妻へ追込めらる、牧野が物頭どもにも腹切らせよとありしかば、牧野は我等下知したる故家人は力戦したる也、物頭共に罪なしと仰せに從はず、旗奉行賈掃部をば出奔させけるとぞ、此後は只遠攻然るべしとて遠巻してぞ日を送る、然れども斯くては上方御手合御手延に成りなんと評議さまあり、其時佐渡守正信はたゞ打捨て、御通りあるべき旨進めまらせければ、宗徒の人々正信が計らひにこそ依るべけれどとて、又申旨もなし、榊原康政申上げ、るは、戸田左門一西兼ねては大殿の御供に定まり江戸に罷

在候處、急に若殿の御供し、御尋ねの事もあらは遠慮なく申上げよと、大殿より仰せ蒙つて只今爰に御供仕り候、左門が存意をも御尋ね御覽せらるべきにやと有りければ、左門召されて此城攻の事により汝が存念申上ぐべき旨仰せらる、左門承り、恐れ多く候へども、某などが存意には、眞田安房守孫吳を欺く武略にもせよ、小身者何程の事か候べき、押へのために少々御人数を御残し有つて、早々上方へ御馬をすめられ然るべしと雖も、若殿には今ぞ始の御軍といひ、御齡も盛りにおはします、御道の邊に向つて御勢を遮らんする敵、一々踏潰して御通りあらんこそ、大殿の思召しにもかなはせ給ふらめ、御人数少々損じ申すべけれど、諸手を以て俄攻め仰付けられ、眞田父子を御誅戮有つて明日中當地を御引拂ひ、上方へ御馬を進めらるべしと申せば、中納言殿始め諸將左門が議を尤もと皆同意しけれども、佐渡守大に怒り、若殿御年若故強過ぎたる御働きも有るべきかと、大殿殊の外御氣遣ひましく、某にもくれくれ仰付けられし旨も候、俄攻などは以ての外大殿の思召しに叶ふべからず、此所には押の勢をおかれ御通りあるべきなり、只何事も正信に任せ給へといへば、又其旨にぞ成りにける、かくて眞田には押へを命ぜらる(天元實記藩譜)、森右近大夫忠政、仙石越前守秀久、石

川玄蕃頭康長、日根野徳太郎吉重、諏訪因幡守頼永を爰に残し置かれ、同月十日上田表引拂はせ給ふ、本多豊後守康重後殿をつとむ(基業)此時も本多佐渡守は本道は敵地に近ければとて、間道を歴て十三日諏訪に着き給ひ、此より甲州へ歸り、かちか澤にやどらせ給ひ、此所にて注進來り關東の事を聞召し、彌御道を急がせ給ふ、榊原康政一人は佐渡守がはからひあまりに拙なし、眞田何程の事あらん打出でなば蹴散らして其城踏破りてくれんずる者と、康政一人手勢計り本道和田峠を通るに、眞田はあへて手も出さず(藩譜)、

西尾水野遠藤等曾根八幡軍の事

美濃國揖斐城主西尾豊後守光教、父は出雲守信光丹波の守護波多野が被官、頼井越後守光信が子なりしが、外祖兵庫頭光秀に養はれ、其家をつぎ西尾とは稱せし也、光教父信光が讓をうけ、美濃の守護齋藤山城守利政が被官たり、齋藤が家亡びて後織田殿に仕へ、又豊臣家に從ひぬ(二)説に、光教始め小六とて氏家ト全に從ひ、濃州野口三千貫を領す、美濃三人衆織田殿に隨ふ時直參と成る、今度會津御征伐の御供して關東に下りしが、上方の逆徒蜂起すと聞いて、本國敵の手先なればとて、尾濃の輩は皆御暇

賜はり、急ぎ本國へ立歸りおのが城を守る、其頃石田等大谷が徒より度々使を立て、上杉中納言會津に於て義旗を擧ぐれば、上方鎮西の諸大名皆秀頼公の仰を蒙りて是に應じ、内府を東西よりさしはさみ伐亡さんとす、全く忠義のため君臣の道いかに御味方に參らざるべき、速に關東一味の志を變じ、忠功を立てらるべき旨申送るといへども、光教返答もせず、奉行等大に憤り、さらば西尾が大阪に置く所の妻子を禁獄せよとて搜索す、光教が妻は常々近衛殿にしたしく參りければ、今度も陽明家に逃隠れしにより、希有に其難を遁たり、(藩譜)扱も八月廿四日、關東御先手の諸將は皆赤坂に着陣しければ、光教は松下右兵衛佐吉綱と共に曾根村に陣を取る、大阪方面にも島津義弘樂田村に陣取りて、しばし足輕を出し鐵砲の迫合ひし、其上に曾根近所の領家村を放火す、井伊直政、本多忠勝是を見て、幸に水野六左衛門勝成も出陣せし事なれば、西尾松下に加はり曾根の古壘を守るべしと命ず、勝成は御先手にて矢石を犯し戰功を勵まん志なれば、内府公御着陣ありし時、當分曾根へ參りても召返され、御先手仰付けらるべきにやといふ、井伊本多其時は兎も角も我々引受け計らふべしと云ふ故、勝成は曾根村にいたり、西尾松下と同じく足輕を下知し鐵砲迫合ひ

せしめしが、島津は水野が足輕を操廻す舉動、只者ならずと見て陣を捨て引返す、其頃毛利宰相秀元、長東大藏大輔政家、長曾我部宮内少輔盛親、安國寺長老、吉川藏人廣家、鍋島信濃守勝茂等三萬餘人、伊勢より美濃に着陣有つて、大垣の西方南宮山と栗原山に陣をとる、其外上方の諸將追々大垣に來り、赤坂とは雙方一里計り隔て對陣し、關東方諸將は大垣の城より寄來るか、八月廿四日より九月十四日迄用心堅固に待ちたれども、大垣より寄來らず、此方より大垣へ押寄せんも卒爾ならんとて、廿日計り空しく光陰を送りけり、石田三成は大垣の城中に居て種々と計略を回らし、林半助といふ家人を召して、汝は此邊の産なれば、郷人ども知音の者有るべし、郷人をかたらひ曾根村に火をかけ焼立てば、西尾水野松下が陣所騷動すべし、其時城兵を出し彼等を追拂ふべしといへば、半助畏り候とて、近邊の浪人馬淵兵左衛門、横山太兵衛、高田甚内といふ三人をかたらひ、赤坂の軍勢薙田する下人に紛れ、瀨古村に火を放さんとせし所を見咎められ、横山高田は川を遊ぎ越えて難を遁れ、馬淵は曾根村庄屋の家へ遁げ入り、我は西尾殿の御内馬淵權左衛門が親族なりといひし故、西尾より權左衛門を遣はし責問すれば、兵左衛門陳謝の詞なく白狀に及

びたり、依て光教井伊本多に訴へて、馬淵兵左衛門を木曾路に梟首し、大垣の火付けと高札に書いて立てたり、又石田は福原直高と談じ、一柳監物が守りたる長松の城を焼立てんと、足輕貳人忍び込ませけるが、是も見咎められ首を刎ねらる、又廣瀬兵庫が故郷廣瀬谷には高橋修理といふ浪士あり、此者は胸に孫吳が兵法ををさめ、器局拔群の士なりと兼ねて聞及ぶ、其方よく説諭して、聘を厚くし味方に招くべしと命ず、兵庫は廣瀬谷に至り、修理が閑居を尋ね、黄金百枚を贈り、石田が謀を告げしに、修理首を振つて、我等は足利尊氏將軍の頃より代々此地に住し、畎畝の中に耕して食ひ、織りて衣を着し飢えず凍えず、先年太閤殿下よりも禮を厚くして召されけれども、山野の懶人もとより仕官の望なければ、辭退して此地を離れず、まして今は齡桑榆に迫りぬ、當世の榮華は求むるに足らずとて、黄金百枚投返して兵庫を追返しけり、當世稀なる高尚の隱者と聞く人甚だ感じけり(原書是等の事は皆記さず、高橋赤坂曾根等の事皆基業による)、爰に又遠藤左馬助慶隆は、其先攝津國渡邊黨遠藤が後胤なりしが、慶隆が父太郎左衛門盛數は、東下野守常慶が家つき、東家累代の所領美濃郡上郡山田の庄を傳ふ、慶隆が時にいたり、太閤に傳領の地を奪はれ、當國小

原にうつりすむ、其所領は七千百餘石とぞ聞えし、今度一亂に及び濃州の徒はすべて岐阜中納言旗下たるべしとの事ゆゑに、秀信卿より犬山の加勢に參るべき旨令せられしかど、慶隆思ふ所ありて其命に應ぜず、さらば諸人見懲しのため遠藤を誅すべしと有りしかど、兎角する間に關東御先手清洲へ着陣ありければ、岐阜にも諸方手遣の軍議に紛れ、遠藤がことは其儘に過ぎける間、神原康政より慶隆急ぎ關東の御味方に參るべしと進めければ、慶隆大に悦びてわづかなる勢を以て一族に引分れ、多くの敵の中に有つて關東の御味方の色を顯はし、先祖累代の傳領なれば、郡上郡下し給はゞ速に八幡の城攻めとるべきよし、金森法印につきて關東へ申上ぐる(藩譜)、神君遠藤が一筋に御味方すべしと申すを御喜悅有つて、本領安堵の御教書をなしたる、

美濃國郡上郡今度の爲、忠節一圓進置き候、全く可有知行候、委細金森法印可被申候、恐々謹言、

八月廿日 家 康

遠藤左馬助殿

遠藤はいふに及ばず、家老ども此御教書を拜見し悦ぶ事限りなし、今度江戸より御加恩拜領し給ふ上は、一かどの忠節なくてはかなはぬ所なり、早々八幡へ御馬を出され然るべしと

すむ、慶隆此事井伊本多に告ぐれば、兩人より金森法印素玄、其子出雲守可重、西尾豊後守光教を加勢せしむ、原書には八幡城攻を岐阜攻の前に西尾が福島にすゝめて、福島西尾兩人にて八幡を攻めし時、遠藤金森加勢するよししるす、大なる誤也、基業には此軍に西尾が名を記さず、然れ共西尾が遠藤と同じく八幡に向ひし事、家忠日記藩譜に見ゆ、八幡山の城は當時稻葉右京亮貞通が居城なりしが、稻葉父子は犬山に籠城すれば、其留守を攻取らんと、遠藤西尾は東美濃より席田郡へ發向し、金森父子は長瀧口へ向ひける、然るに稻葉は福島正則がすゝめにより、内々關東へ降參の返答すれば、其居城を攻めんこと然るべからずと福島より伊井本多に告ぐる、其旨遠藤金森西尾等に申送るといへども、稻葉が志未だ知るべからずとて九月朔日早天より八幡の城近く攻寄せたり、金森家人吉田孫四郎、もと稻葉方に有つて案内知りしかば、一番に手引して尾崎山を越え古城山へ攻登る、貞通次男修理亮通孝、家老稻葉土佐五百人許りにて古城を敵に取られしと防ぎ戦ふ、古城山實は郡山といふ所なり、金森が先手細き道を魚の如く貫きて競ひ攻登る、是を防ぐとて城兵中村太郎左衛門鎗を突きはづし前に倒れしが、寄手の兵も十四五人將基倒に谷底

へまろび落つれば、中村も十四五人の寄手も、或は岩石に身を打碎かれ、或は持ちたる刀鎗に貫かれ死しけるこそ無慙なれ、城兵柴崎甚五右衛門、那波五左衛門命ををしまず防ぎけれども、金森勢終に古城山を攻取つて柵を破り、八幡の堀下につく、城中も爰を専途と矢砲を飛ばして防ぐ故、寄手も五六十人討死す、法印先手へ下知を傳へて攻口を退かしむる所、飯沼源左衛門堀下に踏みこたへ、城中の旗一本を奪つて歸る、此日遠藤は大手に押寄せけるが、谷口櫻町に陣を居ゑて城中へ使を入れて、速かに城を明渡さんには、城中男女悉く一命を助くべしと申遣はず、城中にはわざと仰せにまかせ、明渡すべしと返答し時刻を移す、其間に城主右京亮貞通、其子彦六典通居城を敵圍むと聞いて、犬山より後詰のためにもみもんで、九月二日亥刻郡上より二里刈安村迄着陣す、家人どもかねて關東御内通の事なれば、遠藤と早速御和睦有るべしとすゝめしかど、右京亮亡父一鐵以來勇を勵む性質、さるにても眼前にある敵と其儘和睦をかたらふべきや、遠藤西尾金森等に一鹽付、手をすらせて後免も角もすべしと、翌三日曉天に貞通父子赤谷に馬をすゝむ、遠藤西尾等も兼て稻葉が後詰せんと思ひ設けたる事なれば、戦を交へしが、稻葉手痛く驅立て、遠藤が手の者多く討たれ、

三町ばかり引退けば、稻葉父子は難なく城へ入つて寄手を烈しく防ぐゆゑ、遠藤金森相談し、重ねて使者を城内へ送り、兼ねて關東へ内通せらるゝ上は互に合戦せんは無益也、早々城を開き渡さるべしと申入れしかば、貞通我等兼ねて關東御味方の志なりといへども、各居城を攻めらるゝ故、止む事を得ず後詰して戦に及ぶ、但し城を渡すと渡さざるは内府公御下知にまかすべし、夫までは互に人質取りかはし和睦すべしと答へければ、寄手も同意して人質は遠藤請取りて軍を引返す、遠藤は此旨を中納言殿下諏訪の御陣所へ注進しければ、御書を下さる、

飛札の旨披見本望の至に候、仍て金森西尾へ被相談、去朔日郡山へ被相働、稻葉右京居城八幡城へ取掛り外郭悉く押破り敵數多被討取、其上種々懇望申に付人質被請取、夫より上かねの城へ被取詰、是又相濟申候由、御手柄無比類候、將又東表仕置申付候間、爲上洛信州下諏訪迄着陣候條、猶於其表可申談候、恐々謹言、

九月十三日

遠藤左馬助殿

秀 忠

關原一戰終りければ、神君稻葉貞通たとひ味方に來るとも、

おのが居城攻めとられたらんに云ひ甲斐なかるべし、貞通が舉動尤も神妙なり、去りながら郡上の地は遠藤が舊領、既に安堵の御教書賜はりしかば、貞通には別に所領賜はるべしとて、豊後國臼杵の地に加恩の地添下し給はり、五萬石餘になされしとぞ(基業藩譜)。

石田脚力生擒得密書の事

其頃石田三成大垣より大坂へ遣はす飛脚、大津邊にて北面の士生取りて、其懷中に三成が密書有りしかば、奪取りて内府公の御方へ奉る、其密書にいふ、

一敵至今日赤坂に何の行も無之處、延々と居陣物を待様にしかと有之體に候、不審也と各申候事、
一從江州被召候衆、勢州より被召候衆、參着候半と、今日たきかなやと申所へ被出逢候、拙者義は大垣に有之事に候、當城へ近邊の人質、伊藤家來の者并に町人の質物迄は入置候、敵より火付の才覺、伊藤若輩故に、家中の者其様々の才覺仕り候に付、心のりならず候、殊に拙者の者共先手有之所は、敵間二町三町の間に候條、拙者は城中しかと有之體に候、

今日の談合にて、大形味方の仕置可相極候か、乍然一昨日長大安國寺卷趣之陣所へ我等参り、彼内存承り候分にては、諸事相濟間敷と存候、其故は殊の外敵を大事にかけられ候て、縦敵敗軍候とも、中々可打果行も無之候、兎角身用心の陣取の積りばかりに候、陣取は垂井の上に高山候に、山取之用意に候、彼山は人馬の水も有之間敷程の高山にて候、自然の時ばかりあひも人数の上り下りも成らざるほどの山にて候、味方中も不審可仕候、敵も其分たるべく候事、爰許刈田仕候へば、兵糧何程も有之候へ共、敵を大事にかけられ、刈田にさへ人を不被出候、兵糧江州より可仕の由に候間、次第持出候、近頃味方ちみたる體にて候事、

一味方共に勢州江州人数出候は、何とぞ一行可有之と存候所、延々としたる體、依之敵もためらひ候體に候、拙者存知候通を、長大安國寺へも申候得共、一圓御取合無之候間、其邊に仕候事、
 一兎角如此延々に候は、味方中も心中難計候、御分別有之度事、
 一敵味方下々の取り沙汰には、妻子人質の義は増右内

府の被仰合筋目に候故、妻子など一人も成敗の儀有間じと申候間、是れも黑白を存したる者は無餘儀候、既に如此打被付候得共、其者の妻子御成敗穩便故に候、先書にも如申、犬山加勢衆謀叛なども出来候か、さりとは有まじき儀ながら、是も妻子氣遣無之故と下々申候、爰元諸士被申候も、敵方の妻子五三人も御成敗候は、心中ばかり可申と下々迄申事に候、爰元承はり候通り申入候、御分別に不可過候事、

一大津の儀、さりとは此節根をたやされ候はでは、以來御仕置にさはりたるべきと存候、殊に伊奈侍從殿、當表にて様々の才覺、御推量の外に候、此分にて結局味方中に不慮の出来候はん體眼前に候、能く御分別肝要に候、羽兵入(島津)小攝(行長)なども其被申様候得共、遠慮有るべくと見え申候、拙者儀は存知のたけ不殘申候、長大安國寺存じの外遠慮多く候、哀貴所に當表の儀一日懸御目度候、扱々敵のうつけたる體、家中の不揃の儀、思召の外に候得ば、夫よりは味方中をかきし體に候事、
 一輝元御出馬無之事、拙者體は尤もと存候、家康不

被上候は、不入事と存候へ共、下々の者此儀も不審たて申事に候事、

一度々如申入、金銀米錢可被遣儀此節に候、拙者なども似合に、手の内有丈此中出し申候、人をも求め候故、手前の逼迫可有御推量候、然共此節に極り候と存候間、其許も可有御心得候事、
 一從江州被出候衆の手前、自然不慮の儀も候へばと存じ、是のみ迷惑に候、輝元御出馬無之候は、佐和山下江中國衆五十人許被入置候儀肝要の御仕置に候、兎角勢州より被出衆歸りは、大垣佐和山の通路にも構はず、自然の時分は、大田并に駒野へ取つき、畑道を江州へ御通用の積り計と相見え申候間、長引可申と存候事、
 一備前中納言殿今度の覺悟、さりとは御手柄無是非次第に候、此段自諸口可相聞候間、不及申候、一命を捨て御かせぎの體に候、其分御分別御心得可有之候、羽兵入小攝同前に候事、
 一當分御成敗有之間敷人質妻子、宮島に御下し可有之候か、御分別に不可過候事、
 一今度勢州より被働候衆、并に御弓鐵砲衆、長大安

國寺一手に被引廻様に相見え候間、大人數廻り兼ね、御人數少々そつに罷成體の事、
 一丹後の儀隙明候由、少しにても外聞にて候間、彼表の衆當表へ被罷出候様に可然候、恐々謹言、
 九月十二日 石田治部少輔

増田右衛門尉殿

三成が此書にいへる所、長束安國寺等が身がまへのみし、兎角軍議遅緩し、味方の心中計り難しなどいへる所は一々道理あり、見る所なしとせず、しかれども孫子にいへる所は、投死地而後生くの意を知らず、猥りに大軍を頼み危きをいとふゆゑに、其功をなす事を不得と、物知れる人は是を譏りしとぞ(基業)、

有馬松浦大村五島歸帆の事

其頃肥前國有馬城主有馬修理大夫晴純、同國平戸城主松浦肥前守鎮信入道式部卿法印、同國大村城主大村丹後守嘉前、同國五島領主五島孫次郎玄雅以下の輩へは、大坂の奉行等より千束善左衛門、山添喜右衛門、大矢松右衛門、大江源右衛門を使者とし、今度毛利中納言、浮田中納言の兩卿、并に石田治部少輔、増田右衛

門尉、大谷刑部少輔長東大藏大輔奉行として秀頼公仰を蒙り、上杉中納言と牒し合せ、東西義兵を擧ぐるにより、浮田中納言、石田大谷長束等諸國の軍勢を引具し東國に發向し、内府年頃驕縱の罪を追討し、其一族從軍悉く誅戮せられんとす、依て畿内四國中國の諸軍勢、各義を守り命に應じて速に馳上る、各も義兵を催し、急ぎ大坂へ參着あるべしと、秀頼公上意なりと申渡せば、有馬松浦大村五島等九州の族、委細の仔細は知らねども、秀頼公の仰せと聞いて違背すべきにあらずとて、各軍勢を催し兵船艘して領地々々を乗出で、長門國下の關迄着船し、爰に四人は集會し、いかさま今度奉行等の命に應じ、關東を敵とし戰功を勵み然る可きか、又は内府の令に應じ奉行等を敵とし軍せんによと評議して、去就更に決せず、其時大村丹後守進み出で、故太閤御遺言に、秀頼公御幼稚の間は、凡そ天下の大小の政務内府に任せ參らすれば、諸國の大小名内府の下知を守りて秀頼公へ忠勤すべしと仰出され、日本大小の神祇に誓ひ血判して獻せしうへは、其内府を敵とし奉行等の命に應ぜんは、殿下の御遺言并に誓詞をも破るといふ物也、況んや某近日世上風説を聞く所、今度大坂に諸國の軍勢を召さるゝ事、全く幼少の秀頼公何の結構か候はん、

是れ皆石田等が私の奸計邪謀を以て、内府をかたむけ私意を専らとし、幼君を擁しおのれ等權を恣にせんと巧み也といへり、もし風説の如くならんには、我々大坂に馳參り凶徒の逆謀に荷擔せん事、尤も不義無道の至りなりといふ、松浦有馬五島等は聞いて實に尤も也と、初めて夢の醒めたる心地し、然らば吾々と先づ領地へ立返り、世の有様を見定めともかくも計らふべしと相談し、各一同に下の關より舟を漕戻し、おのれくが領地へ立歸る、其中にも大村丹後守は肥後熊本へ使を立て、加藤主計頭清正へ此旨申送り、關東の御味方に參らんと牒し合す、此時鎮西には加藤清正、黒田如水の外はみな石田が徒黨なりしかば、清正此の注進を聞いて大に悦び、大村が事關東へ申上げしかば、神君御感淺からず御書を下さる大成記安民記藩譜、

金吾黃門内通附奉行誓詞の事

金吾中納言秀秋は伏見の城を攻落して後、浮田中納言秀家にいざなはれ、美濃へ發向せられけるが、秀家秀秋へ申しけるは、貴殿は毛利宰相秀元、長東大藏大輔等と同じく伊勢路へかゝり、夫より濃州へ參陣あるべしとのことなりしが、秀秋思ふ所有りければ、我等は頃日所勞にて軍役勤

めがたし、暫く保養を加へ參陣すべしとて、江州高宮へ引返し數日を送りたり、其故は秀秋其始め、太閤政所をして養子とせられしこと故、淀殿と中睦しからず、石田三成淀殿に媚びて秀秋の事太閤へさまゝ讒をかまへしかば、太閤怒り給ひ、忽ちに秀秋が所領筑前一國收公せられ、越前北庄に遷し、僅に十六萬石を授けらる、其時神君秀秋罪なく讒に沈まれしを、憐み給ひ、種々太閤へ仰進られしかば、殿下もやむことを得ず、左程に徳川殿仰せられんには、其御はからひに任すべしとて、筑前の國を返し給ふ、こゝに於て政所悦び給ふこと大方ならず、秀秋も此芳恩いつの時に報じ參らする折こそあらめと思はれ、三成には怨み深くぞ有りける、其上黒田如水は秀秋家老平岡石見頼勝とは縁者なり、如水が家老井上九郎右衛門弟は秀秋の家人にて、川村越前といふ、かたぐゝ如水は秀秋にちなみあれば、今度大坂の催促に應じ、筑前を出馬せらるゝ頃、中津より使を小倉へ送り、石見方へよく、中納言殿をいさめて、關東方御味方とすべしと諭しける、石見同役稻葉佐渡相談し、家人神木清兵衛、齋藤與右衛門寛永系圖を關東へ下し、秀秋御味方に參るべき旨黒田甲斐守長政につきて申上げしかば、神君も長政を以て秀秋の志御祝着の旨仰遣はさる、扱こそ伏見

城攻の時も、秀秋内々使を城中へ遣はし、城に入つて加勢せんと申入れられしかど、鳥居元忠、内藤家長等同意せざれば、不得止事寄手に加はるといへども、其後も使を關東に參らせ、山岡道阿彌、岡江雪を頼み、秀秋大坂の催促もたしがたく伏見の攻手となりけれど、内府御出馬に於ては御味方に參り、合戦の最中裏切すべきよし堅く申送る、されども其志未だ御不審に思召しければ、黒田長政人質を取りかはしたり、浮田中納言秀家は金吾の心中計り難しと思へば、大垣にて石田と相談し、戸田武藏守、平塚因幡守を使とし、秀秋の高宮の陣所につかはし、秀家三成軍議あれば早々來らるべき旨申送り、もし來るまじきとならば其儘刺殺すべし、其方等たとひ其場にて討たるゝ共、忠義は永世に残り、恩榮は子孫に及ぶべし、秀秋たとひ病臥すとも、兩使わざゝ參向せんに、よもや對面せぬことあるまじければ、構へて本意を達すべしと命じければ、戸田平塚も仰せにや及ぶべき、荆軻が秦王をとらへながら、本望を達せざりし如き未練の働はつかふまつるべからずと返答し、兩人高宮に至り秀家三成の口狀を申述べたり、秀秋は近日病快からずと對面せず、其上近臣を出して兩人わざゝ是所まで來らるゝらへば、病をつとめて近日大垣へ參陣し、秀家三成へ面議すべしと有りけ

れば、戸田平塚も詮方なく残念ながら大垣へ空しく立歸り、秀秋は四五日ありて大垣近く着陣し、其旨城中へ申送れば、秀家より城の西松尾山の麓に陣を張り給へと申送る、秀秋心得候とて、手勢八千餘人を引具し松尾山の上に陣せらる、大谷吉隆兼ねてより秀秋と懇なれば、松尾の陣に参り對面し申しけるは、憚りなる事ながら、貴卿は故太閤殊更御いつくしみ深く、恩寵なみならず、高官大祿を授け給へることなれば、申迄には候はねども、秀頼公を補佐なされ天下をも治め給ふべき御身、關東へ腰を曲げて阿諛し給ふべき理なし、浮田殿をはじめ石田長束の奉行等、始めより卿の御心中を疑ひ候へども、兎角御縁といひ御恩といひ、幼君に御異心よもあるまじと存じ候、返すべく御思案有つて反逆二心などあるべからず、たゞ天下太平の御爲を思召し給ふべしと諫めけり、其時平岡石見、稻葉佐渡の兩人大谷に向ひ、仰のごとく黃門事は幼稚より太閤様御厚恩にて、只今かく高官大祿の身にもなられたれば、幼君に反心抱き申さるべきにあらず、先頃より所勞にて參陣延引するゆゑ、彼是と下々雜説も候なるべし、たとひ黃門萬一不所存候とて、我々年寄り共も候へば、其儀御氣遣ひあるべからずといへば、吉隆中納言殿英才にましまして、御年若ければ萬一御卒忽の

御舉動も候べきかと、我々氣遣ひ候所、其方ども堅固の心體申聞けられ大に安堵致しぬ、此上よく諫めて御卒忽なからん様沙汰すべしとて歸りけり、大垣にては秀家三成等兎角秀秋心中不審なれば、此上官爵を以て其忠を宥めん事肝要なればと相談し、四箇條の屬託に誓詞を添へて瀧川豊前守、矢田半右衛門を使とし、松尾山の陣所に送りける、

一 秀頼公十五歳に被爲成候迄は、關白職并に天下の政務秀秋卿へ可讓渡事、

一 秀秋卿上方爲賄、播磨國可渡之、筑後筑前は如

前の事、

一 於江州二十一萬石稻葉佐渡へ、同十萬石平岡石見へ、秀頼公より可被下と仰せの事、

一 爲當座の御音物、金子三百枚稻葉佐渡へ、同三百枚平岡石見へ可被下事、

九月

攝津守
安國寺
刑部少輔
治部少輔
大藏大輔

秀家

筑前中納言殿

秀秋是を披見せられて後、瀧川矢田に對面ありて、秀家卿を始め奉行中より事あたらしき起請の前書さらしく心得がたし、秀秋もとより秀頼公御味方して更に異心思ひもよらず、然るに利祿を以て心を動さんと四箇條の屬託頗る本意を失ふ物か、是はひとへに毛を吹いて疵を求むるといふべし、秀秋萬一にも異見あらんには、瑣細の屬託に其心を奪はれ、心中の謀略を變ぜんや、是は小兒を欺く手立といふ物也、第一天下の政務を秀秋に譲らんとは何ごとぞ、既に輝元卿

を西丸へ住居させ、天下の政務を司らしめながら、今輝元卿いかなる過失あつて輝元卿を追ひおろし、秀秋に渡す事かなふべきや、斯様に手の裏かへす如き政務を預るとも、又幾程の榮耀をか頼むべき、もし左もあらんには、輝元卿我等と又政務の争ひおこり、天下再亂の基たるべし、秀秋爰迄出陣しかく各の疑をうけんより本國へ歸陣すべし、此旨よく秀家卿を始め奉行衆へ申さるべしと、盟書は其儘投返さるれば、兩使面目なく立歸る、秀家も三成も猶秀秋の心中を疑つて安き心はなかりけり(大成記基業)、

三河後風土記中終

昭和三年十月十日印刷
昭和三年十月十三日發行

〔物語日本史大系第十卷〕

不許複製

編輯兼
發行者

早稻田大學出版部

右代表者

種村宗八

東京府豊多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

印刷者

竹内喜太郎

東京市牛込區榎町七番地

發行所

東京牛込
早稻田

早稻田大學出版部

振替東京一二三番 電話牛込三四五六番

日清印刷株式會社印刷

z]-3B-58


中華民國三十三年五月二十三日


不刊遺囑

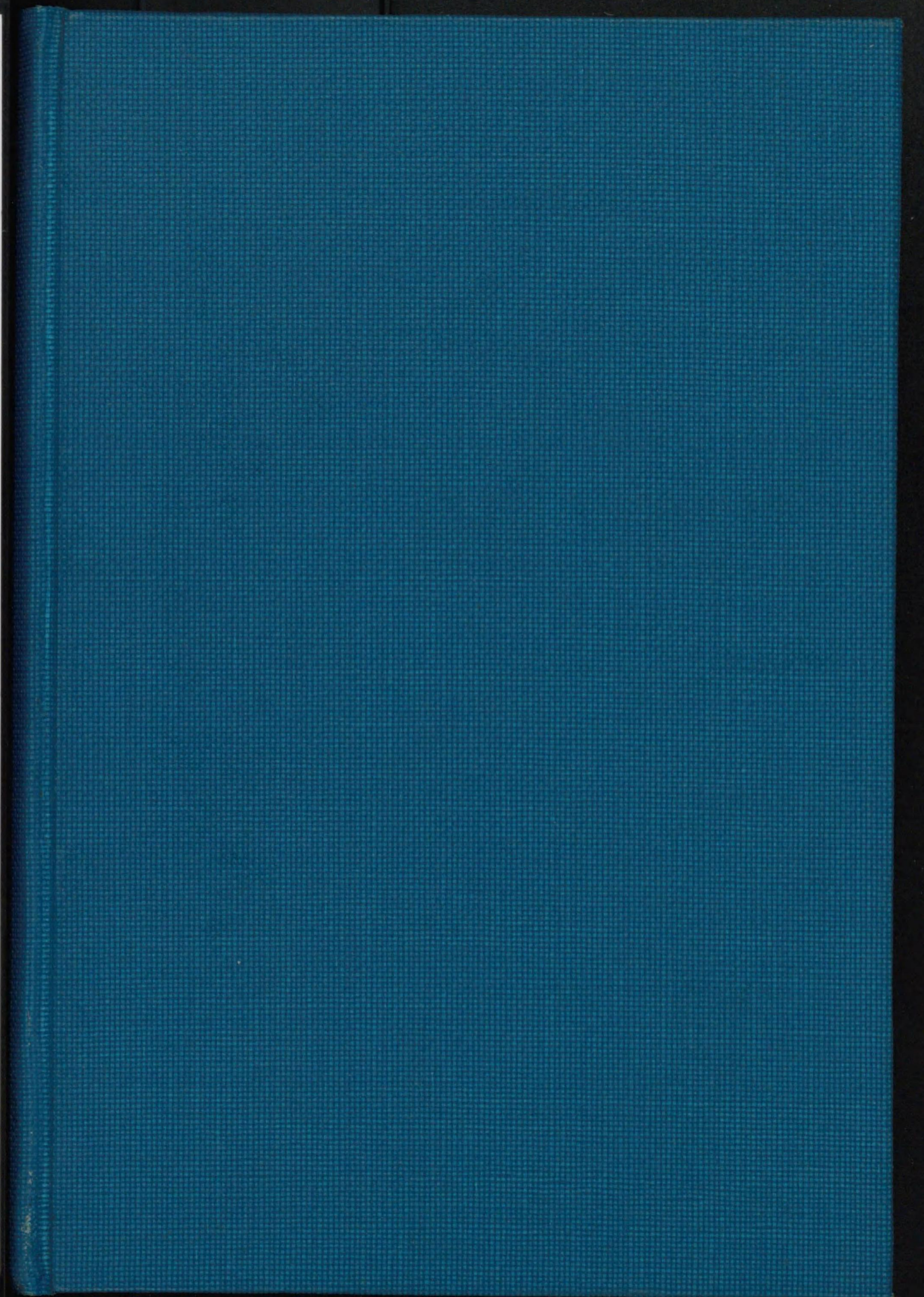
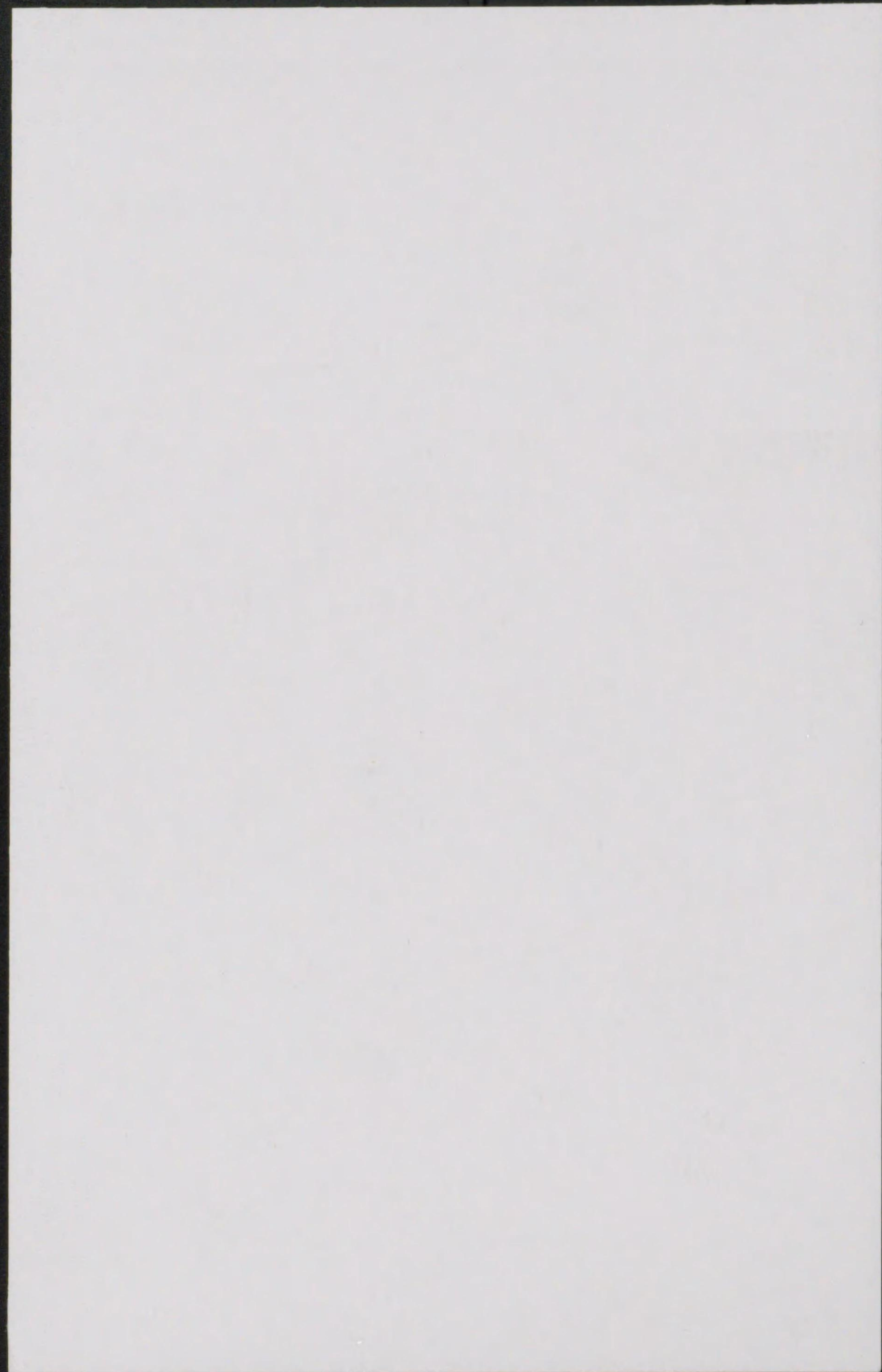
遺囑人 孫 林 宗 人
孫 林 宗 人
孫 林 宗 人

早稻田大學出版部

早稻田大學出版部





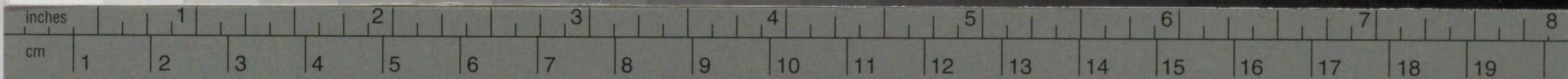


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

